

令和7年第3回定例会

# 大江町議会会議録

令和7年 9月2日 開会  
令和7年 9月11日 閉会

大江町議会



## 令和7年第3回大江町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (9月2日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	6
○欠席議員	6
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6
○本会議に職務のため出席した者	6
○開会の宣告	7
○開議の宣告	7
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期決定	8
○諸般の報告	8
○行政報告	12
○副議長の選挙	16
○所信表明会	16
○各常任委員会委員の選任	21
○各常任委員会正副委員長の選任	22
○議会運営委員会委員の選任	23
○議会運営委員会正副委員長の選任	24
○西村山広域行政事務組合議会議員の選挙	24
○議会選出委員等の推薦	25
○議案の審議・上程	26
○議第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
○議第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	27

○議第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
○議第41号～議第52号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	30
○議第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	33
○議第54号～議第71号の一括上程	35
○提案理由の説明	35
○監査委員報告	40
○散会の宣告	46

## 第 2 号 (9月3日)

○議事日程	49
○本日の会議に付した事件	49
○出席議員	50
○欠席議員	50
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	50
○本会議に職務のため出席した者	50
○開議の宣告	51
○議事日程の報告	51
○一般質問	51
櫻井和彦君	51
大沼清人君	63
伊藤慎一郎君	78
藤野広美君	90
○散会の宣告	100

## 第 3 号 (9月4日)

○議事日程	101
○本日の会議に付した事件	101
○出席議員	102
○欠席議員	102
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	102

○本会議に職務のため出席した者	102
○開議の宣告	103
○議事日程の報告	103
○一般質問	103
土田 勵 一 君	103
○散会の宣告	110

#### 第 4 号 (9月9日)

○議事日程	113
○本日の会議に付した事件	113
○出席議員	114
○欠席議員	114
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	114
○本会議に職務のため出席した者	114
○開議の宣告	115
○議事日程の報告	115
○議第54号の説明、質疑、討論、採決	115
○議第55号、議第56号の説明、質疑、討論、採決	117
○議第57号、議第58号の説明、質疑、討論、採決	119
○議第59号の説明、質疑、討論、採決	122
○議第60号の説明、質疑、討論、採決	137
○議第61号の説明、質疑、討論、採決	138
○議第62号の説明、質疑、討論、採決	139
○議第63号の説明、質疑、討論、採決	141
○議第64号の説明、質疑、討論、採決	142
○決算特別委員会設置及び付託	143
○散会の宣告	144

#### 第 5 号 (9月11日)

○議事日程	145
-------	-----

○本日の会議に付した事件	1 4 5
○出席議員	1 4 6
○欠席議員	1 4 6
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 4 6
○本会議に職務のため出席した者	1 4 6
○開議の宣告	1 4 7
○議事日程の報告	1 4 7
○決算特別委員会報告	1 4 7
○議第 6 5 号～議第 7 1 号の質疑、討論、採決	1 4 8
○閉会の宣告	1 4 9
○署名議員	1 5 1

大江町告示第59号

令和7年第3回大江町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年8月28日

大江町長 松田清隆

1 日 時 令和7年9月2日 午前10時

2 場 所 大江町議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

1番	菊地英幸君	2番	廣野秀樹君
3番	大沼清人君	4番	菊地邦弘君
5番	藤野広美君	6番	櫻井和彦君
7番	安食幸治君	8番	関野幸一君
9番	伊藤慎一郎君	10番	土田勵一君
11番	宇津江雅人君		

不応招議員（なし）

## 令和7年第3回大江町議会定例会

### 議事日程(第1号)

令和7年9月2日(火) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 副議長の選挙
- 日程第 6 各常任委員会委員の選任
- 日程第 7 各常任委員会正副委員長の選任
- 日程第 8 議会運営委員会委員の選任
- 日程第 9 議会運営委員会正副委員長の選任
- 日程第10 西村山広域行政事務組合議会議員の選挙
- 日程第11 議会選出委員等の推薦
- 日程第12 議第38号 大江町監査委員の選任について
- 日程第13 議第39号 大江町監査委員の選任について
- 日程第14 議第40号 大江町農業委員会委員の任命について
- 日程第15 議第41号 大江町農業委員会委員の任命について
- 日程第16 議第42号 大江町農業委員会委員の任命について
- 日程第17 議第43号 大江町農業委員会委員の任命について
- 日程第18 議第44号 大江町農業委員会委員の任命について
- 日程第19 議第45号 大江町農業委員会委員の任命について
- 日程第20 議第46号 大江町農業委員会委員の任命について
- 日程第21 議第47号 大江町農業委員会委員の任命について
- 日程第22 議第48号 大江町農業委員会委員の任命について
- 日程第23 議第49号 大江町農業委員会委員の任命について
- 日程第24 議第50号 大江町農業委員会委員の任命について
- 日程第25 議第51号 大江町農業委員会委員の任命について

- 日程第 2 6 議第 5 2 号 大江町農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 7 議第 5 3 号 財産の取得について（ギガスクール構想に伴う児童生徒用タブレット P C 端末等整備）
- 日程第 2 8 議第 5 4 号 大江町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 9 議第 5 5 号 大江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 0 議第 5 6 号 大江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 1 議第 5 7 号 大江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 2 議第 5 8 号 大江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 3 議第 5 9 号 令和 7 年度大江町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 4 議第 6 0 号 令和 7 年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 5 議第 6 1 号 令和 7 年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 6 議第 6 2 号 令和 7 年度大江町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 7 議第 6 3 号 令和 7 年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 8 議第 6 4 号 令和 7 年度大江町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 9 議第 6 5 号 令和 6 年度大江町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 0 議第 6 6 号 令和 6 年度大江町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 1 議第 6 7 号 令和 6 年度大江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 2 議第 6 8 号 令和 6 年度大江町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 3 議第 6 9 号 令和 6 年度大江町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 4 議第 7 0 号 令和 6 年度大江町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 4 5 議第 7 1 号 令和 6 年度大江町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 4 6 監査委員報告

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	菊地英幸君	2番	廣野秀樹君
3番	大沼清人君	4番	菊地邦弘君
5番	藤野広美君	6番	櫻井和彦君
7番	安食幸治君	8番	関野幸一君
9番	伊藤慎一郎君	10番	土田勵一君
11番	宇津江雅人君		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	副町長	菅野光昭君
教育長	清野均君	総務課長	五十嵐大朗君
政策推進課長	鈴木利通君	地域振興課長	櫻井洋志君
税務町民課長	伊藤修君	健康福祉課長	岡田照彦君
農林課長	阿部美代子君	建設水道課長	伊藤和幸君
教育文化課長	金子冬樹君	会計管理者兼 出納室長	伊藤修君
代表監査委員	安藤宏君		

---

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	西田正広君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	庄司由利君
--------	-------	------------------------	-------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（宇津江雅人君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第3回大江町議会定例会を開会します。

なお、暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

---

◎開議の宣告

○議長（宇津江雅人君） これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（宇津江雅人君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（宇津江雅人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、大江町議会会議規則第127条の規定により、

1番 菊地英幸君

2番 廣野秀樹君

を指名します。

---

### ◎会期決定

○議長（宇津江雅人君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の協議に基づき、本日から11日までの10日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から11日までの10日間に決定しました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（宇津江雅人君） 日程第3、諸般の報告です。

最初に、私のほうから報告します。

去る8月18日、菊地副議長から9月1日をもって副議長の職を辞したいとの辞職願が提出されました。議長は、同日付でこれを許可しましたので、報告します。

また、本町議会選出の西村山広域行政事務組合議会議員の廣野議員、藤野議員からは9月1日をもつての辞職願が、議会選出の監査委員である櫻井議員からは9月27日をもつての辞職願が、それと国民健康保険運営協議会委員の安食議員と伊藤議員及び社会福祉協議会理事の関野議員からは9月30日をもつての辞職願がそれぞれ提出されておりますので、併せて報告いたします。

次に、私のほうから7月11日に本町にて行われました西村山地方議長協議会の議員研修及び7月15日から17日までの期間で開催されました村山地方町村議会議長会の行政視察研修の件について報告します。

7月11日に、中央公民館ぷくらすにおきまして、西村山地方議長協議会議員研修会が開催されました。本町での開催でありますので、講師には左沢出身で元NHK解説主幹であり、現在はジャーナリストとして活躍しております板垣信幸氏から「激変する世界政治経済情勢と日本」について講演をいただきました。トランプ関税や半導体競争、地球温暖化など幅広い世界情勢について、独自の切り口で分かりやすいご講演をいただきました。

この研修会は、毎年、寒河江西村山1市4町が持ち回りで開催しており、今回は各市町議員59名と議会事務局職員7名が受講しました。

次に、7月15日から17日までの期間で開催されました村山地方正副議長行政視察研修につきましては、村山地方7町の正副議長14名で北海道網走市と斜里郡小清水町において研修を実施いたしました。網走市においては、開業医誘致制度と移動型医療サービスの説明を受け、医師不足解消に向けた施策について学び、小清水町においては、役場庁舎が防災拠点となる複合施設を視察し、有事における町と議会の対応等について研さんを深めてまいりました。

次に、7月1日から2日にかけて行われました総務文教常任委員会の行政調査及び6月25日から26日にかけて行われました産業厚生常任委員会の行政調査の件について報告を求めます。

7番、安食幸治君。

○総務文教常任委員会委員長（安食幸治君） おはようございます。

それでは、私のほうから大江町議会総務文教常任委員会行政調査報告をさせていただきます。

視察年月日、令和7年7月1日火曜日から2日水曜日までです。

視察場所、青森県上北郡六戸町教育委員会及び六戸学園。

視察内容、青森県初の義務教育学校設立の経緯と今後の課題等について。

所感。

六戸町は、青森県上北郡の東南部に位置する人口1万10人（令和7年6月1日現在）の町で、十和田市と三沢市に隣接しています。

町内にあった県立六戸高等学校が、学校再編計画に伴って閉校することとなり、その高校跡地の利活用を考え、町の今後の児童生徒数の減少を鑑みたときに、青森県初の義務教育学校を設立しようという機運が高まった。そして、準備期間僅か2年で高校敷地跡に新校舎を完成させ、今年4月の開校につながったという全国でも類例のないスピード感で進められた。これは、元県立高校であったことから、県と交渉して解体工事は県が負担したことや、野球場とグラウンドはそのまま利用できるという好条件も早期開校を後押しした形である。

新たな校舎には地元産木材をふんだんに用いて木造三階建てとした。現在、小学校1年生から中学校3年生に当たる9年生までの853人が29クラスで学び、登下校も17台のスクールバスを運行して、ほぼ全校生徒を安全に通学させている。また、大小2つの体育館や町立図書館も併設するなどして、子どもだけでなく町民からも親しまれる施設となっています。建

設費89億円をかけた校舎には、全てのクラスに巨大な電子黒板を設置しただけでなく、教室の壁3面がスクリーンとなるICTルーム等も完備されており、最先端の教育が施されている。この六戸学園で学ばせたいと、他市町や県外から転入してきた世帯もあるといます。

しかし、今後の課題としては、最先端の義務教育学校六戸学園の設立を最重要事項として取り組んできたため、町内3つの小学校と2つの中学校施設の利活用が決まっていないことが挙げられます。それで、プリントには書いていないんですけども、青森県のニュースによりますと、8月末の青森県のニュースですと、廃校の小中学校5校と町内施設の1か所の6施設が、負担額約半分の補助を受けて、全て解体されることになりました。

我が大江町においても、今後開校される予定の義務教育学校では、子どもたちの未来のために、ほかに誇れる学校をつくることはもちろん強く望まれるが、廃校校舎や跡地の利活用なども考慮するとともに、建設地の選定や多額の建設費など、多くのクリアすべき課題が噴出してくると考えられる。

今後は、子どもたちの未来を創造する学校の開校と、町民の未来に負担を残さない義務教育学校の建設という二律背反とも言うべき状況を克服していかなければならない。議会としては、もちろん町と協力しながら真摯に取り組んでいかなければならないが、町長の強いリーダーシップで、未来に羽ばたく子どもが生き生きと育つ、輝かしい大江町を築き上げていただきたいと切に望むものである。

令和7年9月2日。

大江町議会議長、宇津江雅人殿。

大江町議会総務文教常任委員会委員長、安食幸治。

以上であります。

○議長（宇津江雅人君） 次に、産業厚生常任委員会行政調査の報告を求めます。

8番、関野幸一君。

○産業厚生常任委員会委員長（関野幸一君） 皆さん、おはようございます。

私のほうからは、本年6月25日、26日に行われました産業厚生常任委員会の行政調査の報告をさせていただきます。

今回の調査は、青森県おいらせ町の観光農園アグリのおいらせにて調査しました。

2007年に開設と同じくにして認定農業者を取得、通年型の観光農園の運営を通して地域のにぎわいの中で障害者の活躍の場、雇用の場を実現したいとの思いから、2007年より農業生産と六次産業化に着手し、現在に至っておるとのことです。様々な事業を展開していますが、

常に障害者の側に立ち無理のない就農に就いたり、加工所の就業については、ほかとは違う取組をしていると聞きました。中でも給料の面では、ほかの障害者がもらっている給料より多くもらえるよう工夫などをしているとも紹介していただきました。

このような事業は、本町では、すぐできるものではありませんが、本町でもこのような取組は、今後、必要になってくると感じております。

続きまして、6月26日に行われました廃校を利用した生ハム工房を視察について報告します。

全国で少子化などによって学校の統廃合が進み廃校になる施設が増えており、その利活用については各自自治体でも大きな問題となっております。

大鰐町でも平成27年廃校になった施設の利用について考えていたところ、地域の企業より旧第三小学校の活用について相談を受け、本格的に利活用についての検討を始め、最終的には貸付けではなく売却することの入札ではなく、プロポーザル方式で施設利用者を決定することにしたとのことでした。

その後、地域の企業に売却、現在、生ハムの加工工場として運営しています。実際に、学校を見させてもらおうと、学校の校舎の中に加工所があり、教室の中には生ハムがつるされておりました。教室で説明を聞き、生ハムも試食させていただきました。

本町にも廃校になった施設があり、今後どのように利活用するか、または民間に売却するかなど頭の痛い問題であり、早急に解決しなければならないと考えております。今回の一般質問でも、このように関連した質問が多く出ておりますので、町長の答弁が楽しみでございます。

以上、産業厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（宇津江雅人君） 次に、西村山広域行政事務組合議会第2回臨時会の件について報告を求めます。

5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） それでは、私のほうから西村山広域行政事務組合議会第2回臨時会の報告をさせていただきます。

令和7年7月9日水曜日、寒河江市議会議場で第2回西村山広域行政事務組合議会臨時会が開催されました。

初めに、大江町を除く1市3町の議会選出議員の改選があったことから議長選挙を行い、寒河江市議会議長の柏倉信一氏が選ばれました。

次に、宇津江雅人副議長から副議長の辞職願が提出されたことに伴い、副議長選挙を行い、朝日町議会議長の阿部為吉氏が選ばれました。

次に、構成市町議会選出議員から議会運営委員が選任されるとともに、互選により議会運営委員長に寒河江市議会議員の阿部清氏、副委員長には河北町議会議員の細矢誓子氏が選ばれました。

次に、行政報告として、朝日町議会議員の青木裕子氏が組合議員の職を辞職したことに伴い、監査委員の職についても辞任となっていることが報告され、新たに西川町議会議員の大泉奈美氏を選任することに同意いたしました。

議案内容です。

議第9号 西村山広域行政事務組合議会の個人情報保護に関する条例の一部改正については、刑法及び情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

議第10号から議第12号までは、記載のとおりですので、ご覧になってください。

議第9号から議第12号までは、一括議題として審議され、議決されました。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（宇津江雅人君） これで諸般の報告を終わります。

---

### ◎行政報告

○議長（宇津江雅人君） 日程第4、行政報告です。

町長及び教育長から行政報告の申出がありますので、これを許可します。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 皆さん、おはようございます。

私のほうから、行政報告、1件目については、令和6年度の健全化判断比率等の算定結果についてであります。地方財政状況調査に基づく令和6年度健全化判断比率等の算定結果がまとまりましたので、概要をご報告させていただきます。

資料1の1ページ目の総括表をご覧ください。

上段が本町の算定された比率、中段が早期に自主的な健全化が必要な段階とされる早期健全化基準と、国による支援とともに確実な再生が必要な段階とされる財政再生基準となっています。

それでは、実質赤字比率から順にそれぞれの算定内容についてご説明させていただきます。

2ページ目の左側の上段をご覧ください。

1つ目の指標となる実質赤字比率につきましては、一般会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率であります。本町の場合、実質収支額は2億5,996万円の黒字でありましたので、赤字なしという結果になりました。

次に、2つ目の連結実質赤字比率であります。これについては、本町の場合、一般会計のほか、4つの特別会計と水道事業会計及び下水道事業会計が算定の対象となっています。

2ページの左側下段をご覧ください。

公営事業会計については、ご覧のとおり4つの特別会計が対象であります。全ての会計の実質収支額が黒字となっております。

同じく、2ページの右側のほうをご覧ください。

こちらは、公営企業会計分ですが、上段の法適用企業である水道事業会計及び下水道事業会計、下段の法非適用企業である宅地造成事業特別会計ともに資金不足は生じておらず、一般会計なども含めた全ての実質収支額等の合計が6億653万6,000円の黒字となりました。

以上のことから、連結実質赤字比率につきましても、赤字なしという結果になっております。

なお、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに、指標の算定が義務づけられました平成20年度以降、赤字なしとなっているところであります。

次に、3ページをご覧ください。

実質公債費比率であります。

これは一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率になりますが、今回の算定では、3か年平均の比率が8.7%となりました。

ご覧のとおり、単年度の比率は少しずつ下がっておりますが、3か年平均では昨年度の8.6%から0.1ポイント上昇する結果となりました。

なお、早期健全化基準では25%となっておりますので、引き続き基準を下回るようになりました。

次に、4ページをご覧ください。

将来負担比率であります。

この指標は、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模等に対する比率であります。早期健全化基準は350%とされておりますので、算定の結果、本町の場合は4年連続で負担なしとなっております。

なお、過疎団体の場合には、公債費の元利償還金に対する交付税措置の恩恵があるため、比率が低くなる傾向が見受けられ、県内でも負担なしとなる自治体が複数あるようであります。

資金不足比率につきましては、公営企業に係る資金不足額を事業規模とみなされる額で割った比率となるものでありますが、2ページの右側に表記しているとおり、いずれの会計ともに資金不足なしの結果になったものであります。

以上、算定結果の概要を報告申し上げましたが、今回の算定では、いずれの比率においても早期健全化基準を下回るという結果となっております。引き続き、財政の健全化に努めてまいります。

次に、2件目になりますが、山形連携中枢都市圏連携事業の令和6年度実施結果について、ご報告をさせていただきます。

資料の2をご覧ください。

令和6年度は、新規事業1件を加え41事業を実施しておりますが、大江町が連携している事業についてご説明をさせていただきます。

資料の1枚目、2、主な連携事業の成果等のところをご覧ください。

ふるさと納税を活用した圏域特産品等のPRにつきましては、山形の広域的な特産品等を圏域全体の共通返礼品として取り扱う全体型返礼品に、ラ・フランスを含む洋梨やピオーネを追加し、全11品目になりました。

大江町では、令和3年度から米を、令和4年度からは山形牛を、令和6年度から各種果物を共通返礼品として取り扱っております。

連携による広域観光の促進につきましては、令和6年度は昨年に引き続き山形めぐり観光デジタルマップの観光スポットの掘り起こしを進めた結果、令和5年度の475か所から2倍の950か所へと大幅に拡大しました。

令和6年度から運用を開始いたしました救急医療情報共有システムは、救急隊が現場で収集した傷病者情報をリアルタイムで医療機関と共有することができる仕組みであります。令

和6年度は、山形市においてシステム導入を行い、連携自治体において実証実験を実施し、令和7年度から圏域内で本格運用をしております。

最後に成果指標について、4、主な成果指標（KPI）の達成状況、ここをご覧ください。

連携事業の指標として、2枚目の参考1にあるとおり、7市7町の数値を合計した各種指標を設定して、進捗状況を管理しております。参考1は、後ほどご覧いただければと存じます。

目標を達成している指標は、圏域に係る関係人口の数で、達成率143.2%と大きく上回りました。前年より27.7ポイント下がったものの、ふるさと納税の返礼品拡充や特産品PRなどの効果により、目標を十分に達成したところであります。

目標を達成していないものの前年度より目標値に近づいた指標は、圏域の観光客数で、達成率95.2%と、前年度から10.2ポイント改善いたしました。インバウンド需要の高まりや、連携による広域観光の促進の効果が現れてきているものと考えております。

今後も連携事業の取組が町民の福祉向上につながるよう努めるとともに、引き続き、連携事業の内容等について協議を進めてまいります。

以上、私からの行政報告となります。

○議長（宇津江雅人君） 続いて、清野教育長。

○教育長（清野 均君） 教育委員会から、令和7年度教育委員会事務事業点検・評価報告書（令和6年度分）について、ご報告申し上げます。

資料3として配付しておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定では、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないと定めているところであり、その際には、教育に関して学識を有する者の知見の活用を図るものとされているところであります。

このことから、大江町教育委員会でも、これまで前年度の主要な事務事業の点検・評価を行ってきておりますが、今年度は学識経験者等の知見を活用するために、木の沢区の富樫雅人氏、小漆川区の伊藤学氏、下モ原区の松田澄子氏のお三方に評価委員をお願いし、それぞれのご意見を伺った上で、令和6年度に教育委員会が実施した主な事務事業についての点検・評価報告書を作成いたしましたので、ご覧いただきたいと思っております。

大江町教育委員会では、今後とも議員各位をはじめ、多くの町民の皆様方からのご意見を拝聴しながら、豊かな暮らしにつながる教育事業を推し進め、信頼される教育行政を推進し

てまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いし、ご報告させていただきます。

---

### ◎副議長の選挙

○議長（宇津江雅人君） 次に、日程第5、副議長の選挙を行います。

選挙実施に当たり、大江町議会申合せ事項に基づきまして、町民に開かれた議会の実現のため、副議長を志す議員が議会運営を行うに当たっての所信及び抱負を表明する所信表明会を開催します。

所信表明会は本議場において公開するものとし、インターネット中継をそのまま続けますが、休憩中に開催することとされておりますので、一旦本会議を休憩します。

休憩 午前10時31分

---

### ◎所信表明会

○進行（土田勵一君） 所信表明会を開催するに当たり、進行役は大江町議会申合せ事項により、所信表明を行う議員及び議長以外の年長の議員が行うことになっていることから、私、土田勵一が進行を務めますので、よろしく願いいたします。

所信表明を行う順序は届出順とし、時間は1人10分以内とされています。残り1分でベルを鳴らしますので、まとめていただきます。

傍聴される方は、大江町議会傍聴規則を準用し、所信表明者に対して賛意または反意を表す発言や拍手などはしてはならないとされていますので、ご承知おきください。

本日、9時までに届出のあった議員は3人です。

それでは、届出順に、5番、藤野広美君、お願いいたします。

○5番（藤野広美君） 皆さん、おはようございます。

所信表明の前に、貴重な時間をいただきましたことに御礼を申し上げます。

このたび、副議長選に立候補をさせていただきました藤野広美でございます。副議長選に

向けた所信表明をさせていただきます。

立候補を決意し、町民の皆様から議会に送り出していただいてから、早いもので6年が経過しております。これまで、議員の皆様と切磋琢磨し、町民の皆様へ寄り添う議員として、議会活動を行ってまいりました。

議会においては、議員定数の見直しや議員の成り手不足など課題があります。私は、課題に取り組むため、活性化委員会を活発に開催し、よりよい議会を目指してまいりたいと思っております。議長を支えることはもちろんのこと、信頼される議会を目指してまいります。

皆様の協力とご支援をお願い申し上げて、私の所信表明とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○進行（土田勵一君） 続いて、6番、櫻井和彦君、お願いいたします。

○6番（櫻井和彦君） おはようございます。6番、櫻井和彦です。

9月に入っても異常な暑さが続いております。近年にない異常な気象かと思っておりましたが、おととしもやはり9月になって高温がありました。そのおととしのことさえすっかり忘れていた状況であります。

今日、この議会が始まる前に、大江中学校で読み語りをしてきました。あしたの朝は左沢小学校で読み語りがあります。子どもたちの笑顔が、私たちが住んでいる大江町の将来を支えてくれる原動力となることを願って、多くのボランティア活動をしております。その活動は、もう既に十数年になります。私には私自身の約束事があります。それは、どんなことがあっても町の子どもたちを守っていく。男は女を守り、大人は子どもを守り、親は家庭を守る。この言葉を心に刻んでやっております。

議員にも約束事があります。それは公約です。選挙の際に政党や候補者が有権者に対して、この政権を任せただけであればこれらの政策を実現しますと公に約束することです。公約を実現しなかったら公約違反。投票者に対して、うそを言ったということになってしまいます。私は、2年前の議長選挙で大江町議会の見直しを訴えた候補者を信じて、1票を投じました。過半数の信任を得て、現在の議長がおります。公約なので、忘れていたとかは理由になりませんし、実現してこそ、この公約が公約で、公約になるものであろうかと考えます。

ベクトルという単語があります。これは、和とスカラーの倍を取ることができる量。つまり、向きと力の大きさを持つ量。議長が見直しをするということは、高みを目指して改革を進めるということであろうかと考えます。その高みを目指す方向と実現しようとする力の向きに、横の方向や後ろ向き方向が加わったならば、議長は公約を実現することができませ

ん。同じ方向を向き、下支えしてこそ、ベクトルの合成で公約が実現可能となる。そういうものではないでしょうか。多くの町民の声に基づき議会の見直しをしようとする議長の意思を尊重し、これから2年間、黒子に徹し、議長と同じ方向で下支えする決意で、今回、副議長候補として立候補を表明いたしました。

また、副議長には、漏れなく大切な仕事がついてきます。それは、議会だよりの広報委員に任命されるということです。広報委員の仕事をするのが嫌だとか文句を言う人では駄目です。パソコンを使って原稿を作成し、また編集や校正をする仕事なので、パソコンを使えない人とかは言語道断な話です。広報委員は4名しかいないので、口だけでは実現ができないのでは、大きなブレーキとなってしまいます。そこには、確実に力となる即戦力が必要であります。ご存じのように広報委員の発行責任者は議長でありますから、スムーズな広報委員の活動が必要なのであります。

現在、大江町議長は、従来の議長活動に加えて、かなり多くの議長会の公務が入り、スケジュールを見ても激務そのものです。体力的にも心配するほどです。これがまだ1年半続きます。副議長となった暁には、何とか幾らでも同じベクトルで協力し、議長が残りの任期を確実に全うし、公約を実現し、町民から信頼を受けられるように支えてまいる所存です。

以上です。

○進行（土田勵一君） 続いて、9番、伊藤慎一郎君、お願いします。

○9番（伊藤慎一郎君） おはようございます。

大江町議会副議長選挙に当たり、所信表明を行います。

私は、平成19年9月に大江町議会議員に当選して以来18年間の経験を生かし、議長を補佐し、補佐役として支え、議会制民主主義を再認識することに努め、議会活性化に尽力をいたします。

よろしく申し上げます。

○進行（土田勵一君） 以上で、副議長選挙の所信表明を終わります。

ご協力、誠にありがとうございました。

再開 午前10時44分

○進行（土田勵一君） ここで議長と交代いたします。暫時休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時45分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

---

○議長（宇津江雅人君） 副議長の選挙は、投票により行います。  
ここで準備のため、暫時休憩します。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時46分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。  
議場の出入口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（宇津江雅人君） ただいまの出席議員は11人です。  
選挙立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人には3番、大沼清人君、4番、菊地邦弘君を  
指名します。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○議長（宇津江雅人君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の枠内に、適格と認める議員1人の氏名を書いてください。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱と記載台の点検を行います。

立会人の方は、前に出て点検をお願いします。

(投票箱、記載台点検)

○議長(宇津江雅人君) 異状ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(宇津江雅人君) 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を読み上げますので、順番に投票してください。

(事務局長、議席順に点呼。投票)

○議長(宇津江雅人君) 投票漏れはありませんですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(宇津江雅人君) 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これより開票を行います。立会人2人は、開票作業に立ち会ってください。

(開 票)

○議長(宇津江雅人君) 投票結果を申し上げます。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、藤野広美議員2票、櫻井和彦議員2票、伊藤慎一郎議員7票、以上であります。

この選挙の法定得票数は3票です。

これを満たしておりますので、伊藤慎一郎君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開けます。

(議場開鎖)

○議長(宇津江雅人君) ただいま副議長に当選されました伊藤慎一郎君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定に基づき、本席から当選の告知をいたします。

伊藤慎一郎君から登壇の上、ご挨拶をお願いします。

○9番(伊藤慎一郎君) 伊藤慎一郎です。

皆様からのご推薦、誠にありがとうございます。この責任の重さを肝に銘じ、皆様の期待に応えるよう働きたいと思っております。広く会議を起し万機公論に決すべし。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長(宇津江雅人君) これで副議長の選挙を終わります。

---

◎各常任委員会委員の選任

○議長（宇津江雅人君） 日程第6、各常任委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

各常任委員会委員のほか議会選出の各委員の選考については、8月19日に開催されました全員協議会での協議に基づき、総務文教常任委員6名、産業厚生常任委員5名、議会広報常任委員4名、西村山広域行政事務組合議会議員2名、都市計画審議会委員4名、国民健康保険運営協議会委員2名、議会選出監査委員1名を、議長が指名する4名の選考委員に選考を委ね、その選考結果に基づいて、議長が会議に諮って指名することとしますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会委員等の選任については、議長が指名する4名の選考委員に選考を委ね、その選考結果に基づいて、議長が会議に諮って指名することに決定しました。

ここで議長から申し上げます。

日程第6、各常任委員会委員の選任から日程第11、議会選出委員等の推薦までは議会内部の構成に関する事項でありますので、執行部の皆さんは連絡を申し上げるまで事務室にて待機していただきたいと思います。

それでは、暫時休憩します。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時07分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

それでは、議長から選考委員4名を指名します。

1番、菊地英幸君、4番、菊地邦弘君、7番、安食幸治君、8番、関野幸一君。

選考委員の方は、第一委員会室で直ちに選考に入ってください。選考が終わりましたら、

その結果を議長に報告してください。

選考が終了するまで、議会を休憩とします。よろしくお願ひします。

以上です。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時40分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

選考委員の選考結果を報告します。

最初に、総務文教常任委員、10番、土田勵一君、7番、安食幸治君、6番、櫻井和彦君、5番、藤野広美君、3番、大沼清人君、11番、宇津江雅人君。

産業厚生常任委員、8番、関野幸一君、4番、菊地邦弘君、2番、廣野秀樹君、1番、菊地英幸君、9番、伊藤慎一郎君。

議会広報常任委員、3番、大沼清人君、2番、廣野秀樹君、1番、菊地英幸君、9番、伊藤慎一郎君。

このようにそれぞれ指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した諸君を各常任委員会委員に選任することに決定しました。

---

#### ◎各常任委員会正副委員長の選任

○議長（宇津江雅人君） 日程第7、各常任委員会正副委員長の選任についてを議題とし、常任委員会を招集します。

なお、あらかじめ総務文教と産業厚生各常任委員会より、それぞれ議会運営委員2名を選出していただき、議長に報告をお願いします。

それでは、総務文教常任委員は第一委員会室で、産業厚生常任委員は第二委員会室で委員会を開催することとし、協議終了後、議会広報常任委員は直ちに第二委員会室にお集まりく

ださい。

それでは、午後1時まで休憩とし、午後1時から各委員会を始めてください。

なお、委員会が終了するまで、議会を休憩とします。

以上です。

休憩 午前11時43分

再開 午後 1時35分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

各常任委員会正副委員長の選任結果を、私からご報告します。

最初に、総務文教常任委員会委員長に、7番、安食幸治君、副委員長に、5番、藤野広美君。

産業厚生常任委員会委員長に、8番、関野幸一君、副委員長に、1番、菊地英幸君。

議会広報常任委員会委員長に、2番、廣野秀樹君、副委員長に、3番、大沼清人君。

以上のとおり選任することに決定しました。

---

#### ◎議会運営委員会委員の選任

○議長（宇津江雅人君） 日程第8、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

委員会条例第6条第4項の規定により、議会運営委員会委員には、7番、安食幸治君、10番、土田勵一君、8番、関野幸一君、4番、菊地邦弘君の4名を指名します。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した諸君を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

### ◎議会運営委員会正副委員長の選任

○議長（宇津江雅人君） 日程第9、議会運営委員会正副委員長の選任についてを議題とします。

直ちに議会運営委員会を招集します。

委員諸君は第一委員会室にお集まりください。

それでは、委員会終了まで議会を休憩します。

休憩 午後 1時37分

再開 午後 1時44分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

議会運営委員会正副委員長の選任結果を、私からご報告いたします。

議会運営委員会委員長に、10番、土田勵一君、副委員長に、4番、菊地邦弘君。

以上のとおり選任することに決定しました。

なお、本日選任されました各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の任期は、9月28日からとなりますのでよろしくお願ひします。9月28日からということです。

---

### ◎西村山広域行政事務組合議会議員の選挙

○議長（宇津江雅人君） 日程第10、西村山広域行政事務組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法で行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法については、指名推選とすることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、西村山広域行政事務組合議会議員には、8番、関野幸一君、4番、菊地邦弘君の2名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した2名を西村山広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した2人を当選人として決定しました。

当選された方々が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

---

#### ◎議会選出委員等の推薦

○議長（宇津江雅人君） 次に、日程第11、議会選出委員等の推薦についてを議題とします。

選考委員の選考結果に基づき、大江町都市計画審議会委員に、10番、土田勵一君、6番、櫻井和彦君、5番、藤野広美君、3番、大沼清人君の4名。

大江町国民健康保険運営協議会委員に、7番、安食幸治君、1番、菊地英幸君の2名。

大江町社会福祉協議会理事には、議会の申合せ事項により、8番、関野幸一君を指名し、推薦したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま申し上げた諸君を推薦することに決定しました。

ここで午後2時10分まで休憩します。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 2時10分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

---

◎議案の審議・上程

○議長（宇津江雅人君） 議案の審議に入る前にお諮りします。

議案書が事前に配付されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案書が事前に配付されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略いたします。

---

◎議第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第12、議第38号 大江町監査委員の選任についてを議題とします。

書記朗読。

〔書記朗読〕

○議長（宇津江雅人君） 提出者の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第38号 大江町監査委員の選任についてご説明申し上げます。

現職の安藤宏氏は、平成21年10月5日から4期16年の長きにわたり代表監査委員を務められており、来る10月4日をもって任期満了を迎えます。

先般、4期目を全うした上で職を辞したいとの申出を受け、私としても非常に残念ではありますが、これ以上ご負担をおかけすることは忍びないという気持ちもありまして、慰留することはできませんでした。この場をお借りして、長年のご貢献とご労苦に対しまして、

深甚なる敬意を表するものであります。

さて、ただいま書記から朗読あつたとおり、識見を有する新たな監査委員として鈴木利晴氏を最適と認め、提案させていただくものであります。

鈴木氏は、左沢1区に在住されており、昭和34年4月生まれ、66歳の方であります。日本大学経済学部を卒業後、株式会社ヤマコーに昭和57年から令和4年9月まで勤務され、総務課長を務められたほか、内部監査室の勤務経験があり、山交ビルや山交バスなどグループ会社の監査や出向も経験されたとのことであります。これらの豊富な経験と優れた知見を生かし、監査委員として最適の方であると確信をしているところであります。公職といたしましても、平成20年9月から平成24年9月まで町の教育委員を務められており、様々な分野でご活躍されてきた、人格が高潔で人望の厚い方でもあります。

以上のことから、鈴木利晴氏を大江町監査委員として適任と認め、令和7年10月5日付で選任をしたいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるため提案をするものです。

ご審議の上、ご同意くださいますように心からお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 議第38号の質疑に入ります。

何かありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 以上で質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

なお、議第38号 大江町監査委員の選任についての、この採決は起立により行います。

本件について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

◎議第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第13、議第39号 大江町監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、4番、菊地邦弘君の退席を求めます。

〔4番 菊地邦弘君退席〕

○議長（宇津江雅人君） 議第39号の議案を書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（宇津江雅人君） 提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第39号 大江町監査委員の選任についてご説明申し上げます。

現在、監査委員を務めていただいている櫻井和彦委員より、令和7年9月27日をもって監査委員を辞したい旨の願いが令和7年8月20日付で提出されました。

本職はこれを承認し、議員のうちから選任する後任の大江町監査委員に菊地邦弘氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 議第39号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第39号 大江町監査委員の選任についての採決は起立によって行います。

本案について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は同意することに決定しました。

4番、菊地邦弘君の入場を許可します。

〔4番 菊地邦弘君入場〕

○議長（宇津江雅人君） ただいまの人事案件で同意されました監査委員の鈴木利晴さんから

は、明日、3日の本会議再開前にご挨拶をいただくこととしております。

---

◎議第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第14、議第40号 大江町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、9番、伊藤慎一郎君の退席を求めます。

〔9番 伊藤慎一郎君退席〕

○議長（宇津江雅人君） 書記朗読。

〔書記朗読〕

○議長（宇津江雅人君） 提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第40号 大江町農業委員会委員の任命についてご説明を申し上げます。

本町農業委員会の委員につきましては、来る10月7日をもって3年の任期満了を迎えることとなります。農業委員は、農業委員会等に関する法律において、市町村長が議会の同意を得て任命するとされており、今般、後任の委員を任命するため議会の同意を求めるものであります。

農業委員を任命する際の主な要件といたしまして、1つ目は、認定農業者が委員の過半数を占めるようにしなければならないとされており、委員定数が13名のため、委員の7名以上が認定農業者である必要があります。2つ目は、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しないものが含まれるようにしなければならない。3つ目は、年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。このように決められております。特に、若者、女性の積極的な登用が求められてきております。

これらを考慮し、認定農業者で若手農業者として活躍されております伊藤真人さんを大江町農業委員として適任と認め任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条の第1項の規定により、議会の同意を得るため提案するものであります。

ご審議の上、ご同意くださいますよう、心からお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 議第40号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第40号 大江町農業委員会委員の任命についての採決は起立によって行います。

本案について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は同意することに決定しました。

9番、伊藤慎一郎君の入場を許可します。

〔9番 伊藤慎一郎君入場〕

---

#### ◎議第41号～議第52号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第15から日程第26までの大江町農業委員会委員の任命について12件を一括議題とし、採決のみを1議案ごとに行いたいと思います。

また、本案については議第40号と議案内容の構成が同じでありますので、議案番号と住所、氏名、生年月日のみ朗読させたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

それでは、書記朗読。

〔書記朗読〕

○議長（宇津江雅人君） 提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第41号から52号の大江町農業委員会委員の任命についてご説明を申し上げます。

ご提案申し上げております候補者につきましては、別紙資料4の大江町農業委員会委員候

補者名簿のほうをご覧ください。

先ほどの議第40号で申し上げましたが、認定農業者数の割合、利害関係を有しない者の選任、年齢、性別などの要件などを勘案した上で、候補者の方々を名簿に記載させていただいております。候補者の方々は、これまでの様々な経験を生かして、今後の本町農業行政の振興発展のために尽くしてくださる方々だと確信をしております。

以上のことから、議第41号から議第52号のとおり、12名の方々を大江町農業委員として適任と認め任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるため提案をするものであります。

ご審議の上、ご同意くださいますように心からお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 議第41号から議第52号までの質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は、1議案ごと起立によって行います。

初めに、議第41号 大江町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は同意することに決定しました。

議第42号 大江町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は同意することに決定しました。

議第43号 大江町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は同意することに決定しました。

議第44号 大江町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は同意することに決定しました。

議第45号 大江町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は同意することに決定しました。

議第46号 大江町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は同意することに決定しました。

議第47号 大江町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は同意することに決定しました。

議第48号 大江町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は同意することに決定しました。

議第49号 大江町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は同意することに決定しました。

議第50号 大江町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は同意することに決定しました。

議第51号 大江町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は同意することに決定しました。

議第52号 大江町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は同意することに決定しました。

---

### ◎議第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 次に、日程第27、議第53号 財産の取得についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第53号 財産の取得についてご説明をさせていただきます。

本議案は、町立小中学校の児童生徒用タブレット端末500台を更新するため、契約金額2,695万円で、山形市薬師町二丁目18番1号、NTT東日本株式会社山形支店、支店長小澤一仁との間で契約を締結するものです。

今回、取得しますものはタブレット端末500台で、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、取得金額が700万円を超えることから提案するものであります。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） 議第53号について、担当課長の詳細説明を求めます。

金子教育文化課長。

○教育文化課長（金子冬樹君） それでは、議第53号 財産の取得について、詳細をご説明申し上げます。

本事業は、文部科学省の提唱するG I G Aスクール構想を受けて、小中学校について義務教育段階での児童生徒1人1台端末環境の十分な活用により、確かな学びの実現を図ることを目的とし、令和2年度に国の補助を受けて購入したタブレット端末の更新を行うものであります。

今回のタブレット整備に当たり、国の補助金を活用するには県を中心とした共同調達为原则とされているため、山形県G I G Aスクール推進協議会に本町も参加し、共同調達により行うものであります。共同調達の流れにつきましては、協議会で公募型のプロポーザル方式により業者を選定し、選定した業者と各市町村が見積り合わせを実施し、それぞれ契約するようになっております。

取得するタブレット端末につきましては、OSはC h r o m e b o o kを選定いたしました。C h r o m e b o o kは高速な起動が可能で、ウェブ上のアプリケーションを使用するため、タブレット端末本体に大量のソフトウェアをインストールしたり、ファイルを保存する必要がないため、本体のディスク容量がいっぱいになり動作が遅くなることもないものとなります。また、県内の公立高等学校でも既に同じOSを導入していますので、中学校から高校への進学時に機器の操作に戸惑わないなどの利点があることなどから選定したものであります。また、機種につきましては、液晶画面に強固なガラスを使用し、HB以上の柔らかさの鉛筆をタッチペン代わりに使用可能なL e n o v oの端末を選定しております。

端末500台の内訳としましては、左沢小学校に204台、本郷東小学校に105台、大江中学校に184台、藤田の丘分校7台となっております。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） それでは、議第53号の質疑を行います。

3番、大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 1点、質問させてください。

今、C h r o m e b o o k、OSでということだったんですけれども、そのほかに有料の

アプリのインストールというのは、この中に入っているんですか、入っていないんでしょうか。お答えください。

○議長（宇津江雅人君） 金子教育文化課長。

○教育文化課長（金子冬樹君） ただいまの質問は、アプリを今後、導入するときというか、有料なものが入っているかどうかというところですけども……。

○3番（大沼清人君） 可能性は。

○教育文化課長（金子冬樹君） 今回につきましては、アプリについては入っておりません。以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） その他、質疑ございませんですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第53号 財産の取得について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議第54号～議第71号の一括上程

○議長（宇津江雅人君） 日程第28、議第54号 大江町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてから日程第45、議第71号 令和6年度大江町水道事業会計決算の認定についてまでの18件を一括議題とします。

---

#### ◎提案理由の説明

○議長（宇津江雅人君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第54号から議第71号までの条例制定1件、条例改正4件、補正予算6件、決算認定7件、合わせて18議案について一括してご説明を申し上げます。

初めに、議第54号 大江町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める内閣府令が公布されたことに伴い、本町においても国の基準に従い、新たに条例として制定する必要があることから、提案をさせていただくものであります。

議第55号 大江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと、議第56号 大江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、関連がある議案であり、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正により、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、提案をさせていただくものです。

議第57号 大江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてと、議第58号 大江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についても、関連がある議案であり、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、本町においても国の基準改正に準じ、本条例の一部を改正する必要性があったため、提案するものであります。

続きまして、議第59号から議第64号までは、各会計の補正予算に関する議案であります。

議第59号 一般会計補正予算（第2号）は、本年4月の人事異動により各費目間の職員人件費の調整や、空き家バンク物件新規登録数の増加に伴う空き家等利用促進補助事業費の追加、物価高騰の影響を受ける町民や事業者を支援するプレミアム付商品券事業費、義務教育学校の開校に向けた学校施設整備に係る基本構想及び基本計画策定事業費など、各事業費を精査しながら、今後の事務事業に支障を来すことがないように予算編成を行ったほか、地方財政法第7条の規定による前年度からの繰越金の財政調整基金への積立金等を追加しております。いずれも緊急かつ重要な事務事業の早期執行を図るため、予算編成を行ったものであります。

歳入予算につきましては、前年度繰越金のほか、歳出の特定財源である国・県補助金、特

別会計の決算に伴う繰入金などについて補正を行うものであります。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億3,970万円を追加し、補正後の予算総額を62億4,230万円とするものであります。

5ページの第2表、債務負担行為補正は、引き続き開催を予定しておるJR左沢線開通記念事業の準備業務経費のほか、本年度末をもって指定管理期間が満了となるやまがた地鶏食鳥処理施設の令和8年度から令和10年度までの指定管理料、2か年にわたる事業となる義務教育学校施設整備基本構想・基本計画策定事業について、それぞれ限度額を設定するものであります。

第3表、地方債補正は、本年度の起債同意等予定額に基づき、限度額の変更を行うものであります。

議第60号 国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、人事異動に伴う人件費を補正するほか、保険税及び償還金、令和6年度の決算見込みに基づく繰越金などを追加するものであります。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ697万円を追加し、補正後の予算総額を8億6,427万円とするものであります。

議第61号 後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、保険料及び後期高齢者医療広域連合納付金のほか、令和6年度の決算見込みに基づく繰越金等を追加するものであります。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,192万4,000円を追加し、補正後の予算総額を1億4,222万4,000円とするものであります。

議第62号 介護保険特別会計補正予算（第1号）は、令和6年度の決算に基づき国庫負担金等の返還金及び一般会計繰出金等を追加するものであります。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,738万9,000円を追加し、補正後の予算総額を9億8,438万9,000円とするものであります。

議第63号 宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）は、百目木地区治水対策に伴う代替地の工事費や、用地費及び補償費の増額などを計上するものであり、この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ940万円を追加し、補正後の予算総額を4,560万円とするものであります。

議第64号 下水道事業会計補正予算（第1号）は、川口橋マンホールポンプの制御盤故障に伴う工事費等の増額を計上するものです。

収益的収入は160万6,000円を追加し、補正後の予算総額を3億7,236万1,000円、収益的支

出に99万3,000円を追加して、補正後の予算総額を3億704万2,000円とするものであります。

資本的収入は18万円を追加し、補正後の予算総額を1億1,791万6,000円、資本的支出に87万2,000円を追加して、補正後の予算総額を2億6,181万7,000円とするものであります。

次に、議第65号から議第71号までは、令和6年度一般会計及び各特別会計並びに下水道事業会計、水道事業会計の決算認定に係る議案であります。

金額につきましては、1,000円未満を切捨てたしましてご説明申し上げますので、あらかじめご了承賜りたいと存じます。

初めに、議第65号 令和6年度大江町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

歳入総額は72億2,278万1,000円、歳出総額は68億711万5,000円で、差引き額は4億1,566万5,000円であります。なお、翌年度へ繰り越すべき財源1億5,570万6,000円を除いた実質収支額は2億5,995万9,000円となりました。

次に、各特別会計の決算の認定についてご説明いたします。

議第66号 国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額が8億6,472万5,000円、歳出総額は8億3,835万2,000円で、差引き額は2,637万3,000円であります。

議第67号 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、歳入総額が1億2,682万7,000円、歳出総額は1億2,339万9,000円で、差引き額は342万8,000円であります。

議第68号 介護保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額が9億8,394万5,000円、歳出総額は9億5,801万6,000円で、差引き額は2,592万8,000円であります。

議第69号 宅地造成事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額が1億5,808万7,000円、歳出総額は1億5,745万円で、差引き額は63万7,000円であります。

次に、資料10の令和6年度大江町一般会計及び各特別会計決算概要をご覧ください。

一般会計及び各特別会計の決算額合計は、歳入総額が93億5,636万8,000円、歳出総額は88億8,433万5,000円で、差引き額は4億7,203万2,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支額の合計は3億1,632万6,000円となりました。

2ページをご覧ください。

地方債発行額及び地方債年度末現在高の推移であります。

令和6年度末の一般会計及び各特別会計の地方債残高の合計は58億428万5,000円で、前年度より2億56万2,000円の増額となりました。地方債は将来に債務を残すものでありますので、発行に当たっては適債性を十分検討し、今後の財政計画に留意しながら、引き続き過疎

債をはじめとする優良債の確保に努めてまいります。

3ページは、各種基金の現在高の推移であります。

特別会計分を含めて、町が保有している基金の令和7年3月末の合計額は27億4,661万3,000円で、前年より4億1,428万円の減となりました。

次の、議第70号 下水道事業会計決算であります。令和6年度から公共下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計を統合して地方公営企業法の財務規定を適用しており、公営企業会計として初の決算となります。

収益的収支につきましては、総収益3億6,922万4,000円に対し、総費用が3億751万6,000円で、差引き6,170万8,000円が当年度純利益となりました。

資本的収支につきましては、総収入額1億1,897万7,000円に対して、総支出額が2億6,558万5,000円となりました。

その結果、総収入額から収益的支出の財源に充当する額230万円を除き、差引き不足する1億4,890万8,000円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、引継金、当年度損益勘定留保資金、当年度利益剰余金処分額で補填いたしました。

最後に、議第71号 水道事業会計決算であります。収益的収支につきましては、総収益2億2,549万7,000円に対し、総費用が2億2,402万9,000円で、差引き146万7,000円が当年度純利益となりました。

資本的収支につきましては、総収入額4,650万3,000円に対し、総支出額が1億1,351万2,000円で差引き不足する6,700万8,000円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金、当年度損益勘定留保資金で補填をいたしました。

以上、議第65号から議第71号まで一括してご説明いたしましたが、詳細は、後日、会計管理者と担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで午後3時15分まで休憩します。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時15分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

---

### ◎監査委員報告

○議長（宇津江雅人君） 日程第46、監査委員報告です。

演壇に水差しを置くことを許可します。

決算審査の結果について、代表監査委員の報告を求めます。

安藤代表監査委員。

○代表監査委員（安藤 宏君） 監査委員を代表いたしまして、決算審査の結果をご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、町長から審査に付されました令和6年度大江町一般会計決算並びに大江町国民健康保険特別会計外3件の特別会計決算、地方公営企業法第30条第2項の規定による令和6年度大江町下水道事業会計決算及び大江町水道事業会計決算並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の第1項の規定による健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定による資金不足比率について、大江町監査基準に基づき決算審査を行いました。

初めに、一般会計決算の内容について申し上げます。

お手元に配付されております令和6年度決算審査意見書の一般会計・特別会計決算審査意見書4ページをご覧ください。

金額につきましては、1,000円未満を四捨五入して報告させていただきます。

1、決算の規模につきまして、歳入総額72億2,278万1,000円、歳出総額68億711万6,000円で、前年度対比で歳入は1億7,673万1,000円、2.4%の減、歳出は3億4,076万4,000円、4.8%減の決算であります。

2、決算収支ですが、令和7年度に繰り越すべき財源である繰越金を除いた実質収支は、2億5,995万9,000円となっており、単年度収支は5,030万6,000円、財政調整基金などへの積立金や取崩し額など、収支以外の要因を加味した実質単年度収支はマイナス5,440万1,000円となりました。

この実質単年度収支は、令和6年度単年度の財政運営状況を示すものであり、平成30年度

以降黒字を示していましたが、令和5年度より赤字に転じました。赤字が繰り返し生じれば、財政的な行き詰まりにもつながりかねないことから、長期的な財政計画の下、適切に事業を実施し、健全で持続的な行政運営に努められますようお願いいたします。特に、国・県からの補助のない町単独事業については、十分に精査されますようお願いいたします。

5ページをご覧ください。

3、歳入の概況ですが、歳入科目の構成比は、割合の大きい順に地方交付税38.2%、国庫支出金12.3%、町税11.2%、町債10.5%となっています。

6ページ中段の表をご覧ください。

自主財源と依存財源の推移を見ますと、令和6年度においては前年度より自主財源の割合が若干減少しております。経済対策経費などの地方交付税や個人住民税における定額減税の減収補填の地方特例交付金など、国から財源措置がなされていることなどが、その要因になっています。

7ページをご覧ください。

町税については、収入済額は普通税、目的税合わせて8億1,013万3,000円で、前年度より2,150万6,000円、2.6%の減となっております。

8ページ中段をご覧ください。

町税における令和6年度課税分の収入未済額は652万4,000円で、前年度より23万円増加しています。収入未済対策は、納税意識を高め、税負担の公平の原則が損なわれないようにする上でも重要であり、自主財源の確保につながることから、今後ともご努力をお願いいたします。

9ページ中段をご覧ください。

地方交付税の収入済額は27億5,751万1,000円で、前年度より9,076万2,000円、3.4%の増となっております。これは、特別交付税は災害関連経費算入の終了により2.8%の減となったものの、普通交付税は子ども子育て費の創設や経済対策経費などが交付されたことなどにより、前年度に比べ4.0%の増となったことによるものです。

地方交付税は、本町の財政運営を左右する主要な財源であることから、日頃から基礎数値などの確認と情報分析に傾注されるようお願いいたします。

10ページ下段をご覧ください。

投資的事業などの不足する財源に充てるために発行されている令和6年度の町債発行額は7億5,490万円でありました。内訳を見てみますと、過疎対策事業債が6億210万円で、町債

発行額に占める割合は79.8%、災害復旧事業債が3,580万円が4.7%と、交付税措置のある優良債が84.5%を占めています。そのほか、一般単独事業債が8,560万円が11.3%を占めております。町債は将来に債務を残すものですので、引き続き、過疎対策事業債など有利な起債を活用し、慎重な発行に努めるようお願いいたします。

11ページをご覧ください。

4、歳出の概況ですが、予算執行率は94.0%、翌年度への繰越明許費を考慮すると、実質的には98.6%となっております。

13ページをご覧ください。

(2) 性質別歳出の状況ですが、歳出決算額を義務的経費、投資的経費、その他の経費の3つの性質別に見ますと、まず義務的経費につきましては、人件費が9億8,616万8,000円で、人勧などの影響による職員基本給の増や会計年度任用職員の勤勉手当支給による人件費の増などにより、前年度比3,745万4,000円、3.9%の増となっております。扶助費は6億5,059万円で、民間保育園運営委託料の増や児童手当費の増などにより、前年度比6,234万7,000円、10.6%の増となりました。公債費は6億5,523万9,000円で、令和元年度過疎対策事業債、令和2年度臨時財政対策債の元金償還の開始などから、前年度比2,026万9,000円、3.2%の増となりました。これにより、義務的経費は全体で22億9,199万7,000円となり、前年度と比較しまして1億2,007万円、5.5%の増となっております。

投資的経費につきましては、普通建設事業費は13億9,242万4,000円で、健康温泉館改修事業や新規就農者用住宅建設事業の減などにより、前年度比3億609万7,000円、18.0%の減となっております。災害復旧事業費は2億77万2,000円で、4,182万4,000円、17.2%の減となりました。これにより、投資的経費は前年度と比較しまして3億4,792万1,000円、17.9%の減となっております。

その他の経費としましては、物件費が8億8,622万4,000円で、道の駅指定管理料の皆増、基幹システム借り上げ料の増などにより、前年度比8,268万7,000円、10.3%の増となっております。

維持補修費は1億8,916万円で、主に豪雪により除排雪費が増加したことから、前年度比8,312万3,000円、78.4%の増となっております。

補助費等は10億4,564万7,000円で、公共下水道事業と農業集落排水事業の法的化に伴う負担金の増により、前年度比2億6,480万円、33.9%の増となっております。

積立金は前年度比3億2,315万1,000円、45.6%の減、繰出金は前年度比2億1,889万9,000

円、35.0%の減で、その他の経費全体で29億2,192万3,000円となり、前年度と比較しまして1億1,291万2,000円、3.7%の減となっております。

16ページをご覧ください。

財政運営の弾力性を示す経常収支比率は86.8%と、前年度より3.5ポイント増加しております。これは、人勤などの影響による人件費の増や、除雪費の増による維持補修費の増などによるものです。今後も、新たな事業の執行に当たっては、これまで以上に国・県の補助金などの確保に努め、できる限り起債の発行額を抑えるようご努力ください。

17ページをご覧ください。

基金につきましては、令和7年3月31日現在の金額を記載しております。

財政調整基金については、前年度に道の駅再整備事業や百目木地区治水対策事業などの大規模な事業に伴って積立額を増額としましたが、令和6年度はその分が減額となったことなどにより、前年度と比較して1億470万7,000円の減となっております。

また、ふるさとまちづくり寄附基金については、寄附金額から必要経費を除いた額を積み立てておりますが、出納整理期間中の処理となることから、令和7年3月31日現在の数字として表れているものは、令和5年度の実績を反映させた額となっております。

今後も、国・県の動向を注視しつつ、事業の必要性、重要性を十分かつ慎重に見極め、効果的な事業実施と予算の執行、効率的な行政運営と財政の健全化を確保しながら、町政発展、町民福祉の向上に向け努力されるようお願いいたします。

次に、特別会計について申し上げます。

18ページをご覧ください。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入決算額は8億6,472万6,000円で、前年度比5.8%の減、歳出決算額は8億3,835万3,000円で、前年度比4.8%の減となっております。

国民健康保険税の収入状況は、調定額が1億2,452万7,000円、収入済額は1億1,558万3,000円、調定額に対する収入率は92.8%となっております。不納欠損額は43万1,000円で、収入未済額は851万3,000円で、現年度分の未収状況は改善されていますが、今後もさらなる収納対策に努められるようお願いいたします。

19ページをご覧ください。

歳出では、保険給付費が全体の69.3%で、前年度に比較して4,883万5,000円、7.8%の減となっております。

20ページ中段をご覧ください。

被保険者1人当たりの保険給付費は36万7,094円で、前年度に比較して9,893円減少しております。

国民健康保険基金は、令和6年度末現在高2億799万3,000円で、適切に積み立てられています。今後とも安定的な事業運営をお願いします。

21ページをご覧ください。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入決算額は1億2,682万8,000円で、前年度比11.5%の増、歳出決算額は1億2,340万円で、前年度比11.2%の増となっております。

23ページをご覧ください。

介護保険特別会計につきましては、歳入決算額は9億8,394万5,000円で、前年度比7.9%の減、歳出決算額は9億5,801万6,000円で、前年度比6.9%の減となっております。

歳入の保険料につきましては、第1号被保険者の介護保険料収入で、調定額が1億5,710万4,000円、収入済額が1億5,658万9,000円、調定額に対する収入率は99.7%となっております。高い水準を維持しており、引き続きご努力をお願いいたします。

25ページをご覧ください。

歳出では、保険給付費が8億6,467万9,000円で、全体の90.3%を占め、前年度に比較して1,434万2,000円、1.6%の減となっております。これは、居宅介護サービス等給付費及び施設介護サービス等給付費の減が主な要因となっております。

26ページ下段をご覧ください。

年度間の財政調整を行う介護給付費準備基金は、令和6年度末現在高2億1,051万2,000円で、前年度と比較して1,831万9,000円減少しています。

人口減少に伴い、保険給付費は減少していますが、引き続き安定的な事業運営をお願いします。

27ページをご覧ください。

宅地造成事業特別会計につきましては、歳入決算額が1億5,808万8,000円で、前年度と比較して654万5,000円の減、歳出決算額は1億5,745万1,000円で、前年度と比較して1,046万4,000円の増となっております。

特別会計につきましては、それぞれの目的に沿って適切に執行され、その運用がなされております。今後も健全かつ安定的に事業運営がなされるよう、引き続きご努力をお願いいたします。

次に、公営企業会計について申し上げます。

ページをめくっていただいて、水色の中表紙から始まる令和6年度大江町公営企業会計決算審査意見書の2ページをご覧ください。

下水道事業会計につきましては、令和6年4月1日から公共下水道事業及び農業集落排水事業を下水道事業とし、地方公営企業法の財務規定などを運用し、公営企業会計方式による事業を運営しています。

令和6年度の消費税抜きの総収益は3億6,922万5,000円で、総費用3億751万6,000円を差し引くと、6,170万8,000円の純利益を計上しております。

また、総収益のうち、いわゆる一般会計からの補助金、負担金につきましては、2億1,965万8,000円でありました。

8ページをご覧ください。

下段の6、経営分析についてですが、使用料水準の妥当性を示す経費回収率は、公共下水道事業で61.0%、農業集落排水事業で20.0%と、基準とされている100%を下回っており、一般会計からの繰入金などの使用料以外の収入に依存している状況であります。

9ページをご覧ください。

使用料単価及び汚水処理原価についてですが、令和6年度の有収水量1立方メートル当たりの公共下水道使用料単価は183円61銭、汚水処理原価は301円5銭で、差額117円44銭となりました。これに年間有収水量26万5,076立方メートルを乗ずれば3,113万1,000円の損失になります。農業集落排水事業の有収水量1立方メートル当たりの使用料単価は187円4銭、汚水処理原価は937円17銭で、その差額は750円13銭となりました。これに年間有収水量2万8,965立方メートルを乗ずれば2,172万8,000円の損失になります。

下水道事業は、事業に伴う収入によって経費を賄い、自主性を持って事業を継続していく独立採算性の原則が適用されます。したがって、使用料単価と汚水処理原価の差が大きい現状を見ても経営の課題は非常に大きく、今後の支出抑制、収入改善に取り組まなければならないと考えます。

13ページをご覧ください。

水道事業会計について、令和6年度の消費税抜きの総収益は2億2,549万7,000円で、総費用2億2,403万円を差し引くと、146万8,000円の純利益を計上しております。これに前年度から繰り越された利益剰余金2,908万7,000円を加えると、令和6年度未処分利益剰余金は3,055万5,000円となりました。

また、総収益のうち、いわゆる一般会計からの補助金につきましては、令和6年度は

2,109万円であり、前年度と比較して480万円増加しました。

18ページをご覧ください。

上段の5、経営分析についてですが、令和6年度の水道料金体系における有収水量1立方メートル当たりの供給単価は176円5銭、給水原価は195円66銭で、19円61銭の供給損失となりました。年間有収水量107万5,530立方メートルを乗ずれば、2,109万1,000円の損失になります。

水道事業の経営の状態は年々厳しさを増している状況です。今後の収支の状況を予測し、当然、経費の削減が前提になりますが、公費の支出限度や受益者負担の増額など、早急に検討する必要があります。水道事業の管理運営には、管路の老朽化の更新などの大きな課題がありますが、16ページにあります令和6年度の流動資産の未収金は、令和5年度に比較して大幅な回収がなされており、日々の地道な改善努力も大切な要素となります。今後も健全経営と良質な水道水の安定供給のため、引き続きご努力ください。

なお、下水道事業会計及び水道事業会計の決算書及び財務諸表は、事業の経営成績、財政状況を適正に表示し、かつ計数に誤りなく管理運営されていると認められます。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、審査意見書のとおり、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、審査に付された書類は適正であると認められます。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては配付しております決算審査意見書のとおりでありますので、ご覧いただきますようお願いいたしまして、決算審査の結果報告といたします。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） ありがとうございます。

以上で監査委員報告を終わります。

---

### ◎散会の宣告

○議長（宇津江雅人君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

明日、午前10時に本会議を開きます。

本日はこれにて散会とします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時43分



## 令和7年第3回大江町議会定例会

### 議事日程(第2号)

令和7年9月3日(水) 午前10時開議

#### 日程第1 一般質問(4名)

##### 6番 櫻井和彦

- 未活用施設の将来について

##### 3番 大沼清人

- 左沢線存続のため、町がJR東日本の株主になり発言権を行使すべきでは
- 空き家対策で民間の買い取りへの支援が必要では

##### 9番 伊藤慎一郎

- これからの水田農業米作りについて

##### 5番 藤野広美

- 旧七軒東小学校の売却をプロポーザル方式で
- ふくふくパークのミストシャワー作動時間とあじさいの夏期維持管理方法は

#### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	菊地英幸君	2番	廣野秀樹君
3番	大沼清人君	4番	菊地邦弘君
5番	藤野広美君	6番	櫻井和彦君
7番	安食幸治君	8番	関野幸一君
9番	伊藤慎一郎君	10番	土田勵一君
11番	宇津江雅人君		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	副町長	菅野光昭君
教育長	清野均君	総務課長	五十嵐大朗君
政策推進課長	鈴木利通君	地域振興課長	櫻井洋志君
税務町民課長	伊藤修君	健康福祉課長	岡田照彦君
農林課長	阿部美代子君	建設水道課長	伊藤和幸君
教育文化課長	金子冬樹君	会計管理者 兼出納室長	伊藤修君

---

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	西田正広君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	庄司由利君
--------	-------	------------------------	-------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（宇津江雅人君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（宇津江雅人君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、議場内での写真撮影を許可します。また、暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

---

◎一般質問

○議長（宇津江雅人君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の時間は、会議規則第61条の規定により、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問、答弁とも簡明にお願いします。残り5分となった時点でベルを鳴らしますので、議事の進行にご協力をお願いします。

質問席と町長席に水差しを置くことを許可します。

それでは、通告順に随時、質問を許可します。

---

◇ 櫻井和彦君

○議長（宇津江雅人君） 最初の一般質問は、一問一答方式であります。

6番、櫻井和彦君。

○6番（櫻井和彦君） 皆さん、おはようございます。

6番、櫻井和彦です。

最近、私の周りでまた、はやり病というのが発症しているのが散見されます。大分前は非常に敏感になるくらい、皆さんマスクをして距離を保ってやっていたけれども、数日前、北海道の札幌マラソンに出た人がマスクをして参加している人はほとんどいなかったと。喉元過ぎれば熱さを忘れるみたいな感じですけども、また注意しなきゃいけないと思います。

さて、通告に従って一般質問を行います。

議題は、大江町の未活用施設の将来についてというものです。

先日、議会として提出しました政策提言の中にもありますけれども、本町が抱える大きな問題の一つでもありますので、あえてこの9月の定例会において一般質問させていただきます。

私たちが住んでいる大江町には、学校の統合や移転などの理由により有効活用されていない大型の施設がたくさんあります。

旧七軒東小学校、旧本郷西小学校、旧さくら保育園などです。以前の質疑では、町では倉庫として活用している、それも有効的に活用しているとの回答でありましたが、中に格納している品々を整理整頓していない状況で保管し、事実上物置小屋となっているのではないのでしょうか。それらの施設が、利活用の決定がなされないまま何年間も放置されていると町民から思われても仕方がないのかもしれない。

今まではそういう状態でもある程度許せる範囲だったのかもしれませんが、さらに今後はにじいろ保育園が閉園になることが決定しており、本郷東小学校と左沢小学校が統合され、その後大江中学校と統合する予定です。その時点で、本郷東小学校、本郷東小学校横の放課後児童クラブ、左沢小学校、もし小中一貫校の建物を別に新築するのであれば、大江中学校の建物までが新たな未活用施設として追加されることとなります。このような状態で今までのように結論を先送りするのでは駄目です。

考え方やアイデアはたくさんあると思います。倉庫と言っている施設は、格納している品々をとことん整理して、不用品や重複しているものを速やかに処分すること。歴史や郷土史や町の文化にとって最小限必要なものは歴史資料館や小倉交流館などに展示すること。展示できないくらい膨大な品物を持たないこと。古い建物は速やかに解体する。

考え方として、これから発生する建物の活用法を考えることが重要。例えば、解体するのに予算がかかるので、現在の建物を有効活用するために、アイデアとして、左沢小学校の跡地を県に無償譲渡して、建物も含めて県立左沢高校として使ってもらおう。この場所は、もと

もと県立左沢高校があった場所です。建物も最小限の改修で済むのであればなるべく使ってもらおう。グラウンドが狭いので、現在使用している左沢高校敷地の野球場があるグラウンドも使ってもらおう。

雨の日も吹雪の中で、狭い登坂の道を徒歩で通学するのが大変というのは左沢高校に通っている学生さんたちの本音です。左沢高校が抱えている駅から遠いというのが解消するし、さらに左沢線を利用してほかの市町から通学するのも楽になって、左沢高校に入学を希望する生徒さんの増加も期待できるのではないのでしょうか。つまり、施設の有効活用により、県立左沢高校の存続とJR左沢線の寒河江左沢間の存続に寄与できるのではないのでしょうか。

今ある、使っていない旧さくら保育園は左沢高校の宿泊所として無償譲渡する。部活動者の宿泊や遠距離通学者や県外から入学していただくための宿舎として譲渡する。考えればまだまだアイデアが出てくるはずです。有効活用が図れば数千万円どころか億単位の解体費用が浮くのではないのでしょうか。

町が推進している空き家問題、町が推進している割には手をこまねいているのが現状。空き家でもこの状況です。国土交通省が自治体向けに、増える空き家の利用促進の推進策や注意点をまとめて指針を初めて策定しております。空き家を放置すれば、ごみの不法投棄や景観の悪化などの周りに悪影響お及ぼしかねず、適正な管理が必要と指摘しております。

空き家においては、緑地への転活用や、条例による規制などの対策を提示しています。個人所有の空き家なら、例えば青森市や神戸市が導入するのは、所有者が土地をほかの人に無料で貸す代わりに固定資産税を減免する方法などがあります。更地の問題だけなら、このようなアイデアで解決することも可能ですが、大江町の場合は敷地に存在する建物が巨大で、その解体費用が膨大となります。

災害時の避難場所としての活用方法もありますが、付近住民の人口に対して校舎が巨大、漏れなく体育館がついてくる。解体しないと、東北芸術工科大学の生徒さんたち用、それは教授の方も含めて、アトリエなどとして開放するとか、やまがた地鶏の養鶏場にするとか、テレワーク施設やシェアハウス、ゲストハウスなど、ありとあらゆるアイデアを出して有効活用を見いだす。それでも駄目なら道は1つ、早期解体。今まで先送りにしていた問題に結論を出しましょう。一つ一つの施設の活用策と解体処分との区分、そしてその期限を、町長、町民に示してください。

壇上からの質問は以上です。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまご質問いただきました櫻井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

現在、町が所有するいわゆる遊休施設と言われるものは、旧七軒東小学校、旧本郷西小学校、旧さくら保育園、この3つだというふうに思っています。

旧七軒東小学校につきましては、現在は災害時の避難所としての役割を持っています。ただ、通常はほとんど利用されていない状況となっております。なお、校舎の中に保管しておりました民具がありましたが、状態を一つ一つ確認しリスト化をして、活用できそうなものについては、旧本郷西小学校のほうへ移動して保管をしております。また、活用が難しい状態のものについては、現在も旧七軒東小学校で保管をしておりますが、処分することも検討をして保管しているという現状でございます。

旧本郷西小学校につきましては、災害時の避難所のほか、整理した民具や遺跡関連、そして図書や町史資料等を保管している状況です。また、体育館がありますが、この体育館につきましては、現在も週3日から4日程度の利用があるとのことでございます。

旧さくら保育園につきましては未活用となっておりますが、令和4年度に企業、団体、個人の方々が利活用していただけるような広く募集を行ってきた経過がありますが、なかなか募集をしてマッチングするというふうなことはこれまでありませんでした。その理由の一つとして、土砂災害警戒区域に立地しているというようなことも理由の一つとして挙げられると思います。

いずれに施設につきましても建設から年数が経過し老朽化しており、これから利活用する場合には高額な改修費用が生じると見込まれています。そのため、町が主体的に新たな事業に利用する、活用するというよりも、利活用を希望する企業さんや団体などの事業者の方のアイデアがあれば、事業内容や提案内容によっては、国庫補助金の活用も含め、町が建物の改修または修繕の費用を支援するということや、あるいは施設の払下げということも検討をする必要があると考えています。しかしながら、現在、今のところプレーヤーとなっただけの方がいないというのが現実であり、最近は問合せ等もほとんどないという状況でございます。

こうしたことから、いわゆる遊休施設につきましては、事業者等からの新たな利活用の提案を期待しているところではありますが、建物の老朽化は進んでいきます。利活用のめどが

立たないと判断した場合は、いずれは解体せざる得ないというふうと考えております。ただ、解体費用もかなり高額になるのではと想定がされます。令和7年度に入って、集約化、複合化等に伴う施設の除却に対する地方財政措置が拡充されました。公共施設の単なる解体費用のみの事業に対しては、国の補助制度はありません。起債は活用できるものの地方交付税措置はされないことから、解体するとなった場合は財政状況を十分考慮した上で、そして計画的に行っていかなければならない、そういう必要があると考えています。

なお、少子・高齢化の中で活用されなくなる公共施設は全国的にも増加していると考えられますことから、国、県に対して公共施設の解体費用への財政支援のさらなる充実、強化を要望していく必要があると考えています。

なお、令和8年度末に閉園となるにじいろ保育園や、令和10年度に統合する左沢小学校及び本郷東小学校、そして、その後の大江中学校につきましては、ただいま櫻井議員のほうから様々なご提案がありました。このことについては、学校施設の進め方によって変わってくるものだというふうにも思いますので、これからの課題として引き続き検討していきたいと思っていますので、議員各位のご支援を賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（宇津江雅人君） 櫻井議員。

○6番（櫻井和彦君） 最近ちょっと肩が痛くて、失恋したかなと思ったら片思いで、町長とのキャッチボールを少し少なめにしようかと思っているんですけども。

最初に解体じゃなくて利活用という形で質問させていただきます。

今の答弁からしても、なかなか利活用は難しいというのが現状だと思いますけれども、実際に全国で廃校や閉校した学校を宿泊施設、飲食店、教室の区切りを生かせる製造工場、あとは体育館を避難所、うちはやっているんですけども、文化施設、保育所、保育所は余ってしまうような状況なんですけれども、老人ホーム、あとはミニ水族館、養殖場なんかには活用しています、実例としてです。あとは地域活性化の拠点として、あるいはワーケーションの施設として、地域に新たな雇用を見出すために活用して、それプラス、いざというときには、非常時の防災施設や避難所としても活用する。先ほど避難所となっているところもあるんですけども、通常はもう使っていないですものね。それも使うような形に持っていく。

文科省では、財産処分手続の簡素化や活用事例の紹介を通じて廃校利用の推進を支援しております。廃校利用の費用は、改修費用、規模、施設の状況により大きく変動します。一般的に新しいものを造ろうとすれば新築するよりも初期費用を大幅に抑えることができる。こ

れは当然ですよ、建物がありますから。特に学校の場合は、普通の建物に比べてバリアフリー化されている。あとは消防設備の設置などがされているというのがあって、初期費用をかなり抑えることができます。国としてもこういうことをしているんですけども、今の状況からすればなかなか難しいという状況です。

先ほど言った左沢高校が左沢小学校の建物を使っていたというの、町と県のことなんで違うかなと思ったら、前の青森行ったとき、県と町が結構連携してやっていたですね。いろいろ補助をやってくれたり、県がいろいろやってくれているんです。そういうことも可能なのではないかと。町長は県のほうといろいろつながり、太いパイプがある、副町長は県のほうから来ていただいている。そこら辺も検討の中に入れてみてはどうなんでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 利活用ということで、全国的には様々な例があるというふうなことは承知しております。ただ、大江町でもこれまで学校の統廃合を進めてくる中で、利用できるものは利用してきたという経過もあったということも、そこはご理解いただきたいというふうに思います。

山里交流館の例だったり、三郷小学校の特別支援学校の転用、これについてはまさに、今、左沢小学校と左沢高校のお話をされましたが、町と県の連携の中でできた事業だったのではないかなというふうに思います。ただ、今、左沢高校の様々な活性化の取組を行っていることと併せてこの議論を一緒に進めていくというのは、時期的にはちょっと違うのではないかなというふうに私は思います。

先ほどの最初の質問の中で、JRだったり高校だったりというメリットというのは、それはあるかもしれませんが、ただ、やはり今は現在のところで左沢高校をしっかりとやっていくというふうなことを優先的に考えていくべきではないかなというふうなことが1点。

もう一つは、義務教育学校の移行に向けて、様々な議論を、今、している途中であります。今後左沢小学校をどのようにしていくかというふうなことも含めての検討になってくるかなというふうに思いますので、そのところはちょっとまだ時期尚早なのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 櫻井和彦君。

○6番（櫻井和彦君） その左沢高校の件は、私のアイデアの一つです。まだまだ考えればいろいろ使い方があると思います。やまさあ一べと、あと三郷の支援学校の件は、私が投げる

ボールの一つだったんですけれども、また肩が少し楽になったかと、なんです。やまさあ一べなんか非常にうまいですね。実際、私は70まで献血に行ったところの山形の方が看護師さんなんですけれども、やまさあ一べ何回か来て、お子さんを連れて来て、すごい感激していた。あと、宮城県の震災の遺構の場所に行ったときに、そこで説明してくれたお姉様が、実はやまさあ一べの災害とか草刈り、そこら辺を一緒にボランティアやったんですけれども、そこで一緒にやっていた方だったと。宮城からわざわざ来てやまさあ一べを活用してくれるというのは、子ども会の団体を連れてきてくれたと。そこまでやって関係人口を増やしているという使い方、あれはやっぱりすごいいいと思います。

あと、三郷のほうの支援学校は、よくプールに来てくれているのでよく知っていたんですけれども、三郷にもプールあるんです、小学校に。でも使っていない状況なんで。ああいうプールも造るときはすごい金かかっているんです。そういうやつを養殖とかなんかに使える、あの場所をじゃないです、これからのところを。そういう考え方もあるんじゃないかと思います。

大体、町長の言われたことはもうほとんど転活用は難しいと。解体の方向にするかもしれないと。今から左沢小学校、本郷東小学校、また、本郷東小学校の横の放課後こども児童クラブ、これが使われなくなるのは確実になってくるんで、そこら辺の使い道はもう考えているんですか。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） これからの義務教育学校に向けての様々なことの部分については、先ほども申し上げましたとおり、その方向性が一定程度見えてこなければ、次の段階の利活用というふうなものも議論できないのではないかというふうに思っています。ただ、想定の中で、こういった場合はこうなるのではないか、ああいった場合はこうしていかなければならない、そういった部分の議論はそれぞれ担当部所なり、私との協議の中で進めていく段取りは考えなければならないというふうに思いますが、結論なり方向性を出していくというのは、そのことが一定程度進まないといけないのではないかというふうに思っています。

もう一つ、にじいろ保育園が、間もなくあと8年度末で閉園というふうなことで、今、保護者の方との意見交換などしながら、保護者の方からも今後の保育園舎の活用等についても、いろんな質問なり意向が示されております。まだまだその意見の取りまとめというふうなところまではいっておりませんので、その辺の声も聞きながら進めていかなければならないと思っています。

ただ、子育て支援センターが併設しておりますので、その部分の利用者の拡大、利用の拡大というふうな意味合いでは、子育て支援センターとしてももう少し活用方法を、活用というか運営方法を広げるような形で利用していくというのが、まずは検討材料なのかなというふうに私自身は考えております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 櫻井和彦君。

○6番（櫻井和彦君） 先ほどの町長の答弁の中で、七軒東小学校の中にあるやつは本郷西小学校のほうにある程度移動したと、使っていないやつを今のところやっているのと、あと災害時のための施設として残しているみたいな形、避難所として残しているという。将来的にはやっぱりそれはもう解体する方向になると思うんです。体育館もあるし建物もあるんです。どっちかを残すか、両方とも残すか、どっちかを残すか。

例えば校舎を解体するのに大体どれぐらいかかるかという試算とか見積りというのはしているんですか。それによって町ができるかどうか、あとは国や県からどれぐらいの補助をもらえるかというのでその計画ができると思うんですけれども。そこら辺はしておられますか。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 現時点においては、そういった額の検討については具体的にはまだなっていない状況です。これから、先ほど申し上げた計画的にそういったことを進めていかなければならないというふうな中で、その辺を検討していくというふうなことになると思います。ただ、言えることは、やはり相当の金額、億とかというような金額がそれぞれの学校の解体というふうなことでは必要になってくるのではないかというふうな感じで受け止めているというふうなところです。

○議長（宇津江雅人君） 櫻井和彦君。

○6番（櫻井和彦君） 昨日、青森のほうが解体費用を50%補助してくれるという話ありました。その前からちょっといろいろ話があって、本当に実現するかどうかは分からなかったんですけれども、昨日の話でそれが実現するという形なんですけれども、50%だとして、やっぱり幾らだったら解体できるかというのは、その見積りなりのめどが立たないじゃないですか。これからやるにしても、国からどれだけ補助をもらえる、それプラス県からどれだけもらえる。あとは、じゃこれだったら町が負担しても解体したほうがいいのかというのが出るんじゃないですか。それはやっぱりその金額をある程度把握していなければ、その計画さえもできないと思うんですけれども。どうですか、町長、そこら辺は。まるっきりもう手つけてい

ないという形にしか受け取れないんです。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） この場で申し上げるような数字は持っていないというふうなところがあります。実際、やはり正式に解体工事を進めようとした場合には、設計事務所さんのほうの設計、施工管理、そして解体費というようなことにかかってくるわけでありますので、正確な部分を出していくにはそういった作業を進めないと出てこないというふうなところがありますので、今、自信を持って申し上げられるような数字はないというふうなことが1つです。

あともう一つは、先ほど50%補助という言葉があるんですが、私どもで、今、把握している中では、恐らくその話につきましては補助金というふうなことではないというふうにお話を聞いております。起債措置でそういった部分があるというふうなことで、そのためにはいろんな条件があるというふうなことです。

先ほど一番最初の説明で申し上げましたが、単なる解体をするというふうなことだけでは、その起債は利用できますけれども、借りられますけれども、交付税措置として50%の支援があるというふうな制度でありますので、その問題の部分の基準をクリアできるかどうかというふうなことが1つの基準ではないかというふうに思っています。

昨日、視察の方の報告書がありましたけれども、その中でお聞きしている状況としては、今、私が言ったような制度の中で解体をすることを決めたというお話なのかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 櫻井和彦君。

○6番（櫻井和彦君） やっぱりうちの町の問題としては予算がないと。使い方としては少ないやつを有効に使っているから、そんな問題はない状況でやっているけれども、いろんな不具合とか、廃校利用というよりも解体するための予算が少ないというのがあるんです。なるべくもういろんなそのものじゃなくて、違う予算でも取ってきて、その代わりに残っているやつを充てるとかそういうやつをやらないと、この町なかなか向上しないと思うんです。この議題じゃなくても会社を引っ張ってくるとか、人口を増やすとか、減らないような施策をするとか、そこら辺がやっぱり我が大江町の補助金なり税収入がなかなか少ないというところが関連していると思います。

先ほど言った転活用はなかなか難しいと。でも転活用するアイデアというのは町長として

は持っているんですか。町が何かをやって転活用してやるとしても結構失敗しますよね、大体プラスにならないですものね、赤字が出たり。それを補填するのは町の税金でやったりしなきゃいけないんで。だけれども何とかプラスになるような形でそれを使うというアイデアは、町としては何か持っているんですか。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 町が何か活用しようとする場合については、現在の校舎を利用する目的に合わせて改修をしたり、ただ、ただでさえ老朽化が進んでいるという中では、水道の配管だったりそういう設備関係のものもかなり手直しをしないと活用できないというふうに見込んでいます。そんな中で、高額な改修費用が生じると見込まれていますので、町が主体的に新たな事業として利活用するという方法はできないのではないかとというふうに考えておりますので、アイデアを持っているかというふうな部分については、それは、今、櫻井議員がおっしゃったような様々なアイデアとしては出てくる、私も思いつく、ですが現実的にそれを進めていけるものとして整備できているものは、私は現時点ではないというふうに思っています。

ただ、先ほどから申し上げておりますように、民間の方でぜひここを活用していきたいというような様々なアイデアがいただけるのだとすれば、その部分は町としては十分に支援をしながら、活用していく方向を探るのではないかと期待を持っているという状況であります。

○議長（宇津江雅人君） 櫻井和彦君。

○6番（櫻井和彦君） 確かに町がやってなかなか黒字にするという形は、成功例はあまりないんです、実際には、やっぱりほかの民間の方の今までのノウハウとか生かしてそれを活用してもらおうとか、ただ、それも比較的新しい建物でないと、それはできないですよ。すごい金かかります。

実際に失敗例として何件かあるんですけれども、転活用で、利活用で計画が不十分で地域住民との合意形成ができなかったため、最終的に活用が進まず8,000万の裁判沙汰になった例とかというのもあるんです、これ小学校のやつなんですけれども。あとは宿泊施設でやろうとしたけれども、立地条件が悪くて地域の需要に合わない。結果的に採算が取れず維持費が高つつき、結果的に閉鎖となったとか。あとはプロジェクトが地域住民の理解を得られず反発を招いて結果的に失敗したとか。なかなか、なかなか本当やっぱり難しいです。

ただ、成功例としてこういうのがあったんです。農業体験施設として地域の農業を学ぶ場

所として機能し、都市部からの観光客を呼び込むことに成功。これにより地域の農産物の販売促進に寄与しているとか、だから大々的な宿泊施設とか、そんなんじゃないくて、例えばそれを水耕栽培のやつにやるとか。あとは人間が住まない養鶏場、例えば大江地鶏みたいな、大江町産のやまがた地鶏とか、そういうやつにするとか。あとは人工光線で野菜を作るとか、そういう形だったらできるのかなど。でも企業さんが来てくれるかどうかなんですよ、実際には、あの施設を本当に使えるかどうか。

結局、もうほとんど回答としては解体と、解体の方向でいくと、になると思うんです。使えれば使っているだけけれども、誰も今まで手を挙げる事がなかった。さくら保育園もあれだけのやつが希望者とマッチングしなかったと。トイレの便器が子ども用のやつで、幼児用のやつで改修も必要。あとは土砂災害のやつもあって、もう決めるのであればもう早く1つでも解体する。資産価値とは年々落ちていくわけなので、維持も大変。早く解体する方向で、例えば、1つ、一番手っ取り早く安くできそうなのは旧さくら保育園をまず着手するとか。一度に全部はやっぱりできないですもの、億という金を町が出すことはできませんからね、補助をもらっても。一番手っ取り早いやつ、旧さくら保育園を何とかするという方向で進めてみてはどうでしょうか、町長。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 解体する方向でというふうなことなんだよねという問いかけもあったのかなというふうに思いますが、この場では、そういう方向性をきちっと発言するというふうなことではないというふうに理解をしていただきたいと思います。

解体するにしても財政状況のことがありますので、十分に計画的に行っていかなければならないんだということを理解をしていただきたい。そして、順番もあるというふうなことだというふうに思います。

あるものは使えるけれどもないものは使えない、こういった言葉を聞いたことがあります。というのは、七軒東小学校でいえば体育館があるので、校舎があるので避難所として使える、なくなってしまうと避難所としては使えないというふうな言葉に置き換わるのではないかなど。じゃ代わりのところはどうか。そういったことも含めて、利活用の部分と平行しながら判断をしていかなければならないものだというふうに思います。

様々なアイデアを今日いただきましたが、いろんな方面から検討をしていきながら、いずれは先ほど言ったところで線引きをして判断をしていくというふうなことを考えていきたいというふうに思っています。

○議長（宇津江雅人君） 櫻井和彦君。

○6番（櫻井和彦君） あるものが使えるけれどもないものは使えない。でも空き地になった場合には使えないことはない。これは国土交通省が自治体向けに、空き地の利活用推進策や注意点をまとめた支援を初めて策定したというのがあります。放置すればごみの不法投棄や景観悪化などに周りに悪い影響を与えかねず、適正な管理が欠かせないと指摘しています。これで緑地に転活用にした場合とか、条例でそういうものを規制しなさいという対策を示しています。さっき言った青森市や神戸市が導入する所有者が、所有者がってこれはもう町のものになるんで、土地を無償で貸す代わりに利用の料金を減免するとか、無償にするとか、あとは雪が多いところでは雪捨場にするとか、という方法も取っている自治体もあるそうです。

方向として転活用は難しいというのは、大体町長の答弁のほうからあるんで、うまく使ってもらえばもう万々歳なんですよね。なるべく町が負担しなくていいよう、負担しても少なくなるような方法で、早くあの巨大な施設をきれいな景観に戻すとか、あとは適正な管理をする相手を見つける。もっともっと、今、少ないということは、もっともっと努力する必要があると思うんです。それでも駄目だったらどこかでやっぱり結論を出さなきゃいけない。そういう決断を町長に望みますので、よろしくお願いします。もし何かあれば町長答弁いただきますが、なければこれで一般質問を終わります。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） いわゆる人口が少なくなっている集落内にある学校なわけですが、今、遊休施設というふうに言われて部分については。先ほど緑地という話がありましたが、青森、神戸というようなお話ですが、やっぱりそういった施設は、あの環境の中では必要ありませんよね。都会の者だからそういうふうな発想もあるというふうに感じます。

解体した後のことを想像してみても、更地になった状況で何か使えるかどうかというふうなことも想像しなければならないというふうに思いますし、一般的になかなか活用されないまま、原野といいますか、そういった状況で管理をしていくというようなことも想像されるのかなというふうに思います。

この施設の解体というふうなものについては、通常は町の事業としては清算的な投資というふうなことで、いろんな町づくりをやっていくというふうに思いますが、この解体の事業については、清算的というよりは将来に向けて将来のここに住む町民の方々に向けて、今、やっておかなければならない課題というふうな位置づけの中でやっていくのが、この解体の

事業というふうなことになるのかなと。なかなかなのでそのところの判断は難しいのかなというふうに考えています。

今日、今、いろいろとやり取りをさせていただいた中身、今回の一般質問の中でほかにも遊休施設の部分についてご質問がありますが、そういったことを全体として評価をしながら、内部の議論、そして町民の声を聞きながら進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 櫻井和彦君。

○6番（櫻井和彦君） 大江町は原風景がすごい大切ですごいきれいなところなんです。その原風景の中に使用されない建物が廃墟となって野ざらしになったままになっていくというのを見るのも、また忍びないところなんです。

都会のほうで緑地が少ないから緑地活用すればいい、それはそうですよね、公園でもなればいいですもの。でもやっぱりこのきれいな大江町の中で、お化け屋敷みたい、悪い言い方すれば廃墟かお化け屋敷みたいになって、だんだん屋根が駄目になり、本郷東のみたいに、何だあれはみたいな、左側に見えるのが。そこら辺はやっぱりどこかで整理しないと、町として恥ずかしいんじゃないかと。

いい町をつくっていい景観を守っていくためには、やっぱりいろいろ考えて、お金かかってやるべきことはやっていただきたいと思って、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（宇津江雅人君） これで、櫻井和彦君の一般質問を終わります。

午前11時まで休憩します。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

---

◇ 大 沼 清 人 君

○議長（宇津江雅人君） 次の一般質問は、一問一答方式で行います。

3番、大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 3番、大沼清人でございます。

1時間お時間いただきまして、執行部の皆様にいろんなご提案等々を、あとご質問させていただければと思っています。

最初、冒頭ですけれども、まだ9月に入りましても相当暑くなりまして、実は、私先月8月にあまりに暑いものですから、O-S T E Pでやっていますカヌー講座、これにちょっと申し込んできました。2回ほど小学生と一緒に大江中のプールでカヌーの練習したんですけども、これがなかなか難しいです。何せ真っすぐ行かない。聞きましたらば、ちゃんと真っすぐ目的まで行くのは大体2年ぐらいかかりますねと言われてしまいました。今度の土曜日に旧最上橋のたもとでもう一回やります。そのときに、くるくる回っている何かあまりかっこよくないなというのは私が動かしているボートでございますので、ひとつよろしく願いいたします。

では、通告に基づきましてご質問いたします。

大枠2点です。

1つは、民間の経営に対してある程度関与すべきではないかというのが1点。もう一つは、民間の力をいかに力を借りていくか、この2点。以上にわたって質問させていただきます。

最初は、左沢線存続のため、町がJ R東日本の株主になり発言権を行使すべきではないか。これについて質問させていただきます。

現在、左沢線、寒河江左沢間9キロは、残念ながら2023年、4億を超える赤字でありまして、収支率、これは4%と非常に厳しい状況でございます。町としても様々な左沢線利用の動きを行っております。当然J R東日本としても、運行面での地域への配慮、公共性は十分に理解認識しておると思いますが、上場の私企業として彼らが冷徹な判断を下す可能性、これも視野に入れておく必要があると思っています。

もし左沢線が寒河江駅止まりになった場合、高校生の通学の利便性がこれが大きく低下いたしますし、駅前広場も単にバスターミナルになってしまいます。結果的には、大江町としても対外へのステータスが大きく低下するのは、これは明らかでございます。現状の路線維持への努力、これも同様に継続していただきつつ、J R東日本に対して別の次元での路線維持の働きかけが重要ではないかと考えております。

他の自治体、いろいろ調べてみましたら、やはり西日本を中心に非常に積極的に、例えば

運行の路線の株主になる等々の働きかけをしております。多いところでは1億円、小さい町単位では1,000万ぐらいで、いわゆる株主として経営に参画する、そういう動きを示しております。

それを基に趣旨を申し上げますと、本町が東日本旅行鉄道株式会社の株主となり、経営陣に対して左沢線維持、これの意思を示していただく。必要資金は大体1,000株が330万、今は350万ぐらいでございますので、大体3,000株と思われまして、株主になった後の働きかけですが、年に一度、東京で株主総会がございます。そこに町長が出席していただいて、左沢線、これと活用してJR東日本とお互いにウィン・ウィンの関係を結ぶ。そういった発言をしていただく。

では、それは財政にどういう影響を与えるかでございます。財源は一般会計からの支出でだと思っております。もちろん公債ということも考えられますが、当該企業というのが東証のプライムに上場しております、優良企業であり、換金性には全く支障がございません。また、業績も堅調で年利2%ほどの配当、これは税引き前ですがありますし、長期保有が前提となる、こういった働きかけだと思っております。

ということで、壇上からは、以上、JR東日本に対する左沢線継続のための働きかけについてお話しさせていただきました。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、大沼議員のただいまのご質問にお答えをしていきたいというふうに思います。

JR左沢線は、大正11年の開業以来100年以上にわたり、町民の通勤、通学、そして高齢者等の通院や買物を支える生活路線であるとともに、観光や交流を促進する重要な公共交通機関であるというふうなことは、町民誰もが感じているところだと思っております。

JR東日本さんでは、令和4年から利用の少ない線区の経営情報を開示をしています。左沢線の寒河江左沢間がこの対象に含まれているということでもあります。

最新の情報としては、ただいま議員のほうから少しご紹介がありましたが、昨年10月に公表されており、それによると、左沢線の寒河江左沢間の令和5年度における経営状況は運輸の収支が2,000万円、これに対しまして、営業費用が4億2,100万円であり、差引き収支は4億100万円の赤字だというふうなことでございます。収支率につきましては4.8%、営業費用のうち運輸収入で賄えているのはごく一部の部分でありまして、極めて厳しい経営状況

にあるというようなことが、この報道の中で示されております。

町のほうでは、こうした状況に強い危機感を抱きながら、イベント開催や地域おこし協力隊の情報発信、学校や保育園との連携、乗って応援キャンペーン、観光ツアー、職員によるエコ通勤デーなど、様々な、多様な取組を実施してきました。

また、J R 東日本さんに対しては、J R 左沢線対策協議会や寒河江市との連名により、通学時間帯の増便や午後の延長運転、寒河江・左沢間への S u i c a の利用エリア拡大といったような利便性向上などを要望をして、左沢線の利用促進につながるよう努めているところであります。

一方で、沿線人口の減少や車社会の定着により鉄道利用の需要そのものが縮小していると思います。そのため、イベント等により取り組んでいくのも一時的な利用増にとどまりやすいのではないかという状況もあります。そのため、日常的な利用拡大につながる利便性の向上や、観光、通勤需要を広域的に取り組む仕組みづくり、こういったことが大きな課題ではないかと思っています。

また、町民の意識であります。通学、通院などでよく利用されている方は、なくてはならない交通手段だとの認識が非常に強い。ただ、自家用車を利用する方につきましては、本数が少なく利用しようとしても利用しづらいといったような声が聞こえてきているところがあります。さらに左沢線の収支が赤字という報道から、将来に向けて不安を抱く方もいらっしゃるのではないかというふうに思います。

提案いただいた株の取得ということでございますが、J R 東日本の公式ホームページによりますと、発行済株式総数は3月末時点で約11億3,441万株となっております。そのうち政府・地方自治体の保有は0.25%であります。ただ公表の中では個別自治体名は記載がされていないというふうなところであります。

なお、大沼議員からご指摘のありましたとおり、J R 西日本、こちらのほうの岡山県真庭市など、株式取得をしているというふうなことでありますし、このことについて、こちらのほうでも少し確認をさせて調査しました。真庭市ではおよそ3万4,000株を取得し、取得費は手数料込みで約1億円でした。沿線の姫新線が赤字になっており、将来的に廃線の可能性が懸念されていたことから、市が株主になり、路線存続の声を強めることが目的の一つだったようです。このほかにもJ R 西日本では京都府亀岡市が、J R 九州では宮崎県日南市や串間市が株式を取得し、地域路線の維持や株主優待の市民還元を活用しているというようなことのようにあります。

株式を取得することで、配当金の収入や株主優待券を活用した住民への還元、株主総会等を通じた意見表明の機会を得られるメリットというふうなものもあります。一方で、株主、持ち株比率が小さい場合には経営に与える影響というふうなものは非常に限定的であり、株価の下落による財政的リスクもあります。加えて、道路や福祉、教育など自治体が行う他の事業と比べ、株式投資は直接的な行政サービスではないことから、住民などへの説明責任も町として求められることとなります。

これらのことから、町といたしましては、株式取得を検討する前に、引き続き利用促進や広域的な連携、JR東日本への働きかけ、要望、そういったものを左沢線の活性化に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 町長、ありがとうございます。

今回の質問の一番のポイントというのは、今の現状の対応策、もちろん地域おこしの方も入っていただいて、お祭りのときとか、花火大会のときとか、あるいはツアーを組んでという私も参加させてもらいました。その流れは、でもって路線維持をきちんと将来にわたって担保できると思っていられるのか、思っていられないのか。まずそこがポイント。では、それは厳しいねというんだったらば違う次元の対応策が必要ではないか。その一環で私は株主になってというのはあるんじゃないんですかと申し上げている。

東日本さんのことをちょっと言いますと、今、町長おっしゃったように営業係数、これが一番メルクマール、これが2,087円、100円稼ぐのに二千幾らを使っている。たった9キロの区間で。町長、今、さっきおっしゃったSuica、これは寒河江までで左沢はない。東日本さんはSuicaに相当注力している。つまりSuicaがないということは大した路線ではないという、私はそう感じます。

先ほど言った赤字路線なんですけれども、東日本さんは72線持っています。東京から青森まで。そのうちの何の72かという、1日当たり2,000人を通過客として超えるか超えないか、それをメルクマールしている。左沢線は780人なんです、非常に厳しい。実際に左沢線というのは、聞きますとやはり非常にダイヤが、午後ほとんど便数が少なかったり、あと、ある高校生の親御さんからも、ちょっと時間帯がちょっと高校に行くのにちょっとあれなんだよねとか、いろんな話聞きます。もちろんそれはしょうがないんですけれども。ただ、これはこのままいくと、企業として冷徹な決断を下す時期がだんだん近づいてきているのでは

ないかと。私は非常に老婆心ながら心配しているところです。まずお伺いしたいのは、今の現状で本当に東日本さんとウィン・ウィンの関係をつなげていけるのか、左沢線が。どう認識してらっしゃるか、そこをお聞かせください。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） JR東日本さんという会社については、国鉄時代から国営鉄道としてやられてきて、日本の交通機関の主要なもののインフラとして非常に大きな役割を果たしてきた、それを引き継いでいる会社だというふうに私は思っています。

そんな中で、もちろん企業さんですから、経営というふうな部分では、今、大沼議員がいろいろお話しになられた部分については当然のことでもあります。ただ、私が思うのは、先ほど言った公共交通機関としての役割というふうな部分と、企業経営というふうな部分が両面から評価をすることで、それが全て解決できるものではないというふうに思います。企業の理論から言えば、経営という理論から言えば、赤字はないほうが、赤字路線は、言い方悪いですが、なくなったほうが企業の経営としていいのはこれ当たり前のことでありますし、ただ一方で、やっぱりインフラ、これまで引き継いできた公共交通機関としての役割というふうな意味合いでは、それはいろんな支援を受けながらも、そういった部分については確保をしていくという企業の役割というものが十分に私はあるべきではないかというふうに思っています。

そんな中で、このままで大丈夫だと考えているのかというふうなことですが、今、やるべきことは、今、やっている、先ほどご紹介申し上げたようなことでJRさんとの関係を築いていく、町の頑張りを伝えていく、そういったことで左沢線の活性化を、にぎわいをつくっていくというふうなことが一番先頭に来る、そういった部分ではないかなというふうに私は考えています。なので、大沼議員が先ほど言われたような部分につながっていくというふうなことは、また、先ほど別次元からという言葉がありました。別次元の別は、私はまた別な別があるのではないかというふうに思っています。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 私がなぜこういう質問を選んだのかと、この時期にということが1つお話ししたほうがいいと思うんですけども、これは公の情報ですので、別に会社指標にも載っていますけれども。実は来年7月にJRの、今、連結で6万人ぐらいいらっしゃいます。そこの大改革が行われます。何をするかというと、今まで2本部10支社制、これを36の事業本部に、いわゆる横だったのを縦にする。運行、駅ナカ、Suica、各々の事業体ごとに

収支を人材をごろっと変える。何を狙っているか、これは株主価値の極大化です。

では運行部分は何を考えるか、それはもう足を引っ張っている路線は何とかしなくちゃいけないねと、これは絶対思います。じゃどこを選ぶか、路線短くて、あまりそんなに反対も自治体から来ないんじゃないのかという路線がターゲットになりやすいです。これは仕方ないです、私企業ですから。経営陣も株価を上げなくちゃいけないですから。もちろん、今、町長おっしゃったように公共性、これはもちろん鑑みて、彼らも鑑みております。ただそれだけでは経営はできないですね、もちろん。だって時価総額が3兆5,000億ほどの会社ですから。ですから町長からいえば、その中で1,000万程度株主になったからって何になるんですかとひとえにあるかもしれません。ただ、ある程度、今までの中と違うことをしないと決まってからでは遅くなるんじゃないですかと、私は思っているんです。

じゃその辺のリスクは何ですかと、今、町長おっしゃいました。いや株下がるんじゃないの。もちろん株ですから上がったり下がったりします。国債だって上がったり下がったりするんですから。ただこれは長期的に持つ、10年、20年、30年、路線存続する限り、株が上がった、下がった。だって今でもあるじゃないですか、有価証券持ってらっしゃるじゃないですか。山形放送、じもとホールディングス、山形県食肉公社、あとは産業公社、有価証券持っていらっしゃるじゃないですか。これよりはるかに内容はともかくにして安心です。というのは関係性がある。これは上場も何もしなければこれは大変です。その意味でリスクというのはもうある程度しようがないですけれども、リスクとプロフィットのてんびん、これは首長として一遍決断してもらいたい、私は。いやいやほかに大丈夫だし、ほかにこういうこともあるしと言われるかもしれません。だったらその代案を教えてください。

私は、今、本当に頑張っていらっしゃる、町民の方も職員の方も何とか利用しようと頑張っていらっしゃる。ただこれが経営的にどうなのかということはまた次元が違いますし、違うアプローチしなくちゃいけない。でないと我々安心できない。ここまでやってこういう結論になったということだったら町民は納得する。でなきゃ、やることやっていなかったのって、それが落ちと僕は思いますけれども、町長の意見をお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） やることをやっていなかったのという評価を受けるのではないかと、いうふうなことでは、私はやることはJRの株を持つことではないというふうに現段階では思っています。

大沼議員の質問の中でのいろんな目的といいますか、お話を聞かせていただきましたが、

じゃその株を持つことで一番の部分に考えていらっしゃるのは何なのかなというふうに思ったときに、総会で意見表明ができるのではないかと、そういった機会を得るべきではないかという話。これについては、先ほど言った株の保有比率からいってほぼ影響を与えるというふうなことはないですが、ただメッセージとして伝えるというふうなことが重要なのではないかと。ただ、伝わらなければなかなかそこは大変なことになる、大変なことというより、その部分に見合った町としての利益を得られるというふうなことではないのかなと。

あとは先ほどあったJR西日本さんのほうの株の部分については、はっきりと町はアピールだというような表現をしているものもありました。つまり私の町ではこれだけ頑張っているのだからというようなことの社会に対するアピールというようなことなのか、もしくは財産の運用と株主優待、全く株主優待にスポットを当てて、そういった株をお持ちの自治体もあるようでした。それを、逆に私はどれを一番優先してこのことが必要なのではないかとというようなことを考えていらっしゃるのかなというふうに思いながら、いろいろと話を聞かせていただいております。

自治体の財政の運用というようなところでは、地方自治法のほうにいろいろと書いてあります。安全性、確実性、有効な手段、そういったものをきちっと現金や基金の中では管理をしていかなければならないという法律があります。ただそれは禁止をしているわけではありませんので、できないことではないというふうに思いますが、今の大江町の財政の中で、そういった部分に投資をしながらやっていくという選択は、今はないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 町長、今、るるいわゆる優先順位ですか、費用対効果の優先順位はどのようなかというお話だと思います。

私は、JR東日本に対してどういうメッセージを出すのか、じゃマスコミはどう受け止めるのか。それを受けて、じゃ運輸部門はどういう反応を示すか、それを考えるべき。少なくとも東日本で初めて大江町が株主になって東日本と一緒に地域を盛り上げようという動きになっている。これは大きいメッセージ。もちろん株数は時価総額3兆円ですから、1,000万やそこらではあれかもしれませんが、メッセージ性としては大きい。ましてプライムの上場企業の日本という100番に入るような一流企業です。その株主に我々はなっているんだと。東日本さんと一緒に地域を盛り上げていこう、そういうメッセージ性です。

あと、もちろん株主総会のときに何か言うかとか、それは株数が何であれ、そういう権利あります。どう受け止めるかは別にして。ただ、我々はそういう思いを東日本のトップに与えなくちゃいけないんです。これは最大の株主の権利、それは果たして、トライするチャンスは、僕はあると思う。ということで、もし、いろいろ申し上げました。町長、おっしゃりたいことがあるんでしたら、おっしゃってください。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） あえて発言するところはないんですが、そういった提案も一つの考え方ではないかというふうなところは、しっかりと受け止めさせていただきたいと思えます。

○議長（宇津江雅人君） よろしいですか。

じゃ、2問目、大沼清人君。

○3番（大沼清人君） じゃ、2問目の移らせていただきます。

空き家対策で民間の買取りへの支援が必要ではないかということで、お話しさせていただきます。

現在、本町では人口減、高齢化により空き家が急増しております。総戸数が350軒ほどと出ておりますが、空き家の放置はもちろんながら治安の悪化、経済的損失、環境、地域活力の低下など、地域にとって非常に広範囲にわたる悪影響がますます深刻化しております。

その対策として、町は空き家バンクへの登録から新たな家主へ譲渡する働きかけ、これは仲介事業、これを行っております、非常に高い効果を得ております。これは職員の方の努力のたまものだと考えております。ただ、そこで現状の空き家対策に加えて、民間による買取り、こういう選択肢も必要ではないかということで提案させていただければと思っております。

売主側の買取りのメリットとしては、早急にすぐ売却が可能。2番目、契約前後のトラブル、これ前は瑕疵担保条例というんですけれども、今は契約不適合責任という名称に変わりました。これがほとんど非常に大きい、なくなる可能性が高い。あと3番目、売却の手間がかからず、いわゆるごみですね、不用なもの、これの整理が不要。あとは周囲に知られずに売却できると。ただ、デメリット。これはちょっと買取り価格が安くなると。あと立地とか築年数で買取り不能等考えられる。

ただ、買い主のメリット、これはリフォーム済みで、すぐ即入居可、新築に比べて非常に安い、低廉です。大体私知る限りは1,500万前後、新築が3,000万ですので、大体半分程度で

しょうか。あと購入後のフォロー、水回りとか屋根の漏水、そのフォロー、これが期待できる。あと契約後のそれも含めたトラブルが少ない。

ということで、空き家を買ってリフォームして付加価値をつけて販売する企業への支援、これは入居者への支援とは違います。業者への支援です。成約率を高めて、これを目的といたします。結果的に空き家増加への対策を強化すべきではないかと、私は考えております。

制度1は、これは買取りに成約した企業に対して例えば100万円程度、ですから例えばこういう物件がありますよという業者さんが出したときに、大江町の支援は100万円ありますよと、等々の記載もできるというふうにする。あと、例えば買取りのリフォームの設計とか施工ですとか、水回りですとか、それを町内の業者さんに頼めることも何とかできないのか。それによってお金が循環する、そういった動きです。今、県では中古住宅流通促進事業、これは出しております。それと併せて支援策を講ずる。その結果、空き家の持ち主は仲介か買取りか選択できる。両方のメリット、デメリットを勘案しながらどっちにしようかとできる。

2つ目は、買取り業者は、町内の施工業者に委託しやすくなる。町内に資金が還流する。

3番目、買取り業者は高い確率で新規入居者を募集する。

空き家対策は、その意味では本町にとっては非常に大きい。今、今まで他の議員の方から公共施設の空き家どうすんのかという話あったんですけども、やはり民家の空き家、これを放置するところのデメリット、これは相当になります。ですので、これは時間との戦いです、これも。抜本的なこれは支援が必要ではないかということで質問させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 空き家対策に関する新たなご提案というふうなことで質問をいただきましたが、答弁させていただきます。

昨年度、各区の区長さんのほうからご協力をいただいて調査した町内の空き家につきましては、集計の結果325件でありました。前年度より13件増えたという数字的な結果となっております。

空き家バンク等を介した売買や、解体への支援、これらを通じて空き家の解消を図っておりますが、ご指摘のとおり、全てに追いついていない状況でもあるというふうなことは認識をしております。

空き家問題の解決に当たって最も大切なことは、所有者自身が決断をすること、これだと

いうふうに思います。中古物件として活用するにせよ、解体するにせよ、所有者が処分する気持ちになってもらわなければ、町の様々な支援も届けることができません。所有者の決断を促すため、空き家バンクのチラシを全戸配布をさせていただいたり、固定資産税等の納付書に同封した登録推進の周知を進めているところです。特に、固定資産税の納付書は、所有者自身に働きかける重要な機会であります。通知後には、窓口への相談が目に見えて増えてきているというふうなことも現状としてあります。

本町の空き家バンクは、ここ数年、物件の登録申請は20件前後で推移をしています。今年は7月までに13件の申請がありました。そして、登録された物件の成約数は10件前後となっています。これは宅建協会さんとの連携協定以降、確実に成果を伸ばしていると思います。新たな物件に対する需要は大きいものがあります。特に空き家の期間が短い物件、立地がよい物件は、掲載から間もなく成約する傾向がありますので、住まなくなってしまった住宅については、できるだけ早く登録してもらえば、所有者にとっても、利用希望者にとってもメリットが大きいのではないかとこのように思います。

ただいま申し上げましたように、活用される空き家の多くは、条件のよい一部のものであり、その方法が空き家バンクであっても、民間企業の買取りであっても同じではないかと思われれます。大沼議員がデメリットとして挙げておりますとおりです。また、そもそも空き家バンクは、民間による市場流通が思わしくない過疎地域の流通を促すために普及してきた背景があります。民間の中古住宅を買い取ってリフォームし再販売する事業のスキームでは、基本的に空き家所有者に営業をかけるような手法を取っていないようであります。あくまで所有者が声を上げることがスタートというようになりますので、町からの支援があるなしにかかわらず、買取り物件がこのことにより増えるということにはつながらないのではないかとこのように、今、空き家バンクを運営している中で感じています。

移住定住の側面から空き家の利活用を見てみますと、移住希望者にとっては、住める家があるかないか、これが大きな違いになります。幾ら移住のPRをしても住むところがなければ移住はできません。首都圏の移住イベントの相談でも空き家バンク物件があるかどうかで、相談者の反応は全く違うようであります。加えまして、大江町では、ほかの市町村にはない若者や子育て世代向けの住宅ローン補助を実施しており、民間の買取り販売物件を含めた中古住宅取得に伴う住宅ローンも対象にしているところです。

現状では、大江町の空き家バンクは比較的好調に運営されておりますが、先ほども申し上げましたとおり、利活用される空き家は一部にとどまっています。空き家の利活用や解体に

向けては、所有者の決断を促す必要がありますが、町外に居住していることが多く、情報を届ける機会も限られてしまうため、この働きかけの部分をもう少し工夫して強化していきたいと考えております。

そして、空き家の状態に応じて、空き家バンクへの登録勧奨や解体への補助、管理不全に至りそうな場合は指導や勧告などを行うなど、多面的に空き家についての対策を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） ありがとうございます。

まず現状、再確認させていただければと思います。

現在、戸籍の部門の職員の方にちょっと協力いただいて、一体大江町はこれから空き家どうなってくるんだろうねということから、80歳以上で独り暮らしの方、これは何人ぐらいいらっしゃるのと。もちろんその方が亡くなられた場合は、即空き家になっちゃいます、ほぼ高い確率で。そうしましたら310名という数字をいただきました。そのうちの半分が154名の方が実際に家に住んでいらっしゃる、独り暮らしで、大江町に。残りの半分の方が、例えば特養ですとか、ケアハウス、こちらにいらっしゃる。住所を移転されて入居されているケースもあるかと思いますが、他町から。それは半分か6割か分からないですけども、それを含めると、大体二百三、四十人くらいの方。今、日本の平均寿命、男性でたしか八十二、三歳くらいですか。女性八十七、八歳くらいです。ということは真ん中取って八十七、八歳くらいになりますと、非常にマーケットにこの戸数、大体250戸、60戸、10年いないでしょうか、どっと出てきます。イコール、今、政策推進課のほうからいただいた325軒、これは非常にイコールなっています。これが何とかしなくちゃならない数字になってきます。登録すべきかどうかと、遺族の方は。

先ほど町長おっしゃったんですけども、何で登録が少ないのと、それはそのとおりです。例えば仏壇があると、残っている。母がまだ入居されていると。あるいは亡くなられても残余物がいっぱい、そんな遠くから来てお金もらったって、もうどうしようも手もつけようもないと、ほっとしている。あと税金が高くなるというあれもあります。ただ、1年、1年たつて資産価値はどんどん落っこってきます、もちろん。

ということで私申し上げたいのは、1つは、今からの需要、供給が相当まだまだ多くなってくる、大江町は。これはどうすんのかと。今までの空き家バンク単独で本当にこのニーズ

を吸収できるの、これが1つ。

もう一つ、地域間格差。今、空き家の率、もともとあると思います。左沢8.5、本郷が14.2、七軒に至っては36.2というふうに倍々々、左沢の倍が本郷、その倍が七軒というふうになっている。確かに条件のいいものはすぐ買手がつく。ただ条件がちょっと悪い、遠い、雪が多いと放置される、このリスクが今から相当顕在化しちゃう。これを一体空き家バンクの活性化だけで本当にカバーできるのかどうか、これが心配。それについては、町長、いかがですか。今の人口の問題というのと、地域間格差の問題、これを教えてください。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 数からいって先ほど申し上げましたが、全てが解決できる数ではないし、それを全て吸収できるというふうなことが、空き家バンクの前提としてあると思います。空き家バンクは登録していただいてマッチングを図っていくというふうな制度でありますので、そのマッチングがされない部分というのは相当程度あるというふうなことは、現実としてあるにしても、登録をしてそこに興味を持ってくれる人がいるのかもしれないというふうな期待感もあつての登録という物件もあると思います。なので、そこはやっぱり所有者の方の考え方も必要なのではないかとこのように思いますので、お答えとしてはバンクだけで吸収できるというふうなことではないというようなことは言えますけれども、そこに何らかの手を入れていくというふうな部分は、やはり先ほどお答えしたように所有者の方の判断がまざらないとできないというふうなところがあります。

私は全ての空き家の部分について登録をしていただいて、バンクとしてのリストを増やしていきたいというふうなことに努めていくのが、現段階での町のやるべきことなのかなというふうに思います。

それから、地域格差については、これはやむを得ないですよねとしか私は申し上げられません。なので、七軒地区の活性化策だったり、そういうふうなものをしながら、集落全体として地域を盛り上げていけるようなことを町としては支援をしていくというふうなことだというふうに思います。

どこに住むかは個人の人権といいますかの問題だというふうに思うので、それを絶対的にそこから移動せずそこにお住まいくださいというふうなことはできませんけれども、いかにそこが住みやすい場所か、そして、ここで住みたいと思っただけのような形をどうつくっていくかというところではないかというふうに思っています。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 誤解のないように申し上げたいんですけれども、空き家バンクを、私例えば縮小してこっちにしろとは、そういうことは一切言っていない。空き家バンクの仲介としての魅力、メリット、それは十分に評価していますし、職員の方も非常に頑張っている。県内では非常に高い確率で成約率が67%でしたか、なってる。これはいいと思います。ただ、私言いたいのは、それ以外の需要が眠っているのではないですか、あるいは掘り起こすべきじゃないですかと申し上げている。

例えば具体的な社名は申し上げませんが、上場企業である企業は、そういう仲介、あるいはリフォーム等々をして、新しい家として生まれ変わらせて、地方に営業拠点を設けて、例えば売上げ1,400ですよと、年間5,000戸をそういう売買していますよと。新しい家として生まれ変わらせて、新しい人住んでもらっていますよと。130店舗全国にありますよと、あるんです。ということはそれだけのニーズは大江町にあるんです。それは直視しなくちゃいけない。

例えば空き家バンク、確かに時間かかるんです。希望の値段で売れないかもしれない、交渉とか何とか、それはやっぱり買い取った業者が自分の資金で投下したというのは、必ずお客さんを連れてきます。例えばご夫婦で子ども2人の世帯がそこに住んでいらして、これは相当なまちおこし。片や放置されていて特定空家になって最後は強制代執行、これは最悪です。

その分、我々はその業者に対して積極的になれるように支援すべきではないですかと申し上げたい。成約したきにサポートする、それで何らリスクはない。それでお客さんは、町民は増える、空き家は解消される。ですので、私、ちょっと町長のおっしゃっているのがよく分からないんですけれども、何でそれをトライしようと思わないのかなというのが、私非常に、非常になんか首をかしげてしまう。まず何だかんだという前に、やってみて試行錯誤というのがないんですかねというのが、私、率直な意見です。それに対していかがでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 以前、左沢の町の中でもそういった物件を売り出しているというのぼり旗が貼ってあるのを見たことがあります。でもなかなかその旗は外れませんでした。そういった旗がどんどん増えていっているという状況ではないのではないかと私は思っています。

そして、いろいろ心配すれば切りはないんですけれども、今、お話しいただいたやり方というふうな部分では、買取り物件の成約時に買取り金額を補助をするというようなことのお話であります。1つはそういった業者が町内にはないですね。全国的には何十社あるというようなお話をされましたが、そういったことを考えると、なかなか責任の所在というふ

うなこと、それから公金の支出の公平性、そういったものから考えると、特定の企業さんだけを支援する構造にならないのかどうかというふうなことも、町としては考える必要があるというふうな部分を思っております。その辺、もう少し制度の工夫をすれば可能なのかどうかというふうなことがあると思います。

それから、そういった業者さんが入ってきて、成約時に補助金を出すというふうなことでありますので、成約をしなければそういったことは生じないわけですが、ただ、買取りをした後に放置されてしまう、もしくはその物件そのものの所有の過程が分からなくなってしまう、つまり買取りされた方から次の方に移動するというふうなことも、今までの町内の空き家の売買というか、所有権の移転の状況などで困っている今の空き家の部分について、そういったことも起きています。企業さんがしっかりとしているとはいえ、企業さんですので、様々な取引の中で活動されていくというふうなことでありますので、なかなかその辺のところをきちっと整理をして制度化していくというふうなことは難しいので、何でもっと積極的にならないのかというふうなことですが、今、言ったような問題を町という公の立場でしっかりとクリアした上でなければ、そういった部分に一步踏み出すというふうなことはハードルが高いというような事情をご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 今、現実的には非常にハードルが高いというふうなおっしゃったんですけれども、ハードルは越えなくちゃいけないと僕は思います。本町にとって空き家の存在がどうなのか。朽ち果てていって周りに害を及ぼして、もう隣の家も困り果てていると、そうになってしまうのか。それで強制代執行で町がうん百万円を使って更地にするのか。それよりも新しい可能性を求めて制度面での、今、懸念というのをおっしゃったんですけれども、それはクリアすべきなんです。それがあからどうのこうのというのは、それは私は違うと思う。私の立場からすると。

ということで、ぜひこれは非常に大江町にとっては大きい問題だと思いますので、ぜひ執行部の皆様のご理解とぜひトライ、私はお願いしておしまいにしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 最後に、松田町長。

○町長（松田清隆君） もちろんこういった中古物件の扱いの部分については、それぞれ業者さんのほうが提供する側、買い取る側の部分で手数料が発生している。これは国で決めている基準に基づいて手数料があるわけですので、ボランティアでそれをやっているわけではない。需要があるとすれば、そういったところが動き出してくるというふうなこと、それに

もう一步刺激を与える方法として、大沼さんが言われたような補助の制度というふうなものも考えられるのではないかと。そこのところは分かりますけれども、今の現状ではそういった需要があまりないというふうには思っていますので、そこは慎重に取り組ませていただきたいというふうには考えております。

○議長（宇津江雅人君） いいですか。

○3番（大沼清人君） 分かりました。

終わります。

○議長（宇津江雅人君） これで大沼清人君の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時51分

再開 午後1時00分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

---

◇ 伊 藤 慎一郎 君

○議長（宇津江雅人君） 次の一般質問は、一問一答方式で行います。

9番、伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） 9番、伊藤慎一郎です。

今年も令和の米騒動に関係なく、稲穂はこうべを垂れて実ってくれました。本当にありがたいものです。でも、異常高温続きで、これからの収穫が心配されます。胴割れ、腹白、心白、未熟米なのです。それによって収穫が大きく左右されます。影響が出ないように祈る気持ちで刈取りに入ります。

それでは、通告している質問に入りますが、通告してから1か月ほどありますので、若干の違っているところがあるかと思いますが、その辺のところはよろしく願いいたします。

それでは、これからの水田農業米作りについてでございます。

令和の米騒動、ご存じのとおり、これほどまでに米問題に注目されたり振り回されたりしたことはなかったのではないかと思います。生産者団体、JAまでが悪者にされ、大もうけ

した人がいるなど、なぜこのようになったかも精査しないで言うものですから、消費者もパニックになり、買い出しのために長い行列ができたのではないかと思います。昔で言えば米よこせ運動ではないかと思ったくらいです。米の値段が高騰し、売場から米がなくなり、古々、古米が食料として出回り、米の値段が大臣の一声で決まるなど、米が足りなくなったらいつでも輸入するなどと言うものですから、生産者も困惑する次第です。

ようやく米の値段が上がってきて、農業機械を買い替えようかと思って米作りに意欲が湧いてきた矢先に、5キロ2,000円の米にするなどというものですから、生産者にとっては頭をぶん殴られたような気持ちでした。

減反をやめて来年から増産するなどと言っておりますが、昔から猫の目農政などと言われるようにころころと変わります。今では場当たり農政などと言う方もいます。果たしてこのような状態で米作りをやっていけるのかどうか、増産できるのか危惧されます。国のすることですから、いずれは町のほうにも何らかの圧力がかかってくるかと思います。

そこで、これからの水田農業米作りについて質問いたします。

減反政策などと言いますが、減反というよりも転作、つまり水田から畑に変え、果樹栽培やスイカなど野菜作りをし、地目は水田であっても、ほかのもの、農作物を作り定着しているものもあり、簡単に水田に戻せるかどうか、そして今、休んでいる、荒れている水田は、条件が悪く管理が大変なので荒れているのであって、増反、米を増やすことはできないのではないかと思います。

大江町では、一番水田が多いときに比べて、今どのくらい減って、現在、今年はどのくらい米を作付になっているか伺います。大江町でさえも、工業団地造成、宅地造成など、また転作などで、一時期、一番多い時代から見れば3割くらいは減っているのではないかと思います。いかがでしょうか。今年から貫見地区ではかなりの面積が休耕田になっておりました。

備蓄米として100万トンのうち70万トンくらい食い潰してしまったので、25年度産から備蓄米の補填をしなければなりません。このように備蓄米を確保できるか、かなり厳しいのではないかと思います。しばらくはこのような時代が続くのではないかと思います。よほどのてこ入れをしないと、今は農家の高齢化と農業離れ、続いている中で、特に米作りの場合は、機械がないとできません。

そこに増産するにも、大きな問題があります。大江町では、基盤整備などが大体終わり、かなりの年数が経っております。地震の影響なのか、U字溝の目地が壊れ、用水路、排水路

から漏れているところが多く、修理の負担が重くのしかかっております。

今、田んぼダム等の補助事業があります。今年度の予算では足りないので、大幅の予算を取ってスピード感を持って進めていかなければならないのでしょうか。町長の考えを伺います。

安心して米作りができるように、環境づくりが必要だと思います。そのようにすることが、町が活気づいて町の発展につながるのではないのでしょうか。圃場内の農道の整備などは、土地改良区であるのか、生活道路の面もあるので、町としての考えで支援ができるかどうかを伺います。このように米を作ることでさえ、道路、水路維持管理は、数の少なくなった農家ではかなり大変です。農業は町の基幹産業です。町長の考えを伺います。

今年は、米不足で道の駅、ふるさと納税で使う米が足りなくなったと聞いております。町として使う米を確保するために、郷蔵を考えてはどうか、町長の考えを伺います。

よろしく申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

令和6年度から令和7年にかけて、日本各地で米の品薄と価格高騰が発生し、政府の備蓄米が放出されるなど、令和の米騒動という形で話題になってきたところであります。

石破首相は、「令和7年産から米の増産を進めていく」と表明しました。一方、大幅な増産は、米の価格が下落するリスクを伴うなど、米の増産方針をめぐる様々な議論があり、難航しているという報道もあります。引き続き国の動向に注視していかなければならないと思っております。

さて、ただいまご質問の大江町の米の作付状況であります。水稻生産実施計画及び営農計画兼出納共済細目の帳票、いわゆる細目書といわれるものであります。これによりますと、最も作付面積が多かった年は、昭和44年の当時917ヘクタールであります。翌年の昭和45年2月から減反政策が始まりました。平成30年度に減反政策ということは廃止されましたが、山形県では引き続き市町村への配分調整という形で行われてきたところであります。

これまで国による米政策改革や町による住宅団地造成などから、作付面積は令和7年まで56年間252ヘクタールまで減ってきております。昭和44年から令和7年の減少率、これは72.5%の大幅な減となっているところであります。

また、農家の高齢化、農業従事者の減少、肥料や燃料の価格高騰など、農業を取り巻く環

境は厳しさを増しています。加えて、転作への取組などから水田に戻すことができないなど、大江町において米の増産への切替えというふうなことは容易なことではないというふうに思っております。

大江町の主な圃場は、基盤整備からおおむね50年経過しており、水路の表面の劣化や破損、目地材劣化などが顕著となり、漏水なども発生しているケースが出ています。北堰、南堰、荻野堰などの基幹的な水路更新については、平成27年度から令和6年度までの県営の防災減債事業で取り組んできており、深沢堰での採択についても計画をしているところであります。

また、圃場全体での水路更新については、圃場の再整備という形が有効なのではないかと思えますし、生産性の向上が図られてくると思えます。水田の所有者等の説明会を開催しながら、土地改良区などと協議を現在しているところであります。

また、田んぼダムについてのお話がありましたが、本郷東部地区に水尻ますを設置する工事として、令和7年度から8年度までの2か年計画で26ヘクタールの水田に167個設置する予定で進めております。予算については、総額で1,880万円ほど、財源については、国費55、県費21、町費24%となっております。古くなった水尻ますを更新することで、水田の貯留機能を高めることにより、下流域の災害被害軽減の役割も期待しているところであります。

圃場内道路の維持管理につきましては、町管理の農道については町で維持管理を行っております。集落管理の農道等につきましては、原則的には土地改良区加入の集落であれば土地改良区、未加入の集落には集落にて維持管理をしていただくことになっています。水路につきましては、原則的には土地改良区において維持管理をお願いすることになります。なお、農道の舗装や水路の修繕については、多面的機能支払交付金や中山間直接支払交付金を活用することで、地主の負担なしで修繕等を指導しているところであります。また、大規模なものについては、国の農地耕作条件改善事業を活用しながら進めています。今年度から割田地区で舗装のための測量設計などを実施しております。

最後に、今年の米不足で道の駅での販売及びふるさと納税の返礼品が不足したことへの対応についてであります。貯蔵方法なども含めて、生産者、産業振興公社、農協との協議を今進めております。引き続き町の基幹産業である農業発展のため、安心して米作りができるよう、町としてできる限り支援をしていきたいと考えておりますので、議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（宇津江雅人君） 伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） ありがとうございます。

米問題は、歴史的な問題がありまして、昨日、町長のほうから回答をいただいたんですけども、若干、遑って話ししないと分からない問題がありますので、少し発言させてください。

ということは、米はやっぱり日本人の主食ということで、これが不安定になるということは、国の国家財政にも関わる問題である。戦時中から始め、戦後も国で米の統制を取っていたんですね、食糧管理制度ということで、食管法。それで、早く言えば国で全部、全量買い上げると。そして、闇米は絶対駄目だと。ほかに売っては駄目だと。そういう形で、ほとんど国に出荷じゃなくて拋出、出せと、そういう時代がずっと続いてきたわけです。それで、今度1880年代に入って食糧管理制度の赤字、食管赤字というんですけども、これがよく国の施策で言いましたけれども、3K赤字。米の赤字、国鉄の赤字、健保の赤字ということで、これをなくすということで、日本の食管会計から外してしまうと。

そして、米もこの頃は、さっき町長からありましたように、俺、3分の1ぐらい減ったのかと思ったから、もう3分の1しか水田が残っていないと。だから俺もこれ見てびっくりしましたけれども、半分以下に田んぼが減少している中で米が生産されているということで、統制を取っていないものですから、数量を把握できなくなったと、正直言って。

それで、皆さんもテレビなんかで聞いていると思いますが、昔はやっぱり国で統制取っていたから、農協、JAあたりで数量を確保して、全部国に報告して、どのくらいあるんだということでやっていたんですけども、さっき言いましたように、逆ざやが発生して米が自由化したと。多ければ安いのは当たり前だということで、もう生産者次第だと。もうこっちに投げてきたというか。あとあなたたちの責任ですよと。それでも、やっぱり米に執着心がある農家というか、国民意志を感じて幾らかでも米を作りたい、自分で食べる米くらいは米作りたいという信念の下で作ってきたわけですよ。

それがどうにもこうやっぱりなかなかやらないものですから、今度お互いに減反、後から転作、あととも補償、作っていた方がお金を払って、休んでいる方に金を払って、そして今まで米の数量を維持してきたというか、あったからこそ、今の現代なんですよ。それを国が手放したものですから、要するに米の数量が分からなくなった、どこさおくことができなくなった。今もこう言われていますけれども、農協の集配所がちょっと数字的に間違いがあるか分かりませんが、38だか9ぐらいで、7割近いやつがもう自由に出回っていると、米は。その米なのですから、数量をつかむことできないんですよ、国でもどこでも。

だから、正直、一番の問題は、作況指数でこのくらいは取れるだろう、今年は余るだろう。どれだけまだろう農政がやってきたから、だんだん米が減っているのも分からなくて、業者の方が米の目減りが早いと騒いでいるわけなんですよ。もう、あれ、8月に買う方が、このくらいお客さんもいるんですけれども、米が目減りして。だから8月に売る米を確保しなきゃならないから、とにかくお互いに集めると。それで高騰したわけなんです。誰も投機かけてしたわけじゃなくて、そういうこのたびの農林水産大臣がどこにもないのかも分からないと騒いだものだから大変なことが起きて、そして最後に調べてみたら米が絶対量が足りなかったんだと。農林省の仕事じゃないかと俺、言いたくなるね。米はやっぱり要するに日本人の主食を守るという意味で、自給率を上げるためにも絶対必要なものですから、やっぱりそれに農林省あたりがもうちょっとてこ入れしてやってもらえたらなと思うわけです。

それで、先ほどの一番多いときが917ヘクタール、そのとき頃じゃないかなと私、思うんですけれども、山形県で60万トン米作り運動というのがあったんですよ。恐らくネットを調べると出てくると思いますが、今は45万トンまでもっていないのではないかな。だから、その頃、やっぱり全国的に米作り運動騒いでいたから。ところが、やっぱり今度転作とか何かして、要するに果樹を植えるにもスモモ植えるにも、補助金を出しながらまずは減反というか転作に減らしていったということなので、俺は間違っていると思うのよ、やっぱり今まで町でやってきたことがね。

今度、問題はそれを復活できるかどうか。できるわけないんですけれども、例えば国で最初は減反このくらいするともう割り当てていたから、今度、逆にそれがなくなったものだから、大江町でこのくらい米作れなんて来るのかなと。俺、正直言って。そういう制度になったら大変だなと思うので、果たしてやっぱり今までの畑作を水田に戻せるかどうかということで心配しています。

今も言いましたように、基盤整備して立派な水田あるんですけれども、ご覧のとおり、かなり数年がたっているのよ、言う方がおるんですけれども、東日本大震災のときの地震の影響じゃないかと。目地がかなり壊れているのよ。それで、ずっと前だったら農家の方も結構いたので、それを管理してくれる人がいたのよ。ところが、うちの地区でさえも2人、3人で田んぼ見なければならぬと。そしたら、どこで漏っているのか、どこから漏れてきているのか、もう管理が大変で。前だと貸している方も頼んでいる方も、草を刈ってくれたり、水道管理してくれたりしたからこそ今まで維持できたのね。そういう意味で、米作ったら今度、大転換なものだから、俺、その辺心配しております。

それで、あとそれから田んぼダムについてなんですが、やっぱりある程度の大型というか、大規模に1人でもうほとんど10町歩以上ぐらい作らんない、少人数で作らんない時代に入ったので、だから田んぼは、米作りは、1、水、2、肥やし、3、手入れと言うほどに、水管理さえちゃんとしていけば米は取れるの。俺のおやじよく言ったけれども、1、水、2、肥やし、3、手入れかな。だから、とにかく米作りは水が大変なので、やっぱり水が順調に田んぼに回るような、例えば水路とか用水路とかいうのをやっぱりちゃんと整備してもらいたいと思います。

それで、本当はよく尻水口というんですよ、あの水門の後ろのほうの水が。あれがやっぱり不慣れというか間違いであるんですけども、トラクターのロータリーでぶつけて壊していたのよ。だからそれが結構多くて、もう作り替えしないと駄目みたいな水田が結構あるものですから、それについて、去年は幾らか入ったけれども、国でもそれには今の大臣が金は幾らでも出すとおりますので、年次計画を立てながら、農林課長、少し増やしてもらいたいなと思うので、これからの計画というか、田んぼダムというか、その予算というか、事業の進め方などを、ちょっと説明お伺いしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 田んぼダムにつきましては、やっぱり今の異常気象といいますか、豪雨の状況を見るときに、一定程度やっぱり田んぼでその水を受けて下流に流すというふうなことで水害を防ぐという役割、これも大きいものだというふうに思いますし、また、先ほど申し上げましたように、基盤整備からもうほぼ10年たっているという状況の中で、今、議員の質問の中にもありましたが、コンクリートの老朽化そのものもあるだろうし、作業場の老朽化といいますか、破損というのめかなり出てきているというふうなことを聞きます。そういった両面のことから、取りあえず今年と来年でまずはスタートしてみようというふうなことで、水尻ますの整備について、本郷東部地区から始めたというふうなところであります。

ですが、主に水田をメインにやられている耕作者の方々のお話の中でも、当然、町もですが、根本的な水田の区画の見直し、いわゆる圃場の再整備と大区画化というふうなことも、今後必要になってくるというふうなことがありますし、その方向で町も進まなければならないというふうに思っています。ただ、時間は相当かかるというふうなことが、現状でのスケジュールを立ててみますとそういう見方でありますので、その辺と田んぼダム機能の確保というような面での整備というふうな両面を、うまくスケジュールを合わせながら、そのところは土地所有者もしくは改良区、耕作者、この方々といろいろお話をしながら進めていか

なければならぬのかなと思っています。

まずは今後、東郷地区、今年と来年やりますが、次、どこをやるかもしくはそこを再圃場整備、その関係はどうなのかというようなことを十分に話をしながら、順序よく整備が保たれるようにやっていきたいなというようなことを、今話ししているところでもあります。

○議長（宇津江雅人君） 伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） ありがとうございます。

やっぱり大型機械でもうほとんど、言っているように、トラクターも50馬力以上、そのトラクターが入る、あとそれからコンバインも2,000万円以上のコンバインが入らなければならないという、そういう大型機械がどんどん入ってきたものですから、やっぱり田の条件がある程度整備してやっておかないと、これから少人数で大規模、ほかの人の田んぼを作ってあげるのはいいけれども、大変だということで、やっぱりその辺の支援をこれからは町のほうからとかいろんな国のほうからの支援がないと、米作っている農家だけではとてもできないので、さっきから言うように、大江町の水田の全地区に田んぼダムをして、尻水口を改良してもらいたいと思いますので、お願いしておきたいと思います。

あと、それから米の値段ですが、一番安いときで8,500円というときあったんですよ、米1俵。1俵ですよ、60キロですよ。今年、今3万円でしょう。それが10年前なんですよ。2014年だったんじゃないかな。皆さん、高い高いとこう言っているけれども、俺も10年前も米作りしていたから分かるんですけども、あのときでさえも苗代だけで2万円。取れる前ですよ。苗、自分で作ればそれよりもちょっと下がるけれども、だから苗だけで2万円、1割。1割じゃない、2割だね。10万円しかないだから。1俵1万円ぐらいだから。だから10俵として10万円。そのうちの苗だけで2万円ということ。

だから、俺はもう恐らく俺のうちの息子にも、米作りしろなんて、あんまり米作りしないよというか、畑地でトマトハウスなど勤めてやってきたんですけども、やっぱり機械がだんだん大きくなってくると楽しいからな。そんな感じで、気持ちも大きくなるのかもしれないけれども、まして町でも補助事業でどんどん出してくれるものですから、やっぱり大きい機械に乗りたくなったのかもしれないと、どんどん増えていったと。

俺たちも最初、耕運機買うときは、米売って耕運機買ったのではないんです、私自身も。出稼ぎに行って、出稼ぎの金で耕運機買ったのよ。そして、田んぼ作りを楽にしたのよ。だと、今度、耕運機買ってトラクター買うと、ほかの方、買えない方が俺の家の田んぼも耕してくれとか、俺の家の田んぼもうなってくれと来たものだから、どんどんそういう形で増え

ていって、だと今度その、今、最初、俺買ったとき20馬力だったけれども、どんどん大型ってなって。だから、米の値段で米のお金で機械買ったというよりも、別な作物、果樹作って買ってその値段で機械を導入したという形が大きいんじゃないかと。

でも、その中で町のほうでも補助事業があって、中山間の環境保全事業とかいろんな形で、スマート農業という形で補助してもらったから大きくすることができたということで、あの支援はやっぱりこれからもしていってもらわないと駄目なので、ぜひこれ、お願いしたいと思います。

あと、それから、最後のほうなんですけれども、米蔵。要するに皆さんも知っていると思うけれども、恐らく郷蔵というよりも郷村といったほうがいいのかな。恐らくほかの市町村で郷蔵というところ、かなりあると思うんですよ。あそこのうち、郷蔵だ。恐らく字ついでる集落は、あそこに郷村、郷村、あの家は郷村。郷蔵というかな。小見でも出羽国西郡小見村だったから、集落には郷蔵というのは置いて、小見地区の米の何割を確保しなさいという制度だったんです、郷蔵というのは。だから、それを庄屋の方が管理して、本当に大変なときにそこから出すと。それが郷村。だから、各地にある郷村というのは、そこを守っていた。

そのほかにももみ蔵というのもある。そのもみも、米にして食うものだから、最低この種もみだけ食うなよと。集落でそのもみを確保するために、もみ蔵を建ててネズミが来ないように管理したという時代もあったんですよ。

さっきも、去年も道の駅で米足りなくなったということで騒いでいるんですけども、恐らく町長、今、普通、野菜ですと、収穫すると1週間もすると腐るから、やっぱり市場にかけてとにかく早く出荷するけれども、米はもつものよ、1年以上も3年も。だから、新米出たからといってどうぞって出てこないから。だから下がらないんです。

それから、カントリーエレベーターとって、米でなくてももみで貯蔵しておくから。そういう東北地方にはいっぱいあるカントリーエレベーター。だから、米というのは保存することができる。だから、それをちびりちびりとは言われないか、それをある程度一定出すんだけど、絶対量が足りなくなるから、7月頃必ず足りなくなる。去年と同じだから、面積は、作っている。恐らく課長、そうでしょう。去年と同じくらいしか面積作っていないでしょう。だから、今年も来年も足りなくなるのよ。だから、米の値段、今もじりじりと上がっているんですよ。

だから、町でも郷蔵つくってはどうですか、町長。先ほど……。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 現代版郷蔵というふうな意味なのかなというふうに思いますけれども、その郷蔵の意味づけ、目的というふうなものについては、様々あるかなというふうに思います。今、質問を受けたのは、ある意味、大江町の町民が食いはぐれにならないほどの米の量を備蓄するようなものを造ったらどうなんだというような意味もあるのかなというふうに思います。それは現実的には不可能だというふうには思いますけれども、ただ、道の駅なりで販売できる分の米については、今年度やっぱり夏前にもう切れてしまったというふうなことがありましたので、今年度産米については、いろいろ生産者の方と今調整をしながら、一定程度確保できるようなことで話をさせてもらっています。そして、それについても、やっぱり生産者の方それぞれが保管をするもしくはファーム大江さんのように集団で米を保管する場所を持っているというようなことであっても、なかなか十分なまでに保管できる場所は確保できなくてというような課題の話も出てきておりますので、その部分については、道の駅なりのものについては、何かしらの倉庫として使えるようなことを考えなければならないんだなというようなことで、今検討しているところであります。

生産者の方との話の中では、今年の倍ぐらいは確保できるようなことで考えていきましょかかねというようなことで、今、話を進めさせていただいております。

一方で、今度は、私は実際この暑さの中で、ひょっとしたら今年は米が不作になってしまうのではないかというようなことも危惧しておりましたが、先般発表された米の作況の状況については、例年並みの品質は確保できるのではないかというふうなことで、私が大きく心配した部分のようなことはなさそうな気がしますけれども、ただ、やっぱり米の価格については、もう国を挙げて様々な取組をしておりますし、農家の方も、せめて再生産費確保しながら、やる気の出る価格でもって取引をと。一方、消費者の部分については、できるだけ安く。そのあんばい加減のところがどの辺なのかなというふうなことがいろいろと探られる年度になるのかなというふうに感じております。

価格については、なかなかこれまでの食糧制度の中で取り組んできた部分とは、市場の中でそこが決まっていくというふうなシステムに今なっておりますので、ただ、私が懸念するのは、何か米が先物取引のような投資目的になっていっては、やっぱり日本人の食の確保というふうな面では危ないものが出てくるのではないかと、そのようなことも危惧しているところです。

町としては、生産者の米の現在の状況などを把握しながら、また、町民が安心して主食である米が確保できるようなことを、農家の方々、そして小売店さんと情報交換もしながら進

めていきたい、そう思っているところであります。

○議長（宇津江雅人君） 伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） ありがとうございます。

私も1回、大江町の自給率なんて一般質問したときあるんですよ。だから米はまずあるから、あとないのは油だけかなと一般質問ずっと前にしたことあるんですよ。だから大江町では米は生産、8,000人の米は間違いなく生産できるんです。だから大丈夫ですけれども、やっぱり今は、仮渡し金で金もらっているものですから、もう半分以上、9割もらっているんですよ。さっきの、戻りますけれども、8,500円的时候は次の年の契約金から金取られました、払い過ぎだという形で。恐らく菊地君、何話ししているか分からないけれども。そんな感じで本当にひどい時期あったんですよ。だから、今は3万円だなんて騒いでいるけれども、俺、その前とたいしてかわりないなと思っているんだけど。

だから、今、ライスセンター造って、去年の低温倉庫というか、低温建ててもらって、保管場所も若干あるようなんですけれども、やっぱりそうやって支援しながら保管、道の駅で使う米ぐらいは、それからふるさと納税、米ないなんてしょっぱなからいたけれども、だからないなんて、出している以上はやっぱり確保しなきゃならないから、それだと少し真剣になって農業問題について、食料問題については取り組んでもらえたらと思います。

ちょっとあと整理がつかなくて申し訳ない。

あと、米価審議会についてちょっと若干します。米価審議会というのは、だから国で買ったお米を幾らで買うかということで、米価審議会というのがあったんですよ。国の制度、諮問機関。それで、大体5月頃だったか、ちょっと忘れちゃったけれども。調べてあったらあれだけでも。それで、そのときに私たちも農協青年部で米上げるのに行ったんですよ。それこそむしろ旗立てて、値段上げろと。そのくらい米の値段というのはぴりぴりで、1,000円上げる、100円上げるにも大変な時代だった。あれが俺の政治活動の原点かなと思って今、考えるんですけども、本当に農家の方が米上げてくれと。政治活動しながら。そして自民党とか政権与党に頭下げたりして。

ただ、今はやっぱり自由化なものですから、ちょっと話変わって申し訳ないけれども、関東地方、あっちのほうの方は米早く出すのよ、早番米とって。だと、もうほかでは売ってからでいいってものではなくて、現金取引だから、もう庭先では。関東地方のほうは。この辺はある程度、農協で集約しているから、仮渡し式になっておとなしくしているけれども、関東地方のほうは現金取引なのよ。現在も。だから米が出ると、業者が車で来て、あれ何ぼ

何ぼ、今、現在3万円だから3万円ぼんと置いていって持っていくと。だから、数量がどのくらい出ているか、日本でどのくらい生産されているのかも分からないのよ。

そして、それから、ころころ変わって申し訳ないな。作況指数。作況指数で米が間に合わないという考え方、土台間違い。作況指数は米の出来だけだから。あと、さっき言ったように工業で田んぼ潰れたり、それから災害で田んぼがなくなったり、そんなの関係ないから、作況指数は。だから、出来悪い。出来悪いのはあるのよね。そして作況指数というのは、1,000粒以上とって、1本の1,000粒の米が何グラムあるかと、そういう計算で……

○議長（宇津江雅人君） すみません、伊藤議員に申し上げます。通告のない内容について散見されますので、よろしく、本題に戻っていただきたいです。

○9番（伊藤慎一郎君） 分かりました。だんだん話別の方について申し訳ございません。

だから、これからやっぱり米というのは、大江町の基幹産業でもあるし、あとやっぱり景観でもあるし、草刈り、水路、もうこれを管理する人がだんだん減っていると。そういう意味で、個人だけの力ではできませんので、ぜひ公的機関のご支援をお願いしたいなと思います。

ちょっと、そうしたら前に戻るか。

そういうことで、今、農業やりたい、米作りたいというのが、今、こういう状態だからかなりあると。その受入れ体制なども、これから田んぼあれば私も作りますよという方も出てくるようなので、これからの米作りに対しては極大な支援をお願いしたいと思います。

整理がつかないので、この辺で終わりたいと思います。これで私の一般質問を終わります。

○議長（宇津江雅人君） これで伊藤慎一郎君の一般質問を終わります。

ここで、午後2時まで休憩します。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 2時00分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 藤野 広 美 君

○議長（宇津江雅人君） 次の一般質問は、一問一答方式で行います。

5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 5番、藤野広美です。

本日最後の一般質問になります。よろしくお願いいたします。

農家の方からは、桃が熊に食われたとか田んぼの稲と稲との間にイノシシが入って土が掘り起こされている。農家の方は米がのめるという表現をする方もいらっしゃいますが、そういう被害状況だということをお聞きしております。熊やイノシシの被害で収穫に影響が少ないことを願いたいと思います。

それでは、通告に従いまして、旧七軒東小学校の売却をプロポーザル方式でという質問をさせていただきます。

先ほど別の議員が質問をなさっております、答弁が少し重なるようなことがあるかとは思いますが、よろしくお願いいたします。

今年6月、私が所属する産業厚生常任委員会の行政調査として、青森県南津軽郡大鰐町の旧第三小学校を視察してまいりました。この建物は、敷地面積6,309平米、木造2階建てで、延べ面積が969.23平米となっており、昭和37年に建設、平成7年3月に閉校しております。その後、平成9年12月まで生活体験学習館として活用していましたが、ほぼ活用実績もなく、倉庫代わりに近い状況にあったそうです。そこで、町はこの土地建物を一括して売却することを決定し、公募型プロポーザルを実施し、取得した会社が平成28年5月から生ハム工場としてスタートしたという経過があります。

取得額はそう高い金額ではないようで、取得した工場の社長からお話をお伺いしましたが、内容は次のとおりです。交付金と自己資金を合わせて土地建物を取得し、屋根等の改修工事をしました。廃校を取得した理由として、木造建物は生ハムを醸成させるのに適していることや、立地場所が高台にあり、自然に吹いてくる風がとてもよい条件になっているとのこと。商品は仙台や関東、大阪のホテルやレストランに向けて出荷されており、ここでの商品が大鰐町のPRとなっているとのことでありました。

以上、調査内容を説明申し上げました。この調査を経て質問をさせていただきます。

①町内の旧七軒東小学校は、平成18年3月に閉校となっているので、既に19年が経過しております。現在はどうのように使用しているかをお伺いします。

②この建物を売却するとしたら、調査した大鰐町のように、アイデアを競う上でもプロポ

一ザル方式がよいと思います。建物と敷地は全部でなく、もし一部であるというふうになるのであれば、取得者に合わせた売却を考えてもよいのではないのでしょうか。

行政と一緒に補助金を活用し事業を考えている企業もいると思います。町長は、民間と行政が組んで補助金を活用しての事業をしたいという企業がいたら、どのように対応していく考えかお伺いします。大鰐町のように、事業が実施されることによって、大江町のPRになり、働く場が生まれ、町の活性化につながるとは思います。町長はいかがお考えか併せてお伺いします。

以上で壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 藤野議員からいただいたご質問、旧七軒東小学校の売却をプロポーザル方式についてお答えをさせていただきます。

この件につきまして、6月の行政調査で成功事例を目の当たりにされてきた、そして、大江町でも同じようにできないのだろうかというようなことのご質問かというふうに思います。このような事例や大江町における山里交流館や楯岡特別支援学校など、用途変更が実現して学校施設の有効活用が図られている事例は限られているのではないかと思います。うちでもまだ学校施設として、先ほどの一般質問のやり取りでもさせていただきましたが、残っている部分もあり、その処理については非常に困難を極めているという状況であります。ご説明にあったように、当初は何らかの活用が図られていたとしても、長続きがしないというようなことが多いということだというふうに思います。

いわゆる遊休施設の利活用に関するご質問は、これまで幾度となくお受けしております。本定例会の中でも藤野議員を含め3名の方より質問をいただいておりますので、基本的な考え方や今後の方向性などに関しては、同じ答弁の内容になることもあるというふうなことで、ご了承賜りたいと思います。

旧七軒東小学校が今どのように利用されているかというお尋ねでございますが、現在特に利用実績はないものの、有事の際の避難所として指定しており、近隣に代替できる施設もないことから、当面は維持管理を図っているというのが現状であります。先ほどのご質問の中でも、民具等の整理をしながら進めてきて、今置いてあるものについては処分をすることも検討しているというようなものが残っているという状況であります。

ご承知のとおり、かつてはこの学校も、地元のお母さん方が給食調理室を漬物加工所とし

て利用し、地域おこしの優良事例としてマスコミ等にも取り上げられるなど、有効活用が図られてきていましたが、メンバーの高齢化により組織が解散し、久しく経過しています。また、令和2年7月豪雨の際には、一時避難先としている貫見地区のこぶし館も浸水の危険性が生じたことから、指定避難所である小学校のほうに避難者全員が移動したことがあったほか、七軒地区の総合防災訓練の会場としても利用してきたというところでございます。

なお、閉校してさほど年数が経過していなかった頃に、非公式ではありましたが、老人クラブや福祉施設として利用できないのかどうかというような打診のお話をいただいたように記憶しています。当時は、介護保険制度が定着しつつある頃で、全国各地で施設整備が進んでいました。旧七軒東小学校もこの選択肢の一つだったと推測されますが、建物の規模が大き過ぎることや立地面でのハンディもあり、話がそれ以上進展することはありませんでした。

藤野議員がどのような施設に用途を変更することをイメージし、売却するような提案とされているのかよく分かりませんが、施設によってはそれなりの人口の規模を必要とし、生活圏域内であることが前提条件として求められていることが多いような気がしています。

例えばそば屋さんだったりラーメン店などは、おいしければ、また話題になれば、例えアクセスが悪くとも、口コミなどを通じて評判が集まり繁盛します。一方で、以前、スポーツジムを町内に整備できないかというようなことがありましたが、その目的だけではなく、周辺で買物ができたり、仕事帰りに立ち寄れる、そんな立地であるかなど複合的な要素がかみ合わないと、なかなか人口減少が止まらない地域での施設の運営は成り立たないように思います。公共施設だとすれば、公費を投入して採算度外視で運営することもあり得ますが、営利を追求する民間企業であれば、こうした市場調査を踏まえ、需要があるかを何よりも重視するはずでありますので、そうでなければなかなか投資を期待することはできないのではないかと思います。

プロポーザル方式で売却を検討すべきではないのかという提案でございますが、それを否定するわけではございません。そのような提案が果たして届くのかどうか、今、申し上げたことやこれまでの経過からして懐疑的な見方をせざるを得ない状況ではないかというのが、現在の正直な感想であります。

もちろん前向きな提案があれば、町としても非常にありがたい話であり、端的な言い方をすれば、無償譲渡や固定資産税の減免というようなことをしても、数億円かかるであろう解体費用、その費用を起債に頼り、交付税措置もない中で30年間返済し続けることに、これらと比較すれば、財政的にも明らかに得策だというふうな判断もあるかというふうに思います。

当然として、町や町民にとって恩恵が期待をできて、地域の活性化に資する可能性があるとなれば、支援を拒むものではないというふうに思いますし、現在あります商工業の振興の支援制度やまちづくり事業に対する支援制度をご利用いただけるとすれば、願ってもないことだというふうに思います。

一部を売却するかどうかという件についても、可能であれば望ましいことではあるものの、施設の利用を再開するに当たって、電気や水回り設備を含め多額の修繕費用を要することになります。その費用負担をどうするかなど悩ましい課題もあるのではないのでしょうか。なかなか現実的には難しいのではないかというふうに思います。

繰り返しますが、先ほど質問の結びの中でそういった方がいればどうですかというふうなことについては、それは前向きに検討して、利活用を図っていくというようなことを進めてみたいという気持ちがございます。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 答弁ありがとうございます。

現在は指定避難所、令和2年度の水害に伴って、また七軒地区の総合防災訓練会場として利用しているというふうな答弁だったと思います。数年前までは石けん作りをしていたということも聞いてはおります。旧七軒東小学校を避難所として利用しているということですが、この建物は現在、水が出ない状況にあるんだというふうなこともお聞きしております。水が出ない状況で避難所というのは、機能を果たしているのかなというふうには思います。

町長からは、プロポーザル方式での提案があって売却できるとしたら願ってもないことだと。地域活性化に資する可能性があるんだとなれば、ぜひ応援をしたいし、支援を拒むものでない。また、商工業の支援制度やまちづくり事業に対する支援制度なども活用していただければという答弁もありました。しかしながら、企業は採算等を考えるというものであれば、現実的ではないのではないかというふうな答弁だったと思います。

今後の維持管理を考えた場合、やはり廃校となった学校をなるべく早く売却し、手元から離すということですね、町の所有ではなくなるという仕掛けを実行していくことが望まれるとやはり思います。私は今年1月の東京での議員研修で、人口減少に対応する行政の対策としてということ、次のことを学んできました。

シビックプライドという言葉があります。シビックプライドとは、交流人口や関係人口を含めた方が地域に抱く愛着や誇りを持ったという意味であります。この力を活用することが

大事である。行政は、民間事業者と連携し、多方面から意見を出し合いながら、新たなまちの魅力や地域の価値を共につくり上げていく、共創を取り上げていくことが必要であるという内容です。この共創とは、餅は餅屋にということわざがあるように、自治体に民間企業の思考が入ることにより、イノベーションが起きる、それが自治体を発展させていく原動力になるということです。

ここで学んできたことから考えられることは、プロポーザル方式を採用した売却を前提として、民間事業者と連携し、新たなまちの魅力や地域の価値を共につくり上げていくことをぜひ提案させていただきます。先ほど他の議員で質問なさった方がいて、令和4年にこういうことを広く募集はしたが、それに該当する方が見つからなかったという答弁ではありましたが、それから踏まえて今の現状を踏まえると、やっぱり提案があるのか、懐疑的にならざるを得ないという思いであるということではあります。チャレンジはすべきであるというふうに思います。チャレンジするからチャンスが生まれるのだと私は思いますが、いかが町長はお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今、研修会等で学んできたことのご披露がありましたけれども、私が感ずるのは、非常に評論家的な言葉ではないかというふうに思います。実際、この行政を預かっている立場としては、思いはあっても進まないことというのは多々あるというふうなことをずっと経験してきました。そんな中で、先ほど申されたような理想を掲げながら進んでいく、その気持ちは大切だというふうに思いますが、様々なトライをしてきながら現状があるというようなことも理解していただきたいなというふうに思います。

プロポーザル方式というのは、もちろんご存じだというふうに思いますが、条件を示して、それに手を挙げてくれる方がいて初めて成り立つものであります。町としても正式にそういったプロポーザルの手続というふうなものは、七軒東小学校については正式にはなかったというふうに思います。ただ、いろんな方からご紹介をいただいたり、直接問合せをいただいたりというふうなことで、様々な意見交換をやってきたというのは、先ほどご紹介したとおりでありますので、果たして条件を提示してプロポーザルに挑戦をするというのは、恐らく私は大鰐町さんの部分についても、そういったやりたいような方がいらっしゃるという前提で進んできたお話として手法をプロポーザルというふうな形にしたというのが、恐らく現実的にはそういったことなのかなというふうに、これは想像ですので実態は分かりませんが、そういう背景がないと、なかなかプロポーザルという手続をしたとしても、難しいところがあ

る。

ただ、町としては、どんな形であれ利用をすることについて募集といいますか、周知をしていくというふうなことも必要なのかもしれませんが。そういったことを考えながら、今後、七軒東小学校の在り方については判断をしていきたいというふうに思っております。

○議長（宇津江雅人君） 藤野広美君。

○5番（藤野広美君） まず、評論的な言葉である、私たちが勉強したことに対して、という言葉ですが、やっぱり大学の先生というのはいろんな議員の方にこういう言葉を教授しているということだと思いますけれども、私たちはそれを、勉強したことを基に町長には質問を申し上げるというのが仕事だというふうに思いますので、これはご理解いただきたい、そういうふうに思います。

プロポーザルは、今まではしたことないかもしれないということなんですけれども、いるかも分からない、だからしないではなく、やっぱり立ち止まるのではなくやってみるということは必要ではないかというふうに思います。もしそれがやってみて、そういうプロポーザルに参加したいという方がいるのであれば、いろんな分野で起業が起こり、働く場所が起こり、町の活性化になるということについてはどういうふうにお考えなんでしょうか、お伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） プロポーザルをさせていただくというふうなことは、それなりの経費をかけて提案をしていただくことになるのではないかというふうに思います。なので、そういったことを整備をしてプロポーザルで広報するというふうなことには、様々な予算が必要になってくるというふうなことが現実的にはあります。

ただ、一方で、サウンディング調査という方法もあります。なので、サウンディングとプロポーザルを組み合わせたような格好で、事前の整理をしながらプロポーザルに向かっていくというふうな方法はあるのかなというふうには思いますが、いわゆるサウンディング調査というのは、いろんな企業さんのほうからのお話を聞きながらやってくるわけで、サウンディング調査に近いようなことは、ずっと数年間やってきているという認識ではないのかなというふうに私は考えております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 経費をかけてプロポーザルをするのか、これには予算が必要だと。そ

れも十分分かります。先ほど町長の答弁のように、サウンディングと両方合わせてやはりチャレンジはしていただきたいと思います。今まで何回もやったけれども、なかなか実を結ばないということだとは思いますが、そういう経過があること自体、私たちも町民の方もよく知らないという現状が今なんです。なので、ぜひ見える形の町長の決断というものを提案させていただいて、1つ目の質問を終わります。

続けまして、ぷくぷくパークのミストシャワー作動時間とアジサイの夏期維持管理方法はこの質問をさせていただきます。

昨年8月10日にオープンしたぷくぷくパークは、2回目の夏を迎えております。土曜、日曜日となると、町外の子どもたちも楽しそうに遊んでいる姿をよく見かけます。先日は東京から帰省したという家族もいました。既に9時には一緒に来た子どもは汗だくで遊んでいたようです。夏休みに入り、公園で遊ぶ子どもたちも多く見かけるようになりました。

このことを受けて質問いたします。

①ミストシャワーは、何時から作動し、終了時間は何時ですか。また、噴射の時間はどれくらいなのか。

②今年7月に気温37度Cになった日が続きました。大江町で7月に初めて36度Cを超えた日は、全国版のニュースでも報道されております。日中は遊具も熱くなっており、少し涼しくなる夕方から公園に出てくる子どもが多いようです。

そこで提案させていただきます。夏期のミストシャワー作動開始時間を午前9時から、終了時間を夕方7時まで延長を行い、さらに噴射時間を少し長くするというのをタイマーで設定できるのではないかとこのように思いますが、いかがでしょうか。

③7月中旬頃、敷地内に植えられているアジサイの花と茎が一部黒くなっているのを見かけ、水かけなどの夏期の維持管理はどのようになっているのか疑問に思いましたので、質問をさせていただきます。朝晩の水かけ管理がきちんとされていれば、葉が黒くなるということはありませんかと思っております。草も出てきております。新しく植栽したアジサイの水かけや草取りなどの維持管理はどのようにしているのかをお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、藤野議員のぷくぷくパークに関するご質問にお答えをさせていただきます。

ミストシャワーの作動開始時間と終了時間、噴射の時間ではありますが、当初の設定は午前9時30分から午後4時30分までとし、噴射時間は3分間となっていました。

しかしながら、今年の夏は全国各地で高温であった。6月の平均気温は平年のプラス2.34度、7月の平均気温はプラス2.89度と、統計を取り始めて以降、最も高くなったとお聞きしております。また、8月5日には群馬県伊勢崎市で最高気温が41.8度Cを記録し、国内史上最高を観測したとありました。大江町におきましても例外ではなく、7月21日に左沢で1976年の観測開始以来、史上最高の37.0度に達し、8月4日にもこれを上回る37.9度を記録しております。これまでにない猛暑の夏であったというのは、議員おっしゃるとおり、そして報道のとおりであります。

このため、熱中症予防等を勘案いたしまして、7月25日からミストの開始時間を午前9時に30分前倒しをさせていただき、併せて終了の時間も午後6時に1時間30分延長したところであります。

なお、噴射時間につきましては、当初のとおり3分間隔、いわゆる出ている時間が3分、止まる時間が3分とさせていただいているところであります。

日中の気温が30度を超える時間帯は、公園内で遊ぶ子どもたちの姿もあまり見られず、誰もいないのかかわらずミストシャワーが出っ放しだというような意見もいただいております。噴射時間の延長は、現在、見合わせさせていただいております。

また、人が通ったときに噴射する人感センサー付きのミストシャワーも設計時において検討を行っておりましたが、設置費用が高額となることなどから、現在の初期設定による噴射方式を採用しており、現在の仕様においてはタイマーによる自動設定の機能は搭載されておられませんので、その辺のところはご理解をいただきたいと思っております。

次に、ぷくぷくパークのアジサイの維持管理方法についてのお尋ねがありました。

公園内のアジサイにつきましては、大江町の花がアジサイであること、また、東側のテルメ柏陵健康温泉館が紫陽花まつりが行われるほどの名所にもなっていますので、公園内の緑地帯には令和6年に植栽をさせていただいたものであります。

ぷくぷくパークの施設管理業務につきましては、一般社団法人大江町シルバー人材センターと委託契約を締結しております。4月から11月までの期間、日常的な公園管理業務をお願いしているところであります。シルバー人材センターに委託している業務の内訳ではありますが、草刈りについては12人分、芝刈りについては9人分とさせていただいており、適切な時期に作業を行っていただいているという現状にあります。

また、水の散布、いわゆる水やりであります。2人で年間31回を予定させていただいており、おおむね1週間に1回程度の散布を当初見込んでいた状況にあります。

しかしながら、先ほど述べましたように、今年の夏は日本全国で想定を上回る猛暑であり、加えて降水量が少ない期間が長期にわたり続きました。私も大江町で長らく暮らしておりますが、最上川の水位がこれほど少なくなった記憶はほとんどありません。用地区でヤマガタダイカイギュウの化石が発見されたとき以来、川底の岩盤があらわになったのではないのでしょうか。それぐらい水位が下がったというふうなことであります。

アジサイの葉が黒くなってしまった状況は確かに確認をしております、高温と渇水によるものではないかと推測をしております。ただし、このアジサイの葉の変色はぷくぷくパークに限ったことではなく、やはり高温により他の施設や花壇等でも見受けられたようにあります。

水やりも毎日朝晩できればよいと思いますが、どうしても回数には制限が出てきてしまいます。しかし、このような猛暑が続いたことから、シルバー人材センターと協議し、調整をした結果、7月28日からは週1回という水の散布を8月末までは週2回に増やして対応をさせていただいてきております。このようなことから、維持管理費用の増額については、財政的な観点からなかなかすぐに増額して対応というわけにはいきませんので、全体を見ながら、貴重な予算の配分と樹木や花卉の生育バランスの両方を鑑みながら、最善の対策に心を砕いてまいりたいというふうに考えております。

最後に、町の花であるアジサイの花々がぷくぷくパークに彩りを添えて、隣接するテルメ柏陵健康温泉館のアジサイと咲き競うことができるよう、5年後、10年後を見据えてアジサイの手入れ、管理を進めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 藤野広美君。

○5番（藤野広美君） ありがとうございます。

私は、この一般質問を提出する前に、担当課に行きまして、ミストシャワーの作動開始時間等についてお聞きしております。その時点では、夏期の作動時間の延長を提案させていただきました。それを受けて、7月25日から早い時間の対応というふうになっていることには感謝いたします。ありがとうございます。

次に、アジサイを含む公園管理は、町内の大江町シルバー人材センターに委託していて、この夏の水散布は7月28日から週2回に増やしたということだと思いますけれども、週1回で水やりは足りないというふうにやっぱり思います。朝晩の水かけが必要ではないかというふうに思います。来年度以降は、アジサイの水散布についてはしっかりとした維持管理をお

願いたいというふうに思います。

毎日が本来の維持管理だとは思いますが、休日はやっぱり業者に依頼できないというのであれば、担当課の職員が交代で水かけをするというようなこともよいのではないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 水かけの頻度については、雨が降れば必要ないわけですので、そのところは状況を見てやっていくしかないのかなと。何も決めて行うことではなくて、全体の回数はそういう委託契約でされているというふうなことで、そこは週1回というふうなことではなくて、必要に応じてお願いをするというふうな取組をまずはしてはどうかというふうに感じます。

あとはやはり公園を立ち上げるに当たって、地元の方ともボランティアというような形で協力の話もしましたが、なかなかそういった活動に手を貸していただける方がいないというふうな状況がありました。もし近くにお住まいの方や団体さんのほうでそういったことにもご協力していただけるよというふうなことがあるとすれば、そういった協力も仰ぎたいなというふうに感じております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 藤野広美君。

○5番（藤野広美君） ミストシャワーについては、もう既に9時から6時というふうに明記をされて、公園内の見えるところに今、掲示されているというのは承知しております。7月から8月上旬というのは、やっぱり午後7時過ぎまで明るい、日が落ちるのが遅いということだと思いますので、子どももその時間はまだ遊んでいます。ということを踏まえて、来年以降はこの1か月で結構ですけども、午後7時までの延長することはできないのかということと、アジサイの管理は、やっぱり1日1回ではなく、雨降りは当然、町長おっしゃるようになくていいですけども、朝晩の2回というのは必要だと思いますけれども、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 水かけの回数については、先ほど申し上げたとおりでありますので、それでご理解いただきたいなというふうに思います。

ミストシャワーの延長の件につきましては、今年度の部分を総括をしながら、いろいろと検討をさせていただきたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 藤野広美君。

○5番（藤野広美君） ありがとうございます。

臨機応変な行政の対応により、来年度以降、子どもたちがミストシャワーを使って、たくさんのお子さんが遊んでくれるということを望みたい、願いたいというふうに思います。

また、アジサイの管理に対しては、きちんと予算を組んでいただいて、きれいなアジサイをずっと見せていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宇津江雅人君） これで藤野広美君の一般質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（宇津江雅人君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

明日は午前10時に本会議を開きます。

本日はこれにて散会とします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時37分

## 令和7年第3回大江町議会定例会

### 議事日程(第3号)

令和7年9月4日(木) 午前10時開議

日程第 1 一般質問(1名)

10番 土田勸一

○ 旧さくら保育園の解体について

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	菊地英幸君	2番	廣野秀樹君
3番	大沼清人君	4番	菊地邦弘君
5番	藤野広美君	6番	櫻井和彦君
7番	安食幸治君	8番	関野幸一君
9番	伊藤慎一郎君	10番	土田勵一君
11番	宇津江雅人君		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	副町長	菅野光昭君
教育長	清野均君	総務課長	五十嵐大朗君
政策推進課長	鈴木利通君	地域振興課長	櫻井洋志君
税務町民課長	伊藤修君	健康福祉課長	岡田照彦君
農林課長	阿部美代子君	建設水道課長	伊藤和幸君
教育文化課長	金子冬樹君	会計管理者兼 出納室長	伊藤修君

---

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	西田正広君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	庄司由利君
--------	-------	------------------------	-------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（宇津江雅人君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（宇津江雅人君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、議場内での写真撮影を許可します。

また、暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

---

◎一般質問

○議長（宇津江雅人君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の時間は、会議規則第61条の規定により、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問、答弁とも簡明にお願いします。残り5分となった時点でベルを鳴らしますので、議事の進行にご協力をお願いします。

質問席と町長席に水差しを置くことを許可します。

それでは、通告順に順次質問を許可します。

---

◇ 土 田 勵 一 君

○議長（宇津江雅人君） 最初の一般質問は、一問一答方式で行います。

10番、土田勵一君。

○10番（土田勵一君） 改めて、おはようございます。

実は昨日、9月3日で私は78歳になりました。これまで皆さんからお世話になって、これまで長々と議員を続けてまいりました。やじらないでください。いいですか。それでは、よろしく願いいたします。

旧さくら保育園の解体について提言し、町長に伺います。

全国的な少子化による出生数の減少は仕方がないのかもしれませんが、このような状況が10年続けば1万人未満の小さな自治体はどうになってしまうのか、考えただけでも恐ろしくなります。今後、小中学校の統廃合により、全国の廃校数は2倍以上に膨れ上がるものと推測されます。現在、大江町の廃校は七軒東小学校と本郷西小学校だけではありますが、10年後には増えるのは確実であります。

旧さくら保育園については平成7年に竣工し、平成30年に廃園となり、用途廃止になりました。町は利活用のために幾度も公募し、頑張っていたいただきましたけれども、契約には至りませんでした。これまで手間暇や心理的重圧に耐え、相当厳しかったと思っております。誠に残念ではありますが、これ以上、利活用のためにエネルギーを酷使しても無理のような気がしてなりません。

政府は、これまで公共施設の解体する際の財政負担を軽減する制度により、学校の統廃合に伴う新たな施設の整備を地方交付税で支援してきましたけれども、利活用したくてもできない施設の解体は、対象にはなりません。令和7年度から計画策定を要件に利活用できない施設の解体も公共施設の適正化に向け、支援することになります。また、解体後に土地を再利用することが決まっていなくても対象になり、半額程度を地方交付税で手当てされるというものであります。さらに、解体費用の負担が大きく、手をつけられず、リスクの大きな施設が増加していることから、これらについても対象とすることになるようであります。

条例改正に伴いまして、窓口が広くなり、使い勝手がよくなり、大江町にとってもよい方向に向かう解体は容易になるものと思われまます。

令和7年第1回3月定例議会の一般質問で、旧さくら保育園について、町長の答弁は、施設の統合や集約化を要件に公共施設を解体する際の財政負担を軽減する制度を活用したいというふうに私は受け止めたところであります。

旧さくら保育園は、元園児や親御さんにとっても夢や希望がいっぱいの保育園でした。しかし、利活用は相当厳しく、解体はやむを得ない状況であります。したがって、当制度

を活用し、一つのけじめとしてリセットし、すっきりした形で解体していただきますよう心から望むところであります。そんなことから、一つのけじめとして町民の皆さんから苦渋の選択とご理解いただければ幸いです。

当制度の改正によって施設の統合や集約化を要件に認可されますと、地方交付税で半額程度を手当てされることから、多くの自治体が駆け込み申請されるものと思われます。したがって、解体需要が増え、解体費の高騰につながるの間違いありません。

また、働き手や成り手不足に伴う作業員の人件費の高騰、解体された瓦礫の分別の厳格化、全国的な値上げラッシュなどから、解体費用は右肩上がりとなっております。

年度内の申請受付は、既に終了しているかもしれませんが、今後、消費税の廃止や減税がどのように改正されるのか分かりませんが、改正をチャンスと捉え、解体のための準備に備えていただきますよう切に願うところであります。

当制度と消費税改正に素早く対応することが得策と考え、提言するものであります。いかがでしょうか、伺います。

壇上からは以上であります。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） おはようございます。

それでは、土田議員からのご質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

同様のご質問を今年の3月の定例議会で安食議員さんのほうから出されており、その時点での私なりの考え方を申し上げさせていただいているところでありますが、今回は特に建物を解体すべきとのより踏み込んだ内容の質問になっているようであります。

旧さくら保育園につきましては、小学校とは違って規模的にもそんなに大き過ぎないこと、そして町中心部に近く、アクセス面でも比較的恵まれている、このようなことから、公募や様々な機会を捉えまして、利活用できる可能性を模索してきたところであります。何件かの打診もあったことは、これまでもお話をさせていただいておりますが、県の土砂災害警戒区域に指定されていることや、利活用するには合併浄化槽等の更新のほか、幼児向けから大人向けの施設への改築など、多額の費用を要することなどが見込まれるため、仮に町からの支援があったとしても、費用対効果の面で二の足を踏むことになっていたのは仕方がないことだったのかもしれませんが。

したがって、土田議員がおっしゃるとおり、現実を直視して解体することを決断する

ことも、ある意味では賢明な判断と言えるのかもしれませんが。今回の一般質問の中でも、土田さん含めて3名の議員さんからもこの遊休施設の部分についてのご質問が出ており、そういったことを様々と考えなければならぬ今の時期なのではないかと深く思ったところであります。

公共施設の解体に対する国・県の補助制度というのはありません。これまでは起債もできなかったため、自主財源に乏しい大江町のような自治体では、そのままにしておくしかなかったというのが実情でありました。公共施設等適正管理推進事業債という起債制度の創設と対象事業の拡充、これにより、この問題を解決する動きが今後ますます広まっていくことが予想されます。

少しその対象となる事業のことをお話しさせていただきますが、延べ床面積や維持管理経費を縮小することを目的とした施設の集約化や複合化事業、施設の耐用年数を延ばすための長寿命化事業、用途を転用するための事業などとなっています。こうした事業であるならば、起債の充当率は90%で、後年度の元利償還金に対する交付税措置率も50%ありますので、実質50%の国費が支援されるというふうなことになります。財政運営的にも相応のメリットがあるというふうなことになります。ただ、単なる解体だけの場合は、充当率は同様に90%であるものの、交付税の措置はなく、起債の償還年限は30年と長い、そして元利償還金の据置期間は5年となっております。

なお、皆さんご存じのとおり、1年ほど前までの超低金利時代というのが終わりつつあり、今は借入利率も上昇している状況ですので、たとえ起債が可能だとしても、利子償還分の負担は、今後増していくことになります。考え方によっては、旧さくら保育園ぐらゐの規模の施設の解体であるならば、こうした負担につきましては、表現は適切ではないかもしれませんが、町にとっては許容範囲と言えるのかもしれませんが。しかし、これが旧七軒東小学校のように、億単位の解体費が予想される施設となると、そう簡単にはいかないのではないかと考えています。ましてや、大江町において、こうした施設が今後増えていくことが想定される情勢でもありますので、解体後の30年間、子や孫世代に返済の負担を強いることは果たして正しいことなのかどうか、そういったことでは複雑な思いもあります。

令和3年3月に策定した大江町公共施設個別施設計画というのがありますが、その中では、さくら保育園を倉庫として利活用していくことを想定しているという計画になっておりますが、集約化、複合化事業の対象施設として、先ほどの起債制度の活用が認められれば、交付税措置の恩恵を受けられることとなりますので、この点については県などを通して確認を取

った上で、解体の是非について判断をしていきたいと思っております。

答弁は以上になります。

○議長（宇津江雅人君） 土田勸一君。

○10番（土田勸一君） 町長、どうもありがとうございます。

内容は、私に沿ったような、偶然にも合致しているような気がします。まず、うちの学校は、今後どうなるか、ちょっと分かりませんが、このさくら保育園については規模も小さいし、一般的な家の4倍ぐらいで済むんじゃないかなという安易な考えなんです、それをまず一つのけじめとして準備を整えて一回やってみれば、今後の糧にもなるんじゃないかなと、こういうふうに私思っているわけです。

学校は、まず脇に置いておいて、一番必要なのは、重要で必要なのは、やっぱり旧さくら保育園なので、これだけはみんな議論をしながら、当局も勉強していると思いますが、いろいろ考えていると思いますので、それに沿って、恐らくやれるんでないかなと、こういうふうに私は理解しております。

この事業の内容は、これ以上、私はなかなか勉強不足であまり分からないんですが、世の中の流れからしますと、今の町長の答弁のとおり、そのような流れになっているんじゃないかなと、こういうふうに私は理解しています。学校は、今のところ2校だけで、まずは大したことないというか、そんなところでありますけれども、どこの自治体も学校は今からどんどん増えてくるんですよね、廃校は。これ、確実なんです。うちの場合は、想定しても最後には4校かなと、こういうふうな想定しているわけですが、そう簡単に学校となりますと、解体はなかなか難しく、経費なども相当かかりますので、それなりになかなか進めないということがあると思うんですよ。

今回の旧さくら保育園については、まずはという表現がどうかちょっと分かりませんが、まずはとにかくけじめの一つをつけて、そして町長の肩の荷も楽にするように、まずはもうやってもいいんじゃないかなと。それに町民の方も恐らく苦渋の選択というのを理解してくださるんじゃないかなと、こういうふうに思っていますが、どうでしょう、いかがでしょうか、町長。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 先ほども申し上げましたが、利活用の部分を探っていくというのが1段階としてあって、その部分はもう閉園してから、そして建築してからも相当年数がたってきているという中では非常に厳しい、利活用をしていく上では厳しいというふうな判断の段

階に入ってきているのかなというふうには感じています。

ただ、いつ手を挙げてきてもいろんな準備をする中で利活用する方法があれば、それは前向きに検討していくべきものではないかというふうに思います。そして、解体というふうな話につきましては、いずれ建物には寿命がありますし、公共施設として管理をするというふうな意味合いからも、その寿命の段階で解決するための策としては解体というふうなことも選択肢の一つになってくるというのは、これまでも申し上げましたとおりでありますし、ただ、それを実行していくためには、やっぱりこの町にとっては財源というふうなものが非常に大きな課題であり、それがキーポイントだというふうに思います。

そんな中で、先ほど申し上げたような新しい国の制度ができてきつつあります。とはいえ、今後ひょっとしたら起債ではなくて、補助金の制度なども出てくる可能性もゼロではないというふうに私は思っています。国・県への様々な町村会などを通しての要望などもしておりますし、国のほうとしても、その辺の地方自治体の状況は十分に理解してもらっているんだというふうに思います。

そういったことをトータル的に考えた上でのタイミングで判断していくというふうなことになるのではないかなというふうに感じておりますので、そのタイミング、見計らいながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（宇津江雅人君） 土田勵一君。

○10番（土田勵一君） どうもありがとうございます。

先ほど町長も費用的には許容範囲だということで、町長が申し上げますので、私もそのように思っています。どうして今回の質問をやったかといいますと、やはり許容範囲で予算的にどのぐらいの範囲でできるのかと、こういうことで質問も、決断した質問の一つの要因です。

結論から申しますと、できないものではないと私も理解しておりますし、町長もそのような頭の脳裏にもあるんじゃないかなと私も思います。まずは、さくら保育園というのは規模も小さいし、やれないことはないと思いますので、これまでも頑張ってきていただきましたけれども、今後も恐らく公募するのかがちょっと分かりませんが、町長も今の話聞きますと、まだ若干残していくという感じの私は何か答弁とお聞きするように思ったんですが、そういうことも果たして、また少しバックするというのを町長考えているんだかどうか、本当に考えているんだしたら、また別でしょうけれども、でも私はもう言った限りでは頑張って、私も応援して、町民の理解も得て、そして補助事業を活用して、そして解体するとい

うのが私の望みの一つであって、町長も狙うとしたら、その件だと思うんですよ。

町長は丁寧な答弁をしますので、なるべくうまく答弁するように、頑張ってお返事しているのは理解できるんですよ。分かりますよ。今回は検討という言葉が全然出てこなかったから、私は理解するんですが、これは、私は大好きです。どうですか、町長。今回は……

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 何がどうですかという質問なのがちょっといま一つ理解できない部分はあるんですが、ただ、土田議員なり、前回ご質問いただいた議員さんなりの意図と伺いますか、意思と伺いますか、ある意味町民の声というふうな部分については、非常に大きな意味合いがあるというふうに思っておりますので、こうしたことも新しい起債の制度、国からの支援の制度ができたというふうなこともきっかけにして、トータル的な経費、じゃ、実際、町はどれぐらい負担をしなければならないのかというふうな部分を詰めながら作業をしていきたいというふうに考えております。

○議長（宇津江雅人君） 土田勳一君。

○10番（土田勳一君） どうもありがとうございます。

最後にしますけれども、私も空き家を1件持って行って解体しているわけなんです、これではっきり申しますと、大分かかっているんですよ。なるべく早く解体したほうがいいと思って、なるべく早く解体したんですよ。それが今、今後そうしておかげさまで今、百目木の住宅団地として一部として残っているんですが、それもやっぱり私も50万の補助を頂いて解体して、そしてきれいにして、今に至っているわけです。金額からすると、大体300万ぐらい私かかっています、50万補助を頂いて250万、費用は毎年1割ぐらいずつ上がっているような心配がありますので、3年になっているのでさえ、やっぱり30%ぐらい上がっているんだなというふうに理解しています。

さくら保育園は、規模的にもそう大きい規模のものじゃなくて、あるいは一般家庭の4倍ぐらいで済むんじゃないかなと私はこう理解しています。4倍といっても補助事業と、それから起債なんかいろいろあるわけなんです、利用するとなれば、いい方法を町で考えてもらって、いい方法に進んでもらって、いい方法にお金を使って、いい方法で解体すると、こういうふうなのが完璧なものなんです。恐らく町長もそれを頭の中では今考えていると思うんですよ、町長。絶対考えていると思います。検討したいというふうにと、全然今まで言ったことありませんので、結局、これまで早々解体については、私もそれで一般質問しているんですけれども、やっぱりこれまでの集大成として、やっぱりやるときには、必要な

ときにはやるべきだなと思って、今回の一般質問をしております。

町長は、恐らく中身聞いたことはないんですが、いろいろなことを模索して、これにまで至ったのをまた私はどんでん返しじゃなくて、バックするということはないと思っておりますので、私は絶対町長を支援をしながら、なるべく早く解体したほうがお金的にもいいのかなど、こういうふうには私は、私の念願でありますので、そういう観点から、今後も後ろにバックしないように、前さ進むように、とにかく解体のために頭を使って頑張ってください、どうですか、町長。最後に締めてください。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 検討という言葉を使わない答弁だなというふうなことでお褒めをいただいたのか、少し皮肉っぽい表現なのか、よく理解できないところありますが、ただ、今回の部分については、いろんな議員さんからそういうふうなご意見をいただいているというふうなことは、情勢として私の頭の中では、きちっと受け止め、整理をしていかなければならないことだというふうに感じております。

なので、ぜひ決断をし、予算も伴ってくることでもありますので、その際には、ぜひ皆様からご理解をいただいた上で進められるような支え方をお願いできればというふうなことを申し上げて、締め言葉にさせていただきます。

○議長（宇津江雅人君） 土田勵一君。

○10番（土田勵一君） ありがとうございます。本当に町長、締めありがとうございます。

私は、これで一般質問を終了いたします。どうもありがとうございました。

○議長（宇津江雅人君） これで土田勵一君の一般質問を終わります。

---

### ◎散会の宣告

○議長（宇津江雅人君） これをもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。

これ以降、週明けの9日火曜日まで、議案調査等のため本会議は休会とします。

9月9日火曜日、午前10時に本会議を開きます。

本日はこれにて散会とします。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時29分



## 令和7年第3回大江町議会定例会

### 議事日程(第4号)

令和7年9月9日(火)午前10時開議

- 日程第 1 議第54号 大江町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 議第55号 大江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議第56号 大江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議第57号 大江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議第58号 大江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議第59号 令和7年度大江町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 議第60号 令和7年度大江町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 議第61号 令和7年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議第62号 令和7年度大江町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議第63号 令和7年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議第64号 令和7年度大江町下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第12 決算特別委員会設置及び付託

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	菊地英幸君	2番	廣野秀樹君
3番	大沼清人君	4番	菊地邦弘君
5番	藤野広美君	6番	櫻井和彦君
7番	安食幸治君	8番	関野幸一君
9番	伊藤慎一郎君	10番	土田勵一君
11番	宇津江雅人君		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	副町長	菅野光昭君
教育長	清野均君	総務課長	五十嵐大朗君
政策推進課長	鈴木利通君	地域振興課長	櫻井洋志君
税務町民課長	伊藤修君	健康福祉課長	岡田照彦君
農林課長	阿部美代子君	建設水道課長	伊藤和幸君
教育文化課長	金子冬樹君	会計管理者 兼出納室長	伊藤修君

---

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	西田正広君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	庄司由利君
--------	-------	------------------------	-------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（宇津江雅人君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（宇津江雅人君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

なお、暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

---

◎議第54号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第1、議第54号 大江町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

岡田健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡田照彦君） おはようございます。

それでは、議第54号 大江町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

町長の説明にもありましたとおり、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める内閣府令が公布されたことに伴い、本町においても国の基準に従い、本条例を定めるものです。

それでは、条例制定の要点をまとめた資料5より説明させていただきます。

初めに、1の条例制定の趣旨についてですが、昨年、成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において全ての子どもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対して保護

者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度が創設されました。

また、乳児等通園支援事業は児童福祉法において、市町村による認可事業として位置づけられ、事業を実施するためには、その設備及び運営について、条例で基準を定め事業を実施する事業者を町が審査し認可する必要がありますので、本条例を制定するものです。

次に、2の乳児等通園支援事業の概要ですが、保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の乳幼児が、月10時間の枠内で保育所等を利用することができる制度です。実施内容については記載のとおりであります。就労条件等の保育の必要性が求められないため、誰でも保育所等を利用することが可能となります。保護者の孤立感や不安の解消につながることを期待され、子どもにとっては家族以外の人との触れ合いや専門知識・技術を持つ人との関わりや経験から、物や人への関心が広がり育ちの支援につながるが見込まれます。

次に、3の条例制定の基準ですが、条例の制定には内閣府令により従うべき基準と参酌すべき基準が定められています。

4の本町の基準ですが、本事業の認可を審査する上で重要となる設備及び職員の基準をはじめ、全て国の基準に従い規定を整備しております。

5の施行期日は、公布の日から施行することとし、事業の開始時期は全ての自治体で開始が義務づけられている令和8年4月としたいと考えております。本町においても、本条例が制定されましたら令和8年4月からの事業開始に向け認可の受付やシステムの整備等準備を進めていく予定であります。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第54号の質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第54号 大江町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議第55号、議第56号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第2、議第55号 大江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第3、議第56号 大江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案は関連していることから、詳細説明を一括して行うこととし、議案の審議は1議案ずつ行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

それでは、議第55号及び議第56号についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第55号 大江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと、議第56号 大江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議第55号につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正を踏まえ、本人またはその配偶者が妊娠し、または出産したことを申し出た職員などに対して柔軟な働き方を実現するために講ずべき措置を定めるものになります。

資料6-1の新旧対照表と資料6-2の中段、2、改正内容（1）をご覧ください。

新設する第18条の2は、職員、本人、または配偶者の妊娠・出産等を申し出た場合と子が3歳に達する前の2回、両立支援制度等に関する情報提供、意向確認、配慮を行うよう任命権者に義務づけるものになります。

同条第5においては、妊娠・出産時の出生時両立支援を、2項においては、子が3歳に達する前の育児期両立支援について定めております。講ずべき措置の内容としまして、各項の第1号では両立支援制度等に関する情報提供、第2号では両立支援制度等の利用に係る意向

確認、第3号では子の心身の状況または家庭の状況に起因した両立の支援となる事情の改善のための意向調査について規定をしております。

また、同条3項においては、前2項の第3号により意向を確認した事項への配慮義務について規定をしております。

議第56号については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正を受け、部分休業制度に新たな取得パターンを設ける改正となります。

資料7-1の新旧対照表と資料7-2の下段、2、改正内容(2)をご覧ください。

第17条は、部分休業の承認の請求が可能な非常勤職員の要件から勤務日ごとの勤務時間の規定を削除するものになります。

第18条は、従来の1日につき2時間の範囲内で勤務しない部分休業について、勤務時間の始めまたは終わりとしていた条件を削除するものです。

新設する第18条の2から第18条の4については、部分休業の取得形態に従来の1日2時間を超えない範囲内に加えて、1日につき10日相当の範囲内で勤務しない、2つ目のパターンを加えるものになります。

改正後、2パターンとなる取得形態から職員が希望するほうを選択できるようになりますが、第18条の5では選択した取得形態を変更することができる特別の事情について規定をしております。

その他、文言の整理を行うほか、附則第2項においては、この条例の施行日から令和8年3月31日までの間における部分休業の時間数の経過措置について定めております。

以上でございます。

○議長(宇津江雅人君) 初めに、議第55号 大江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(宇津江雅人君) これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(宇津江雅人君) 討論なしと認め、採決します。

議第55号 大江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第56号 大江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第56号 大江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議第57号、議第58号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第4、議第57号 大江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第5、議第58号 大江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての2議案は関連していることから、詳細説明を一括して行うこととし、議案の審議は1議案ずつ行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

それでは、議第57号及び議第58号についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

岡田健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡田照彦君） 議第57号 大江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第58号 大江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

資料8-2をご覧ください。

1の改正の趣旨につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、本町においても国の基準改正に準じ、本条例の一部を改正するものです。

2の主な改正内容についてであります。今般の内閣府令は家庭的保育事業者等における連携施設の確保が全国的に進んでいないことから連携施設の確保に係る要件を緩和する内容となっております。

初めに、連携施設については、資料の下段にあるとおり家庭的保育事業等の実施については、次の3つの要件について連携する保育所等の施設を確保することが実施の条件とされています。

1つ目は、利用乳幼児が集団保育を体験する機会の設定等について、家庭的保育事業所等に対し相談・助言を行い、保育内容支援を実施する連携施設を確保すること、2つ目は、職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に代替保育を実施する連携施設を確保すること、3つ目は、保育の提供終了後も満3歳以上の教育・保育が継続的に提供されるよう卒園後の受皿となる連携施設を確保することです。

中段の表の2段目、第6条として具体的な規制緩和の内容は3つの要件のうち、保育内容支援と代替保育について連携施設の確保が著しく困難である場合、連携施設に代えて家庭的保育事業等と連携協力する小規模保育事業A型事業所等の連携協力者を確保することで、連携施設の確保をしなくてもよいこととする内容です。

あわせて附則第3条において、連携施設の確保が著しく困難である場合に連携施設を確保しないことができる経過措置について、引き続き5年間延長するものです。

第49条は、連携施設関連の改正とは別に多方面で条例整備が進んでいる手続の時短化について、併せて条文を追加する改正を加えております。

続きまして、資料9-2をご覧ください。

これまで説明してきました大江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、いわゆる認可の基準の改正に伴い、確認の基準となる大江町特定教育・保育施設及び

特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についても併せて改正するものであります。

最後に、現在、本町においてこの2つの条例が適用される家庭的保育事業等は該当がないことを申し添えます。

なお、資料8-1、9-1として、それぞれの条例の新旧対照表をお配りしておりますが、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 初めに、議第57号 大江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第57号 大江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第58号 大江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第58号 大江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め

る条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（宇津江雅人君） お諮りします。

日程第6、議第59号から日程第11、議第64号までの一般会計、各特別会計補正予算及び下水道事業会計補正予算については、各議案ごとに詳細説明を行った上で、それぞれの議案について、歳入歳出一括して質疑を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、それぞれの議案について、歳入歳出一括して質疑を行うことに決定しました。なお、発言の際はページ数を明らかにして発言してください。

---

#### ◎議第59号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） それでは、日程第6、議第59号 令和7年度大江町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第59号 令和7年度大江町一般会計補正予算（第2号）の詳細についてご説明いたします。

初めに、5ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正のうち、JR左沢線開通記念事業は、令和8年4月のイベント開催に当たり、その準備に着手するための手続になります。

やまがた地鶏食鳥処理施設の指定管理料は、本年度末をもって、指定管理期間が満了となることを受けて、指定管理者を公募するに当たり、早めの準備が必要なためこの時期での設定に至ったものです。

義務教育学校施設整備基本構想・基本計画策定事業については、さきの全員協議会でご説明したとおり、業務委託の期間が約1年半と見込まれ、翌年度にわたって債務が発生することになるものです。

第3表地方債補正のうち、道路整備事業と橋梁整備事業は、国庫補助金の交付決定に伴い、事業費を精査し限度額を変更するもので、防災設備整備事業はJアラート更新事業の内容精査に伴い、限度額を変更するものになります。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明いたします。

それぞれの款に入る前に、人件費について一括してご説明いたします。

例年、9月補正で職員人件費の調整をしており、本年4月の人事異動に伴う職員の給料、各種手当及び共済費の各費目間の調整などそれぞれ増減要因を反映させた結果、一般会計の人件費総額は337万円の増額となりました。

なお、特別会計を含めた総額では150万円の増額となっております。

なお、費目ごとの説明は省略させていただくとともに、特別会計の繰出金についても、一般会計での説明は省略をさせていただきますので、ご了承賜りたいと存じます。

歳出予算から説明させていただきます。

8ページをお開きください。

2款総務費は1款7,400万6,000円の増額です。

1項4目財産管理費の財政調整基金の追加は、地方財政法第7条の規定で義務づけられている前年度繰越金の2分の1以上の額を積み立てるため、必要額を計上しました。

5目企画費は、再整備後における道の駅の町名義の土地が現状多数の筆数となっていることから一筆に合筆整理するための経費と、既存の道の駅サインに愛称を掲示するための工事費を計上しました。

7目公共交通対策費は、町営バスの修繕料を追加するほか、JR左沢線利用促進記念品の売行きが好調で完売している商品もあることから、商品を追加作成するための委託料などを計上するものです。

8目移住定住促進費では、空き家の問合せと取引が想定以上に活発になっていることから、空き家バンク登録に係る調査委託料と改修工事や仲介手数料等に対する補助金を追加するも

のです。

10目交流ステーション費の修繕料は、老朽化等に伴う交流ステーションの照明設備等の修繕を行う費用になります。

9ページ、ご覧ください。

2項2目賦課徴収費は、職員の育児休業に伴う代替職員の雇用に係る経費を計上しました。

10ページ、ご覧ください。

3款民生費は1,115万3,000円の増額です。

1項2目老人福祉費は、シニアセンターの暖房用ボイラーが故障しているため改修工事費を追加するものです。

1項4目障害者福祉費は、本年10月施行の障害福祉サービスにおける就労選択支援創設に伴う障害福祉システム改修費を追加しました。

11ページの2項1目児童福祉総務費及び児童手当費、4目児童福祉施設費の返還金は、子育て関連の過年度分国庫補助金等の精査に伴うものになります。また、保育所等業務効率化推進事業補助金は、保育施設のICT化による保育サービスの拡充や業務効率化推進のための事業に対する補助金となっています。

4款衛生費は481万2,000円の減額です。

12ページをお開きください。

1項2目予防費の予防接種委託料は、高齢者向け带状疱疹ワクチンと新型コロナワクチンについて、今後の接種見込みを精査した上で委託料を追加するものです。

6款農林水産業費は886万5,000円の増額です。

1項3目農業振興費は、いずれも県の補助事業であり、農林水産物等災害対策事業補助金は、本年6月からの高温少雨対策としての資機材整備に対する補助になります。未来を育む農業担い手育成支援事業補助金は、農業機械整備に対する補助になります。

1項5目農地費の農業用水確保対策事業補助金についても、県の補助事業で渇水対策に対する補助事業となっています。町単独土地改良事業補助金の追加は、融雪などにより被害を受けた農地の復旧に対する補助金になります。

13ページをお開きください。

7款商工費は1,837万7,000円の増額です。

1項2目商工振興費は、物価高騰の対策として町民1人当たり5,000円の商品券配布に続きまして、プレミアム付き商品券事業を実施するもので、プレミアム率は30%、10月からの

申込開始を予定しています。

3目観光費の看板等設置工事費は、令和6年3月に倒壊した日本一公園の木製看板の復旧工事を実施するものになります。最上川舟唄保存会補助金は、舟唄の保存継承に資するためとして寄附金を頂きましたので、その活動を行っている保存会の補助金を追加するものになります。

14ページをお開きください。

8款土木費は1,714万9,000円の増額です。

2項2目道路維持費は、4か所分の町道の維持補修経費等を追加しました。

3目道路除雪費は、除雪機械の老朽化に伴い点検費用や不具合箇所が増えていることから、降雪期に入る前に修理し、万全の除雪体制を整えるものです。

4目道路新設改良費及び6目橋梁維持費は、国庫補助の交付決定を受けて事業内容を精査し、調整したものになります。

15ページ、ご覧ください。

3項1目河川管理費は、百目木地区の内水対策事業について事業内容の精査に伴い、測量設計委託料及び工事請負費の当年度実施事業分予算の調整を行ったものになります。

10款教育費は1,335万6,000円の増額です。

1項3目教育活動推進費は、令和15年度の開校に向けた町立義務教育学校施設整備に係る基本構想及び基本計画策定経費であり、債務負担行為を設定しながら令和8年度末までの策定を目指すものであります。

16ページをご覧ください。

中段の3項2目教育振興費のスポーツ芸術文化等各種大会派遣補助金は、優秀な成績を収めた大江中学校生徒の県・東北・全国の各種大会並びにコンクールへの出場実績に応じて補助金を追加するものになります。

4項2目公民館費のふれあい会館設備更新工事費は、故障している楽屋のエアコンの更新、5項2目体育施設費の修繕料は、体育センターのバスケットリング修理など緊急性のある案件があるため追加をさせていただくものです。

17ページをお開きください。

下段の13款諸支出金は160万6,000円の増額です。

3項2目下水道公営企業費は、マンホールポンプ制御盤の故障に伴い、改修が必要となったことから下水道事業会計補助金を追加するものです。

以上が歳出予算の概要であります。

6 ページに戻っていただいて、歳入予算をご覧ください。

6 ページ以降、14款国庫支出金のほか、15款県支出金、17款寄附金、20款諸収入、21款町債につきましては、今、歳出予算で説明した事業に充当する特定財源になります。

7 ページ上段の18款繰入金は、各特別会計の令和6年度決算確定に基づく精算処理になります。

19款繰越金についても、令和6年度決算確定に基づき未計上の額を全て計上したのになります。

以上が令和7年度大江町一般会計補正予算（第2号）の主な内容であります。

○議長（宇津江雅人君） どうもありがとうございました。

それでは、議第59号の質疑に入ります。

4番、菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） 4番。

教育費の中でお伺いします。

10款教育費、16ページ、10款教育費の教育振興費、スポーツ芸術文化云々というのは50万6,000円、いろんなところで活躍しているいろいろ行くわけである中で補助を出していると思うんですけども、大変いいことだと思います。もっと増額して、いろいろやれるんだったら出してあげてもいいんじゃないかなとは思っていますけれども、詳細をお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 教育文化課長。

○教育文化課長（金子冬樹君） それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、先ほどの総務課長からの説明にありましたけれども、今回、中学校の総体ということで地区大会が行われまして、その結果、県大会そして東北大会、全国大会ということで出場する選手もおりましたので、それに対する補助ということで今回補正額を組ませていただいております。

詳細な内容につきましては、県大会の出場する選手の人数は20名と吹奏楽の1団体、東北大会につきましては7名の選手に対する補助、そして全国大会につきましては1名の補助ということで、補助の内容につきましては出場する参加料そして宿泊の場合はその3分の2の補助ということで行っておりますので、そういった内容の不足する分の補正というふうになりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） いいですか。

5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 5番、藤野です。

17ページお願いします。

一番上になりますけれども、10款5項2目の中の10節修繕料110万について、詳細をまずお願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） 教育文化課長。

○教育文化課長（金子冬樹君） それでは、修繕料の質問につきましてお答えさせていただきます。

今回、110万ということで追加をさせていただきましたけれども、主な内容につきまして、先ほど説明にありましたけれども、体育センターの入って右側のバスケットリングのほう、上下する場合にちょっと動作の不具合が生じておりますので、まずは、その不具合を修繕したいという内容が1点でございます。

それから、スキー場関係になるんですけれども、まず1点目が、スキー場の圧雪車ということで、今、設置してありますけれども、スキー場の圧雪車の後部のならず部分がありまして、上下してスキー場をならず部分があるんですけれども、その部品の一部が破損しまして、そして、今、上下に作動しないということがありますので、その部分の修繕が2点目でございます。

それから、3点目につきましては、スキー場のアンバーリフトということでワイヤーを腰に当てて、スキー場の右側にあるんですけれども、そちらの管理棟の脇にあります滑車の部分のゴムの部分がちょっと劣化しまして、そちらの修繕をしないと冬期間使えないということで、そちらの修繕が主なものになります。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 今、2番目に説明あった小鳥山の圧雪車は、多分、令和4年に中古で購入しているんでないかなというふうに記憶があるんですけれども、中古車となるとだんだん部品がなくなっていくということも考えられるんですけれども、部品調達はちゃんとできるのかということと、この修繕をすると今後どれくらいの期間、稼働できるというふうに見ているのかも伺います。

○議長（宇津江雅人君） 教育文化課長。

○教育文化課長（金子冬樹君） ただいまご指摘のとおり、この圧雪車につきましては令和4年に中古で購入をしております。ちょっと新車で買うと3,000万相当するということで、中古で600万ほどで購入しているということで、こちら2004年製ということで、かなり年数がたっているということになりますので、今後、部品等を直し直し使っていく必要があるということで、今回も新しく修繕をさせていただきますけれども、ただ当然直したところは相当部分もつんですけれども、ちょっとほかの部分もかなり劣化が例年出てきているということで、その辺は状況に応じて対応しながら長く使えるようにしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 小鳥山は近くにあって、小さい子どもが行けるというので大江町ではとてもいいスキー場だと思いますので、ぜひ部品等をそろえて楽しい一年冬を過ごしていただけるようお願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） ほかにありますか。

1番、菊地英幸君。

○1番（菊地英幸君） 13ページ、7款商工費の3目観光費の柳川温泉の修繕工事297万8,000円についてお伺いしたいと思います。

どういう内容なのかちょっと、どこを修繕するのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（櫻井洋志君） 柳川温泉修繕工事でございますが、柳川温泉については開湯から30周年を迎えて、施設についてはかなり老朽化しているというようなものになっております。今回、修繕を行いますのが柳川温泉の健康増進センターの浄化槽の劣化が見られます。ブローの配管から空気が漏れている状況が確認されておりますので、それを直すというようなこと、加えて浄化槽の蓋、こちらについても鉄製の蓋なんですけれども、さびて危険な状況だというようなことで、こちらの修繕を行うものであります。

あと、柳川温泉、今年の冬の雪によりまして、屋根の一部たるきのほうが破損したというような状況を確認しておりますので、そちらの修繕を行うというような内容になっております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） ほかにございませんか。

2番、廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） 2番。

8ページ、住宅定住促進、18節の先ほどの説明で空き家等修繕というところで、補助金が足りないということで、追加ということになっておりまして2,277万、これの7年度要望とかそういう状況とかそういうのが把握なさっているかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（櫻井洋志君） 空き家等利用促進補助金の2,277万円の追加になりますけれども、こちらについて今年度補助をしてきたわけなんですけれども、その補助については改修の補助、あるいは家財道具の処分、あと仲介手数料、こちらについて補助をしている内容でございますが、今年度、こちらの補助金が底をついている状態というようなこと、今年度は登録が結構多くありまして、補助金があれば改修を行いたいというような希望も聞いております。

現在、7件分について支援をしておりますけれども、9件を追加し16件分について支援をしたいというふうなことで、この金額を補正させていただいたところでございます。

○議長（宇津江雅人君） 2番、廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） 2番。

ありがとうございます。

利用する方ですけれども、町内の方か、それとも町外から町内に移住なさる方とか、そういう方々の把握もしていらっしゃるでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（櫻井洋志君） 今年度の状況を申し上げますと、特に改修工事を行ったのが7件のうち4件あるんですけれども、そのうち2件が町外となっております。ただ、残る町内からの移動の方ももともとは町外から町営住宅とかそういったところにお住まいをしまして、このたびの改修で町内の空き家を購入されるというような方の方です。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 9番、伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） 9番、伊藤です。

18ページお願いします。18ページの教育活動推進費の中で……

○議長（宇津江雅人君） 17ページまでです。

○9番（伊藤慎一郎君） 15ページです。ごめんね。ごめんなさい。

3番の教育活動推進費の中で基本計画策定委託料ということで900万、この流れですが、例えば予算可決される、それで委託すると、そういう場合ですと受託先、委託のできる会社、そういうのが一体何社ぐらいあって競争入札なのか、指名入札なのかという入札方法というのはどうなっているのか、ちょっと受託先に対してお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 教育文化課長。

○教育文化課長（金子冬樹君） 基本構想・基本計画の質問につきましてお答えさせていただきます。

ただいま何社ぐらいあって、そして入札方法につきましてはどうのように考えているかということでありますけれども、全協のほうでもちょっと申し上げさせていただきましたけれども、まず業者選定のほうはコンサルということで資格を持って実績ある業者ということで、今後、予算が可決いただいた場合には指名業者の名簿のほうから、まずは選定をさせていただきたいというふうに考えております。ちょっと現段階で入札にするかプロポーザルにするかということでは、係内でも他町の状況も聞きながら、また町としてどういった方法が適切なのかということは現在検討しておりますので、今後、予算可決になった段階で早期に決定し進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 9番、伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） ありがとうございます。

町ではいろんな委託料、例えばこれも専門的だから誰でもできるやつでないから、どうしても税金で何年と続く委託にするかも、中にはあるんでないかと、それで、それやっぱり専門だから誰でも彼でもやるという問題でないから、随契ですと長年やるのも一つの方法かと思いますが、今、AIがかなり進歩して、ある程度策定方法だって簡単にできる面もあるのかなと、私なりにですけれどもね、だから、この委託契約先の、要するに税金でやっているあいつの見直しというのが必要じゃないかなと、見直しというかな、ちょっと長年やっている税金で10年もやっているなんていうのは、何かあるように聞いていますけれども、そういうの見直しという考えはないんですか。お願いします。

○議長（宇津江雅人君） 総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 業者の選定法につきましては指名競争入札が原則です。ただ、内容によっては、今、説明あった学校の設計とかになりますと、やはり安かろう悪かろうの

悪い場合があるんですので、その場合にはプロポーザル方式を採用しまして、基本、金額も大きなファクターにはなるんですけども、それ以上にその業者が信頼できる業者であるか、あるいは受注後にも確実な施工が見込めるかどうかということのほうが、より重視すべきことであるというふうに思っておりますので、その点については先ほどもありましたけれども、施工については吟味したいと思います。

あと、中には、例えば、役場のいろんなシステムなどにつきましては、最初は指名競争入札します。一旦決まると性質上はどうしても随意契約、特になりがちですけども、そこはいかんともし難い部分がありますので、やはり全部入替える更新する時期になりましたら、その業者の選定法につきましては、やはり再度見直しをしていくというようなことで努めているところであります。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） ほかにございますか。

2番、廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） 2番。

13ページお願いします。

7の商工費ということで18節負担金、補助及び交付金のプレミアム付き商品券の補助金ということで、実は町民のほうから今年はプレミアム出ないのかとか、あとは同じように業者さんからも出してもらえないのかというふうな質問がありまして、やっぱりこの物価高対策で燃料が必要な時期に出していただけるとなると、さらにいいかなというふうに思っております、ここでちょっと質問なんですけれども、買える方が町内に住んでいる方に限定しているときもありますし、余ったときには町外から勤めてくれる、来た方にも販売するというふうになっておりますけれども、今回のプレミアム商品券の販売に当たって、買える方の選定はどのようになっているのでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（櫻井洋志君） プレミアム付き商品券事業補助金に関してでございますけれども、やはり物価高騰というようなことがまだまだ続いているというような認識をしております。あわせて、物が高いというようなことで、なかなかやっぱり買物ができないというような方もおられるというようなことで、今回のプレミアム付き商品券事業については、やはりその影響を受けている地域経済の活性化というような部分と、やはり買物をする人、購買需要の喚起をしていくというようなことが必要かなというふうに思っております。

12月から2月の中旬ぐらいまでの商品券の使用というような期間を設けて考えておりますけれども、やはり町民を優先すべきものかなと、町民として買物したくても物価高騰で買えないというようなことが主としてあると思いますので、そちらを優先して販売を行いたいと思っております。ただ、5,000冊を準備する予定でございますが、余れば町内にお勤めの町外の方に、第2弾といいますか、そのような形で販売する申込みを取るといったような形で進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 2番、廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） 2番。

ありがとうございます。

時期的にはやはり燃料が大変必要な時期なので、大変いい時期ではないかなというふうに思っております。5,000冊ということでありますので、1回目1人幾らという決めるのも大変だと思いますけれども、もし残券がありましたら、ぜひ町外からの勤めている方にも販売をしていただくようにお願いしたいと思っております。

以上です。

〔「関連、失礼ですが」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 7番、安食幸治君。

○7番（安食幸治君） 7番。

失礼ですけれども、関連でプレミアム付き商品券事業に関して確認したいと思うんですけれども、私、3月定例会予算のときに、春が町民1人当たりにつき5,000円の商品券、そして秋というか冬にプレミアム商品券をしたらどうかという提案をしたんですけれども、そのときに当時の課長が国からの補助金があったら、してもいいよみたいなことを言っていたんですけれども、例えば今から国からの補助金がなくなったときに、予測じゃないんですけれども、町民の方々も春の商品券と秋のプレミアム商品券というのが期待していると思うんですけれども、今後どういうふうになっていくのかだけお伺いしたいんですけれども。

○議長（宇津江雅人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（櫻井洋志君） 今回は限られた予算の中で国からの交付金というものを活用させていただきながら実施していきます。今後、今の政局がどうなるかということもあって、今後の物価高騰対策、様々な支援ということが出てくるんじゃないかなと私もちょっと思っているところなんですけど、その辺については注視しながら、もしそういった交付金が

あれば継続して続けていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○7番（安食幸治君） 分かりました。よろしくお願いします。

○議長（宇津江雅人君） ほかにございますか。

8番、関野幸一君。

○8番（関野幸一君） 関連になると思いますけれども、8番、関野です。

先ほど、廣野議員のほうからプレミアム商品券の話で町外の方からも買えるというか話が出たと思います。うちの町の予算、また今回、国のほうから来ている物価高騰対応重点支援地方創生資金の1,700万のうちの約800万を使ってやる事業になっていると思いますけれども、その中で町外に向けてのプレミアム商品券の発行というのは、やはり予算的にも無理があると思っております。

しかし、先ほど、廣野議員が言ったように町内で働いている方、多分、工業団地また役場の中、あとは町のほうに町外から来て新たに働いてもらっている方が約1,500人ぐらいはいるんじゃないかと想定しておりますけれども、その方たちも我々町民と同じようにプレミアム商品券に申し込んで買えると、それも一つの物価高騰対策にはなるんじゃないかと思っております。

あと、先ほど、課長が説明の中で言いましたけれども、購買需要の喚起という発言もされました。購買需要の喚起ということに関しては、町内の町民だけがプレミアム商品券を買って各商店に行ったりとか様々な物に支払いをするというだけでは、なかなか購買の需要が伸びないということであれば、やはり町外から町に働きに来ている方々もプレミアム商品券を買っていただき、町内でそのお金を使っていただくということも必要なことだと思います。

そこで、やはり800万という予算は少ないので、この予算をもう少し多くしてもらって、やはり6,000セットとか7,000セットそういうものを販売してもらって、町内で働く町外から来ている方にも有効に使っていただけるようにしていただきたいと思っております。これに関しては昨年、またその前の年と、プレミアム商品券のたびに、多分、当時の課長のほうに、町外から働きに来ている方に対してはどうなのかということやずっと質問しておりますけれども、また今回もその枠がなく、余ったらということでの話になっておりますので、もう少し頭を使って予算を捻出して、やはり町外から大江町に働きに来ている方がワンセットでも2セットでも買っていただいて、その町内の産業を、購買需要を回していただきたいと思っておりますが、その辺に関して課長並びに町長はどのように考えていますでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（櫻井洋志君） 今の件については、去年、おととしと、同じようなご質問をいただいております。ちょっと県内の状況を見ますと、やはり市町村ごとの考え方があって、その市町村の方が使えるというふうなところもあれば、それ市町村以外の方も含めて対応しているところもあるようです。

大江町では限られた予算の中で、いかに町民に還元するののかという部分が、まずは優先すべき点なのかなというふうなことで、まずは町民1世帯当たり6冊というふうなことで考えているところですが、そこで販売をして残った部分については町外の方も対象にしていくというふうな基本方針でいきたいと思っております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁ですか。町長、よろしいですか。

町長。

○町長（松田清隆君） 今、課長が説明したとおりの考えで私も考えているところです。やはり還元すべきは町民の部分についての物価高騰対策だというしっかりとした基本を持ちながら、その部分で次のステップとして町内の勤務者というふうな課題があるというふうなことは、これまで何度もお話をお聞かせいただいたところですが、限られた財源の中で回していくというふうなところでは、そういったことなのかなというふうに思っています。

先ほど、安食議員のほうから、これからどうなんだという、この先どうなんだというふうな質問もありますけれども、そこはやっぱり慎重に考えなければならない、国の交付金をまずは当てにしてこれまでずっとやってきたというふうなところがありますので、これを全て一般財源で賄っていく、特に春先にやっている部分については4,000万程度の金額というふうになりますので、ここは全く国の交付金がない部分では難しいのではないのかというふうな現時点では思っております。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） ほかにありますか。

2番、廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） 商品券ということで。

○議長（宇津江雅人君） 廣野議員、ページ数。

○2番（廣野秀樹君） いや、同じページで。

○議長（宇津江雅人君） 同じ、関連質問ですか。

○2番（廣野秀樹君） 関連で、3回目をお願いします。

他町村ですと、スマホとかそういうので商品券プレミアムやっているんですけども、大江町は印刷している紙ベースでやっているんですけども、私、仕事していて、大変その紙ベースが非常にいいというふうに思っておりまして、町民のほうも思っているんですけども、これから先もぜひ紙ベースだけの商品券でお願いしたいなというふうに自分は思っているんですけども、その辺はどういうふうに考えていますか。3回目、最後ですけども。

○議長（宇津江雅人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（櫻井洋志君） システムについてもいろいろ見ておられますと、なかなか経費がかかるというような部分、あと一度導入してしまえば、それなりのやっぱり維持管理という部分がちょっと必要になってくるというようなことで、現在は紙ベースでさせていただいておりますし、当面はデジタル化というようなシステム化というのは、なかなか費用的な部分でかかるというようなこともありますので、できるだけ町民に還元するということなどを優先的に交付を考えていく必要があるかなということでは、当面は紙ベースで続くのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） ほかにございませんですか。

10番、土田勵一君。

○10番（土田勵一君） 10番。

13ページかな、観光費の14節看板等設置工事費344万、これについて伺います。

実は、この看板というのは松田町長の隣から上っていく日本一公園という看板の改良ですか。

○議長（宇津江雅人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（櫻井洋志君） 土田議員が思っておられるのと一緒かなと思いますが、楯山公園の中腹にある日本一公園と書かれた看板の修繕でございます。

○議長（宇津江雅人君） 10番、土田勵一君。

○10番（土田勵一君） ありがとうございます。

実はですね、長年の懸案だったものであります。これも町長も言いづらいとは思いますが、なかなか看板が新しくなっていないということで、このたびようやく補正がなって看板が設置できるということで私もほっとしております。私も百目木で育ったものですから、ある程度の気持ちを持っていますので、その看板というのは歴史的にも何と申しますか、そん

なに豪華でなくてもいいから歴史のある看板にしていきたいなど、こういうふうに思います。

344万だから、そう悪いやつではないのかなと理解しているんですけども、それなりにかかると思うんですが、一生懸命考えて、デザインなんかも考えていただいてですね、価値のある、3代目になるんですかね、看板にしていきたいと思いますが、どうでしょうか、課長。

○議長（宇津江雅人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（櫻井洋志君） こちらの日本一公園の看板については、大きさは前回と同じ大きさです。作りとしても木製ということ踏襲しながら計画しております。

ただ、前回の物については、多分雨とかできっと足元のところが腐れてというようなことが原因だったようですので、その辺防腐処理をきちんとしながらというようなことで、対策を講じて工事のほう設置のほうをしていくというようなことで予定をしております。

以上です。

〔「了解しました」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第59号 令和7年度大江町一般会計補正予算（第2号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、11時20分まで休憩します。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時20分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、開議を再開します。

---

◎議第60号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第7、議第60号 令和7年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

伊藤税務町民課長。

○税務町民課長（伊藤 修君） それでは、議第60号 令和7年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の詳細についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、5ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費は、職員の人事異動の精査に伴い人件費を187万円減額するものです。

2項1目賦課徴収費は、国の少子化対策の抜本的強化策として、子ども・子育て支援金制度が令和8年度に創設されることに伴い、国保税においても新たに子ども・子育て支援金分を賦課する必要があることから新たにシステム改修委託料を110万円計上するものでございます。

7款1項3目償還金は、令和6年度の実績に基づき、保険給付費等交付金等の返還金を774万円追加をいたしました。

次に、歳入について説明いたしますので、3ページをご覧ください。

1款1項1目国民健康保険税は、令和7年度の国保税の収入見込みにより1,580万円を追加するものでございます。

5款1項1目一般会計繰入金は、人件費の減額に伴い187万円を減額するものです。

2項1目基金繰入金は、令和6年度の決算見込みに基づく繰越金及び国保税の追加により2,844万円を減額するものでございます。

6款1項1目繰越金は、令和6年度の決算見込みにより2,037万3,000円を追加するものでございます。

8款1項1目社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、マイナンバーカードと健康

保険証の一体化に伴う事務費に係る補助金を新たに7,000円計上するものでございます。

4ページをご覧ください。

8款1項2目子ども・子育て支援事業費補助金は、子ども・子育て支援金制度のシステム改修委託料に係る補助金を新たに110万円計上いたしました。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第60号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第60号 令和7年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議第61号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第8、議第61号 令和7年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

伊藤税務町民課長。

○税務町民課長（伊藤 修君） それでは、議第61号 令和7年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の詳細についてご説明申し上げます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、4ページをお開きください。

1款2項1目徴収費は、令和8年度の子ども・子育て支援金制度に係るシステム改修委託料を新たに264万円計上するものでございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、令和7年度の後期高齢者医療保険料の追加分のほか、過年度分の保険料収納分として898万6,000円を追加するものでございます。

3款2項1目一般会計繰出金は、令和6年度の決算見込みに基づき、精算分を29万8,000円追加をいたしました。

次に、歳入についてご説明いたしますので、3ページをご覧ください。

1款1項後期高齢者医療保険料は、令和7年度の保険料の収入見込みにより620万円を追加するものでございます。

4款1項1目繰越金は、令和6年度の決算見込みにより291万8,000円を追加するものです。

5款2項1目保険料還付金は、保険料の更正分について山形県後期高齢者医療広域連合から収納した額を16万6,000円追加をするものでございます。

6款1項1目子ども・子育て支援事業費補助金は、子ども・子育て支援金制度のシステム改修委託料に係る補助金を新たに264万円を計上いたしました。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第61号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第61号 令和7年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議第62号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第9、議第62号 令和7年度大江町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

岡田健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡田照彦君） 議第62号 令和7年度大江町介護保険特別会計補正予算（第1号）の詳細についてご説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたしますので、4ページをお開きください。

1款3項1目要介護認定審査会等費は、介護保険帳票代等の消耗品を16万6,000円追加するものです。

6款1項1目償還金は、概算交付を受けていた令和6年度の介護給付費負担金、地域支援事業交付金及び支払基金交付金等の精算に伴い、超過して交付された負担金等の返還金として1,351万2,000円を追加するものです。

6款2項1目一般会計繰出金は、令和6年度決算に基づき、超過して繰入れされた町負担金を精算するため371万1,000円を追加いたしました。

次に、歳入についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

7款1項5目その他一般会計繰入金は、総務費の追加により16万6,000円を追加するものです。

8款1項1目繰越金は、返還金等の追加に伴い、不足する財源を補うために前年度繰越金を1,722万3,000円追加いたしました。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第62号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第62号 令和7年度大江町介護保険特別会計補正予算（第1号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議第63号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第10、議第63号 令和7年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

伊藤建設水道課長。

○建設水道課長（伊藤和幸君） 議第63号 令和7年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

初めに、歳出予算からご説明いたしますので、4ページをご覧ください。

第1項1目宅地造成費は、百目木地区に整備を予定している代替地の工事費について、代替地移転後の内水被害からの安全性を考慮し角盤をハイウォーターレベルの高さまで整備するための費用分などとして300万円増額するほか、国の堤防整備により移転に伴って同地区において別代替地を準備する必要が生じてきたことから、そのための土地についての用地費及び物件補償費を追加するものであります。

このほか、昨年度、借入れを行った地域開発事業債の借入れ条件の実績に基づき、長期債利子を100万円減額するものでございます。

次に、歳入予算についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

1款1項1目不動産売払収入74万2,000円の追加は、百目木地区移転団地の確定測量に伴う販売面積の確定及び当初予定より販売価格が変更となったことなどによるものでございます。

3款1項1目一般会計繰入金807万1,000円の追加は、百目木地区代替地整備工事費の増などに伴うものであり、4款1項1目繰越金は、令和6年度の決算見込みにより前年度繰越金を追加するものでございます。

以上であります。

○議長（宇津江雅人君） 議第63号の質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第63号 令和7年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議第64号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第11、議第64号 令和7年度大江町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

伊藤建設水道課長。

○建設水道課長（伊藤和幸君） 議第64号 令和7年度大江町下水道事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

補正予算明細書によりご説明いたしますので、8ページをお開きください。

収益的収入及び支出の下段、支出のほうからご説明いたします。

1款1項1目管渠費の5節修繕費につきましては、川口橋マンホールポンプの制御盤故障により99万3,000円を追加するものです。

次に、収益的収入についてご説明いたします。

1款2項2目他会計補助金は、支出の補正に伴い160万6,000円を追加するものです。

次に、資本的収入及び支出について支出からご説明いたします。

9ページをご覧ください。

1款1項1目管渠建設改良費の2節工事請負費は、川口橋マンホールポンプの制御盤故障

に伴う通報装置更新工事により87万2,000円を追加するものでございます。

次に、資本的収入についてご説明いたします。

1款3項1目負担金及び分担金の1節受益者負担金は、今年度分の収入見込みにより18万円を追加するものでございます。

なお、今回の補正により資本的収入が資本的支出に対して不足する額につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度損益勘定留保資金、当年度利益剰余金処分額で補填させていただくものでございます。

詳細説明については、以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第64号の質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第64号 令和7年度大江町下水道事業会計補正予算（第1号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎決算特別委員会設置及び付託

○議長（宇津江雅人君） 日程第12、決算特別委員会の設置及び付託です。

お諮りします。

議第65号から議第71号までの令和6年度大江町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算、下水道事業会計決算及び水道事業会計決算の認定について、計7件の議案は、議長を除く10名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、審査を付託することにしたいと思っております。

これに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、令和6年度の決算認定に係る議案7件は、議長を除く10名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定しました。

決算特別委員会は、大江町議会委員会条例第8条第1項の規定により、議場において、本日午後1時に招集します。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（宇津江雅人君） 以上で、予定された本日の議事日程は全て終了しました。

決算特別委員会の審査が終了するまで、本会議は休会とした上で、本日はこれにて散会とします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時38分

## 令和7年第3回大江町議会定例会

### 議事日程(第5号)

令和7年9月11日(木) 決算特別委員会終了後開議

- 日程第 1 決算特別委員会報告
- 日程第 2 議第65号 令和6年度大江町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議第66号 令和6年度大江町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議第67号 令和6年度大江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議第68号 令和6年度大江町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議第69号 令和6年度大江町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議第70号 令和6年度大江町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 8 議第71号 令和6年度大江町水道事業会計決算の認定について

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	菊地英幸君	2番	廣野秀樹君
3番	大沼清人君	4番	菊地邦弘君
5番	藤野広美君	6番	櫻井和彦君
7番	安食幸治君	8番	関野幸一君
9番	伊藤慎一郎君	10番	土田勵一君
11番	宇津江雅人君		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	副町長	菅野光昭君
教育長	清野均君	総務課長	五十嵐大朗君
政策推進課長	鈴木利通君	地域振興課長	櫻井洋志君
税務町民課長	伊藤修君	健康福祉課長	岡田照彦君
農林課長	阿部美代子君	建設水道課長	伊藤和幸君
教育文化課長	金子冬樹君	会計管理者 兼出納室長	伊藤修君

---

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	西田正広君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	庄司由利君
--------	-------	------------------------	-------

開議 午前10時07分

◎開議の宣告

○議長（宇津江雅人君） ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（宇津江雅人君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎決算特別委員会報告

○議長（宇津江雅人君） 日程第1、決算特別委員会報告です。

議第65号から議第71号までの令和6年度大江町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算、下水道事業会計決算及び水道事業会計決算の認定、計7件の議案に関して、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

4番、菊地邦弘君。

○決算特別委員会委員長（菊地邦弘君） それでは、決算特別委員会の審査結果をご報告いたします。

本委員会に付託されました議第65号から議第71号までの令和6年度大江町一般会計及び国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、宅地造成事業特別会計の歳入歳出決算及び下水道事業会計、水道事業会計決算について、慎重に審査した結果、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

本委員会は上記のとおり決定したので、ご報告いたします。

令和7年9月11日、決算特別委員会委員長、菊地邦弘。

大江町議会議長、宇津江雅人殿。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） ご苦労さまでした。

---

◎議第65号～議第71号の質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第2、議第65号から日程第8、議第71号までの令和6年度大江町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算、下水道事業会計決算及び水道事業会計決算の認定、計7件に関する決算特別委員会委員長の報告は、原案のとおり認定するというものであります。

決算特別委員会は、議長を除く全議員で構成されています。

よって、質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） よって、質疑、討論を省略し、採決することに決定しました。

まずは、採決の方法についてお諮りします。

議第65号から議第71号までの決算認定7件については、一括して採決を行いたいと思いますが、これに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

それでは、一括して採決することに決定しました。

令和6年度大江町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算、下水道事業会計決算及び水道事業会計決算の認定、計7件について、これを委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、議第65号から議第71号までの決算認定7件は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

◎閉会の宣告

○議長（宇津江雅人君） 以上で本日の議事日程を終了するとともに、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって、令和7年第3回大江町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時13分



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 7 年 11 月 11 日

議 長 宇津江 雅人

署 名 議 員 廣野 秀樹

署 名 議 員 菊地 英幸